

一、地租臺帳二十一年度の額に依り田畑地目限り、郡區別に段別、收穫(米麥)利子、地價、地租、穀價(改租の際用ひたるもの)を列記したる表面を調製すべし。

二、郡區別田畑一段歩平均收穫、利子、地價額表を製し、該表に依り、郡の優劣を評定し、前項の表面と對照し、彼是の權衡當否を商量すべし。

三、前二項及二項の材料に依り各郡區を通覽し、其權衡を得ざるものあれば、其原因は收穫穀價利子等何れにありて然るかを推究すべし。

四、穀價は管内各所に於て(常に米麥の賣買を爲す地)近況相場(二十一年以降平均)の確實なるものを取調、而して改租に用ひたる穀價と對照し、實地適當の價格を需め地價修正の用に供すべし。

斯くて二十二年行ひたる特別地價は、當初の豫定は田畑の地價大凡一億二千萬圓、地租凡そ三百萬圓を減する計算なりしが、修正の結果實際減額せしは、地價一億二千九百五十三萬餘圓、地租三百二十四萬千九百餘圓なりき、即ち左表の如し。

年次	原 地 價	原 地 租	修正地價	修正地租	其他共合計
一一	一、一七一、二五七、四四五	二九、二八四、二七二	一、〇五九、九〇五、九六六	二六、四九八、〇八九	四〇、二八一、五一七
一二	一、一七二、二五七、四四五	二九、二八四、二七二	一、〇五九、九〇五、九六六	二六、四九八、〇八九	四〇、二八一、五一七
一三	一、一七三、二五七、四四五	二九、二八四、二七二	一、〇五九、九〇五、九六六	二六、四九八、〇八九	四〇、二八一、五一七
一四	一、一七四、二五七、四四五	二九、二八四、二七二	一、〇五九、九〇五、九六六	二六、四九八、〇八九	四〇、二八一、五一七
一五	一、一七五、二五七、四四五	二九、二八四、二七二	一、〇五九、九〇五、九六六	二六、四九八、〇八九	四〇、二八一、五一七
一六	一、一七六、二五七、四四五	二九、二八四、二七二	一、〇五九、九〇五、九六六	二六、四九八、〇八九	四〇、二八一、五一七
一七	一、一七七、二五七、四四五	二九、二八四、二七二	一、〇五九、九〇五、九六六	二六、四九八、〇八九	四〇、二八一、五一七
一八	一、一七八、二五七、四四五	二九、二八四、二七二	一、〇五九、九〇五、九六六	二六、四九八、〇八九	四〇、二八一、五一七
一九	一、一七九、二五七、四四五	二九、二八四、二七二	一、〇五九、九〇五、九六六	二六、四九八、〇八九	四〇、二八一、五一七
二〇	一、一八〇、二五七、四四五	二九、二八四、二七二	一、〇五九、九〇五、九六六	二六、四九八、〇八九	四〇、二八一、五一七
二一	一、一八一、二五七、四四五	二九、二八四、二七二	一、〇五九、九〇五、九六六	二六、四九八、〇八九	四〇、二八一、五一七
二二	一、一八二、二五七、四四五	二九、二八四、二七二	一、〇五九、九〇五、九六六	二六、四九八、〇八九	四〇、二八一、五一七
二三	一、一八三、二五七、四四五	二九、二八四、二七二	一、〇五九、九〇五、九六六	二六、四九八、〇八九	四〇、二八一、五一七
二四	一、一八四、二五七、四四五	二九、二八四、二七二	一、〇五九、九〇五、九六六	二六、四九八、〇八九	四〇、二八一、五一七
二五	一、一八五、二五七、四四五	二九、二八四、二七二	一、〇五九、九〇五、九六六	二六、四九八、〇八九	四〇、二八一、五一七
二六	一、一八六、二五七、四四五	二九、二八四、二七二	一、〇五九、九〇五、九六六	二六、四九八、〇八九	四〇、二八一、五一七
二七	一、一八七、二五七、四四五	二九、二八四、二七二	一、〇五九、九〇五、九六六	二六、四九八、〇八九	四〇、二八一、五一七
二八	一、一八八、二五七、四四五	二九、二八四、二七二	一、〇五九、九〇五、九六六	二六、四九八、〇八九	四〇、二八一、五一七
二九	一、一八九、二五七、四四五	二九、二八四、二七二	一、〇五九、九〇五、九六六	二六、四九八、〇八九	四〇、二八一、五一七
三〇	一、一九〇、二五七、四四五	二九、二八四、二七二	一、〇五九、九〇五、九六六	二六、四九八、〇八九	四〇、二八一、五一七
三一	一、一九一、二五七、四四五	二九、二八四、二七二	一、〇五九、九〇五、九六六	二六、四九八、〇八九	四〇、二八一、五一七
三二	一、一九二、二五七、四四五	二九、二八四、二七二	一、〇五九、九〇五、九六六	二六、四九八、〇八九	四〇、二八一、五一七
三三	一、一九三、二五七、四四五	二九、二八四、二七二	一、〇五九、九〇五、九六六	二六、四九八、〇八九	四〇、二八一、五一七

第二節 所得稅の創設

本邦所得稅の制度は明治二十年三月勅令第五號を以て創定せられたるを始めとす、蓋し當時にありては國家の歲入の大部分は地租と酒稅に資りたりと雖、國家の進運に伴ひ諸般の經費大に増加したるのみならず、一方には海軍擴張の急務を要し、他方には北海道物產稅の實施せらるゝあり、而かも當時の稅法たる維新創業の際制定せられたるものにあざれば、即ち封建の餘風未だ消えざるの時に當り、

民情の適度を料りて制定せられしものにして、國情の推移と權衡を得ざるもの多く、且其稅率亦た輕重宜しきを失し、貧富負擔の顛倒せるもの少なからず、是を以て現行各稅を以てしては單に稅率を増して、歲入増加を求むるを得ざるのみならず、租稅制度革新の機運漸く迫れるものありしを以て、外國の制度を參酌して新たに所得稅を起すに至れり。

當時の我所得稅法は全文二十九條より成れり、而して其要點は

(一)凡そ人民の資産及營業より生ずる所得金一ヶ年三百圓以上あるものを以て納稅資格と爲し、以下を免稅點とすること、但し同居の家族に屬するものは、總て戸主の所得と合算すること。

(二)所得稅は左の定則に據つて算するものとす。

第一、公債證書其他政府より發し、若しくは政府の特許を得て發する證券の利子、營業にあらざる貸金の利子、株式の利益、配當金、官私より受くる俸給、手當金、年金、恩給金及割賦賞與金は直ちに其金額を以て所得とす。

第二、第一項を除くの外、資産又は營業其他より生ずるものは、其種類に應じ、收入金若しくは收入物品代價中より國稅、地方稅、區町村費、備荒儲蓄金、製造品の原貨物代價、販賣品の原價、種代、肥料代、營利事業に屬する場所、物件の借入料、修繕料、雇人給料、負債の利子及雜費を除きたるものを以て所得とす。

第三、第二項の所得は前三ヶ年間所得平均高を以て算出すべし、但し所得收入以來未だ三年に滿たざるものは、月額平均、其平均を得難きものは他に比準を取りて算出すべし。

(三)左に掲ぐるものは所得稅を課せず。

第一、軍人從軍中に係はる俸給、

第二、官私より受くる旅費、傷痍疾病等の恩給金及孤兒寡婦の扶助料、

第三、營利の事業に屬せざる一時の所得、

(四)所得の等級を五種に分ち、之れに累進率、而かも總額普通累進率を課したること、其等級及稅率は左の如し。

第一等	所得稅三萬圓以上	百分の三
第二等	同 二萬圓以上	百分の二半
第三等	同 一萬圓以上	百分の二
第四等	同 千圓以上	百分の二半
第五等	同 三百圓以上	百分の一

是れなり、素より該稅法には海外との關係、即ち帝國内に住所を有し、又は一定の期間帝國内に住所を有する外國人及單に帝國内に資産、營業又は職業を有する外國人の所得に關する規定を始め、課稅の方法、組織に缺點少なからず、其後三十二年に至りて一大改正を見るに至りしと雖、兎に角現行所得稅の基礎を爲すものなると共に、人民の一般所得に課稅する文明的稅法の嚆矢を爲すものと謂はざるべからず、該所得稅は明治二十年七月一日より實施せられたるが、今年以降國會開設に至るまでの收稅額を見るに左の如し。

二十一年度	五二七、七二四
二十二年度	一、〇六六、八九四
二十三年度	一、〇五二、九八一
二十四年度	一、〇八八、七九二

僅々百餘萬圓に過ぎず、未だ以て重要な財源とする能はざりしことを推察し得べし。

第三節 國稅徵收法の制定

本邦の租税は從來米納金納並び行はれたりしが、明治維新の際に於ても、遽かに租税制度を革新する能はざりしを以て、租税は姑らく舊慣によりて徵收すべき旨を布告せられたり、而して當時貢米の徵收は、先づ之を東京大阪の米廩に直輸し、納税者立合検査を了して後主任官吏の領收書を得て、之を其管轄廳に提出して其義務の解除を受けたりしが、廢藩置縣以後遠海の廻漕の費少なからざるを以て、便宜其地方に港を豫定し、縣官を派遣して茲に納米を運送せしめ、廻送船主の受領證を管轄廳に提出して、其義務の解除を受け、管轄廳は之を租税寮又は同出張所に送付し、租税頭の證書を得て、其責任の解除を受けたり、然れども米納は俵拵運賃其他雜費を要するが故に、金納を請求するものには、之れを許可したり、其後地租改正に着手してより遂に米納を廢して金納の一途に歸せしむるに至れり、又始め金納の分は慣例に依り東京に輸送せしが、畿内、山陰、山陽、南海、西海の國々に限りては、大阪派出の三井組爲換座への預け入れ證書を以てする事を得せしむ、但し其地方廳より東京又は大阪

への送金は、其府縣に爲替方を置き、之を取扱はしめ、其府縣爲替方は、納金取扱の爲め、手数料として納金額の千分の一を納入より得ることを允さる、後納金は凡て第一國立銀行東京大阪兩店に預入し、該行預り證書を以て上納せしむることとなり、次で諸收入金の銀行預手形は先づ出納寮に假納せしめ、尋で本納の順序に従はしむ、明治八年此假納法を廢し直ちに租税寮に上納せしむることとせり、次で十一年郡區町村の編製法布告ありしを以て、國稅徵收法にも改正を加へ、國稅金領收順序を定め、國稅徵收及不納處分の事務一切を舉げて郡區長に委任するの制に改め、十七年更らに之が多少の改正ありたりと雖、爾來明治二十二年國稅徵收法の制定に至るまでは、甚だしき進歩を見るに至らざりしなり。

明治二十一年法律第一號を以て市制、町村制の發布あり、超へて二十二年四月より愈々地方自治制を實施するに至れるを以て、國稅徵收上町村の關係を明定し、又た國家の課税權と他の債權者との關係及び期滿免除に關し規定を改正するの必要ありしを以て、二十二年三月法律第九號を以て國稅徵收法の發布を見るに至れり、茲に於て乎始めて租稅徵收上、稍々完備せる法制を存するに至れり。

該法の要點としては、(一)國稅は、關稅を除くの外、凡て此法律に據て徵收すること(二)市町村をして、其管内の地租を徵收し、之れを金庫に納付するの義務を負はしめ、而かも其事務に關する費用は凡て市町村の負擔とせること(三)地租以外の國稅にして勅令を以て命する時は、市町村は徵收納付の義務を負ふものとす、但し此場合に於ては徵收金額の百分の四を其市町村に交付すること(四)過誤怠慢に依りて其徵收したる税金を亡失したる時は、市町村は之が辨償の責に任すること(五)而して徵收

方法は、先づ地租及勅令に依り市町村に於て徴收すべき國税を徴收する時は、府縣知事は市に、郡長は町村に對し徴稅令書を發し、(六)此以外の國税を徴收する時は市に於ては府縣知事、町村に於ては郡長より各納稅人に對し徴稅令書を發すること(七)市町村長は、徴收令書に依り、徴稅傳令書を調製し、之を各納稅人に發することとす。

然り而して二十二年地租以外勅令を以て市町村に徴收を命じたる税目は次の數目なりとす、所得税、酒造税、菓子税中の製造營業税、及卸小賣營業税、煙草製造營業税及仲買小賣營業税、賣藥税中の營業税、船税、車税、牛馬賣買免許税、銃獵免許税なりとす。

而して此法律は爾來多少の修正を加へられしも、三十年全部の改廢を見るに至るまでは、實に我國税徴收上の根本法を形成したりしなり。

第四節 兌換銀行券制限外發行税

兌換銀行券制限外發行税は明治二十一年七月の制定に係はるものとす、蓋し明治十七年の兌換銀行券條例に於ては、目下銀行は單に正貨準備に依りて兌換銀行券を發行することを得るに止まりしも、二十一年七月同條例第二條に改正を加へ、一定の制限内に於て保證準備の發行を特許し、是と同時に尙ほ日本銀行に於て、市場の状況にして、流通貨幣の増加を必要と認むる時は、大藏大臣の許可を得て、制限外に兌換券を發行するを得せしめ、其發行額に對し、一ヶ年百分の五を下らざる割合を以て

發行税を納付せしむることを規定したりしなり、即ち改正の條文を見るに左の如し

日本銀行は兌換銀行券發行高に對し、同額の金銀貨及地金銀を置き其引換準備に充つべし

日本銀行は前項の外特に七千萬圓を限り、政府發行の公債證書、大藏省證券其他確實なる證券又は商業手形を保證とし、兌換銀行券を發行することを得、但し本項七千萬圓の内、二千七百萬圓は明治二十二年一月一日以降に係はる國立銀行紙幣の銷却高を限りとし、漸次發行するものとす、日本銀行は市場の状況に依り流通貨幣の増加を必要と認むる時は、大藏大臣の許可を得て、前二項發行高の外、更らに政府發行公債證書、大藏省證券、其他確實なる證券若しくは商業手形を保證とし、兌換銀行券を發行することを得、此場合に於ては其發行額に對し、一ヶ年百分の五を下らざる割合を以て發行税を納むべし、但し其割合は其時に大藏大臣之を定む

日本銀行は政府發行紙幣銷却の爲め二千二百萬圓を限り一ヶ年利子百分の二の割合を以て政府に貸付すべきものとす、但し明治三十一年以降は無利子たるべし、

必竟改正條例の精神は、貨幣流通の需用に應せしむる爲め兌換銀行券制限外發行の特權を附與したると同時に、市場の状況に應じ、時々其税率を定めて之に課税し以て制限外發行に伴ふ危險を防止するの趣旨に出でたるものとす、而して本法制定後始めて制限外發行の必要に迫りたるは、二十三年三月にして、爾來其徴收に關しては、大抵年五分の税率を徴收し、日本銀行に於て時々發行する兌換銀行券發行高に割合ひて徴收しつゝあり、而して事實制限外の發行を見たるは、二十七年を以て嚆矢とす。

第五節 其他の改正

其他税法の改善として見るべきものは、二十一年に於る沖繩縣酒類出港税、二十二年に於る米商會所並に株式取引所收税規則の改正にして、前者は間接税の施行を特別地方に免除すると共に、其移入に制限課税を加へ、以て脱税の弊を防止せんとするもの、必竟課税行政の一進歩を示すものにして、後者は取引所賣買約定高に對し、税金として萬分の六を徴收するの制に改め、以て其後二十六年取引所法の發布及該課税法の基礎を形成したるものと謂ふべし。

之れを要するに明治十年西南戦役以後、國會開設に至る期間に於ける我租税制度の改善として見るべきものは、主として直接税制度の確立にして、他の間接税に至りては、酒税を除くの外、重要な財源として見るに足るものなきのみならず、未だ尙ほ混沌たる状態を脱すること能はざりしなり、而して直接税としては、先づ一般に所得税を制定して、四民をして等しく其共同生活に必要な國費の負擔を負はしむるの組織を定め、地租の課税、徴收方法を完備して負擔の不公平を矯正し、次で國稅徵收法を制定して徴税の統一完備を料るに至れり、故に此時代に於て我直接國稅は其基礎を形成するに至れるものと云ふも過言にあらざるなり。

第六章 會計法規の整頓

第一節 一般會計

明治の初年百事草創、會計法規の如き、素より纏りたるもの之れなく、只從來の慣例に従ふて收支するに過ぎず。従て各廳の經費自ら檢束なく濫費の弊あるを免れざりしに、政府は金穀の收支に檢束を加ふるため、明治二年正月出納規則を制定し、出納の順序漸く整理の緒に就くに至れり、我國に於て一般會計に法規あるは是を以て初めとす、

超えて明治六年六月會計法の沿革上に最著名なる一事實の發生を見たり。政府見込會計表の發表是なり。蓋し此發表は先に大藏太輔井上馨同三等出仕澁澤榮一、二氏の財政整理に關する建議を動機としてあらはれしものなり。

抑も明治五六年の頃に於ては官制未整備せず、各省の權限明確ならず、故に各省の事務は、長官其人の手腕如何により伸縮するの景況にして、殊に大藏省の如きは明治の人材多く此に集りたるを以て、其權力頗る強大、従て其事務も大に擴張され、一時は今日の内務、農商務、遞信諸省及會計検査院の所管事務をも包含したるの觀ありき、當時井上太輔は、明治三年より六年の間大藏省中重要な地位を占め、殊に大藏卿大久保利通歐米巡回中は大藏卿代理の資格を以て此事務を専決せり、此くて漸く政府部内に反對者を生じ、參議兼司法卿江藤新平の如き最反對の地位に立てり、此に於て井上大藏太輔の意見往住廟議に容れられず、明治六年五月七日澁澤榮一と共に、政府の財政に關する一大建議を爲し、次て決

を連ねて官を辭せり、此建議の主意は、要するに民力を休養して國民の富強を計り、一般の政務は國庫歳入の方に應じて漸を以て之を擴張すべく、出入平衡を失して維新の大業中途にして蹉跌するの憂なからしむべしといふに在り、且全國歳入の總額を四千萬圓歳出を五千萬圓、歳入不足一千萬圓、其他負債一億三千萬圓の巨額に上れりとし、大に財政の悲境を明白にし、經費の緊縮を痛論せり、此建議は素より廟議の容るゝ所とならず、直に却下せられたりと雖、此建議の洩れて横濱日新真事誌に掲載せらるゝや世人をして政府の會計危殆なりとの疑惑を抱かしめ、朝野の議論大に沸騰するに至れり、此に於てか政府は其信用を維持せんがため、歳計概算を公にするの必要に迫り、初めて歳入出見込會計表を公布し、世人をして其疑を解かしめん事を務めたり、此見込會計表の公布あるや、世人亦政府會計の融かなるを信するに至り、政府の之を公にせし目的は之に達するを得たり。

右の見込會計表は一年間の出入を概算せるに止り、所謂豫算の性質を有せず、太政大臣の達文にも只心得の爲めとありて命令の意を示さず、然れども一度此會計表の公布あるや、政府は是によりて會計事務の處理上に少なからぬ便宜を得、爾後毎年此表を調成公布の習慣となり、遂に變遷して眞正の豫算を見るに至れり、要するに此見込會計表の公布は會計法規の發達上至大の影響を及ぼしたるものにして、且之を歐米諸國に就て考ふるも、立憲政體の國にあらずして會計を公示するもの未だ曾て之れあらず、當時既に我國に於て之を公布せるは誠に進歩せる處置と云ふべし。

明治六年十二月金庫出納順序を定む、其要領は専ら收入金額と經費との區別を判明にし、出納を登記する計簿の規定を定め、計簿の整理は諸官省及使は每一ヶ月、地方は毎三ヶ月に之を行ひ、又各官廳

より翌年一年の費用を概算して毎年十一月十五日を期して之を大藏省に送致せしめ、大藏省は之に續いて經費を豫算し、之を太政官に具進する者とせり。此出納順序は頗る簡單にして全文僅に十一ヶ條より成れりと雖も、他日會計法制定の基礎は實に此に置かれたる者と云ふべし。

明治九年九月十九日大藏省出納條例を定む。蓋し從來歳入出の出納方法は屢變更せられ數年間沿革一ならずしが、此時に至りて歳入出會計の方法略ぼ完備せしを以て、出納に關する法則を一定するの要より此條例の制定を見るに至りたるなり。此條例は卷首綱領以下二十款二百七十四條より成る大法令にして會計經理に關する規定詳細を極めたる者なり。

明治十一年二月九日検査條例を制定し是によれば歳入出豫算の制定を経て一般に公布する際、更に大藏卿より歳出入豫算内詳細簿を検査局長に交付し、同局長は之によりて、歳出入の金額を追調整理するものにして、大藏卿より受領する各廳の勘定帳は、十日以内に調査精算を完結するものとす、而して検査を終る時は検査済の證券を製し置き、更に歳計完結の際大藏卿の名を以て決算證書を製し、検査済證券を交付するものとす。

同年七月二十一日出納閉鎖期限を定む、蓋し會計決算の期限と出納閉鎖の期限とは、密接の關係を有するものなるに、從來此期限に付確然規定なかりしたため、各年度の出納は、其後數年に跨りて、尙決算を完了せず、會計整理上不便尠なからざりしが、此に至て其不便を除くを得たり。是又會計法上の一進歩といふべし。

明治十四年四月二十八日會計法を發布す、蓋し從來金穀の出納に關し、各種の規定ありしも何れも統

一せず、此會計法の制定を見るに至りて、其面目大に革りたり、今其要旨を見るに、會計は豫算に起り、之によりて出納し、決算によりて決了するものにして、即ち其年七月一日より翌年六月卅日迄を一年度とし、甲年の收支に係る金額を以て、乙年の收支に混用を許さず。而して歳計を大別して常用と準備との二種とし、常用の歳出入は經常、臨時の二部に、準備の歳出入は本部、減償の二部に區分し歳入、歳出に、種々の科目、細節を分つ、歳出入豫算は大藏省之を調理統計し、會計検査院の審査を経、内閣之を決定するものにして、各廳に於ては豫算調査を調成して、各科目に付て其の額を記載し、前々年度の實額及前年度の豫算を傍記し、前年度十二月三十日迄に、大藏省に送附す、大藏省は之によりて統計豫算を調成し、四月二十日迄に太政官に具申し太政官は之れを會計検査院に送附す、検査院は五月二十日を限り審査して、太政官に進達す、太政官は六月五日迄に之を決定するものとす、其他一周年の出納は七月一日に於て開始し、該年度經過の後八ヶ月を限り之を閉鎖すべく、該期限内に、決算を終らざれば其事由を會計検査院及大藏省に具申し、翌年度に於て、其決算を爲すものとす。同時に發布されたる會計検査院章程は從來の會計検査院職制章程を修正増補したるものにして、從來の制度に比し面目を一新し、會計事務に關しては、恰んど各省の上に立つの地位を有せり、是れ検査院法規の一進歩なるも、然も當時尙該検査機關は太政官に屬して、行政部内に在りて其豫算を調査し、財務を統御するが如きに至りては、即太政官會計部の一機關なるに過ぎざるの觀なきにあらざりき、同月三十日更に各廳の長官と會計主務官との分掌方を定め、支拂命令官と會計官吏との責任の分界を明にしたり。

其後明治十五年に至り、會計法と會計検査章程に改正あり、改正の要領は、前會計法に於ては豫算の調成に會計検査院の審査を要せしが、新會計法にては會計検査院の審査權を決算にのみ限り、又各廳の定額に相當せる現金は從來月割を以て大藏省より交付し各廳に於て管守するを正則とせしが、新會計法に於ては大藏省に於て管守するを正則とする事に改めたり。

會計法沿革上の一大變則は、政府が明治十五年度より十七年度に至る三ヶ年間各廳經費定額を据置とする旨を達し、毎年度の定額殘餘は三ヶ年度間は翌年度へ引續き使用を許したる事なり、此据置定額の事たるや會計整理上の一大變則なるが、政府が斯る異例の事を實行せるは、蓋し、政府に於て紙幣整理の計畫を立て、十四年度以降毎年七百萬圓を歳入中より引去り、紙幣償却に充つるに決したり、然るに此計畫たるや其實行頗困難なるを以て、政府は三ヶ年度間各廳の定額を据置とし、其間一切の臨時の増額を許さるの方法を設け、紙幣償却の計畫を固ふせん事を期したるなり。

又從來政府は國庫金を直接管理する方法を取り居りしが、明治十五年十月十日日本銀行の開業以來國庫金は凡て該銀行をして取扱に從事せしむる事とせり、蓋し政府は先に島田組、小野組の閉店に鑑み、國庫金の監視出納は大藏省に於て成可直管する法に改められたれども、現金出納は其事務繁劇にして、銀行をして取扱はしむるの便に若かず、且大藏省の庫中に現金を集合するときは、民間金融を拘束する憂なきにあらず、是れ政府が從來の主義を變じ國庫金の取扱を日本銀行に托したる所以なり。明治十五年に定めたる定額据置の事は、十七年度を最後として斷然之を廢し、十七年七月五日經費金支出條規を定め、十八年度より施行する事となりたり、此の條規によりて現金の出納を大藏省に於て

直管し、經費の支出を支拂前に監督する事となり、茲に會計法上に一新主義を加ふるに至れり。此條規の行はれてより以來、會計上に二個の便益を生ぜり、第一は國庫金の運轉に便益を加へ、現金常備の額を節制する事を得たり、第二は會計の檢束を嚴にして常費を節するの利益あり、蓋し從來科目の流用、臨時の支出等には、檢束の法ありしと雖、各廳自ら現金を管守出納せしが故に、檢束の法を破るに容易なりしが、今や現金は大藏省に於て之を管理し、且經費支出前に大藏卿の承認を要するを以て、科目の流用、臨時の支出は、定規の手續を経るにあらざれば行ひ得べからざるものとなりたればなり。

明治十七年九月二十日大藏省證券條例の制定あり、是又會計整理の一大改良なり、蓋し年度中收入と支出との出合の都合上一時歳計の不足を生ずるは、到底免れざる所にして、從來かゝる不足を生じたる場合には、政府は豫備紙幣を發行して其不足を補ひたり、其後紙幣を回収し、十六年一月限り豫備紙幣を發行せざる事となるや、爾來政府は準備金中の紙幣及公債募集金の一時不用となりしものを運轉使用したりしが、準備金の紙幣は順次正貨を買入れたると、又公債募集金は各其目的に使用したるにより、更に之に代るがため、歐米諸國の例に倣ひ、短期公債の制を設けたるなり。

明治十八年三月十六日歳入出豫算條規を制定し十九年度より施行する旨公布す、其要領は歳計豫算書調成の方法を嚴密にし、大藏卿をして各廳の提出せる歳計豫算を檢案して、歳入出を調理し、之を款項に區分し、國庫總體の歳計豫算書を制定せしむる事とせり、而して會計法上の大原則として、歳出中、款の金額は互に流用するを嚴禁し、各項目の流用を制限し以て豫算の實を完からしめ、且一方に

臨時支出の檢束を嚴にすると同時に、豫備金の制を設けて伸縮の餘裕あらしめ、膠柱の憂なからしめたり。

明治十九年三月九日歳入歳出金出納規則の制定あり、此規則は出納順序の上に改良を加へたるものにして、先に制定したる經費金支出條規の旨意を一層明白ならしめたるものに外ならず、而して經費金支出條規は、制定後準備の都合のため實施するに至らずして、本規則の制定あり、即ち該支出條規に規定したる事項は此規則によりて初めて實行を見るに至りたるものとす。

此の如くにして會計法規は年月を経るに従ひ次第に完備したりと雖も、尙是等の多くは時に臨み、機に應じて布達せられたるものにして、頗る繁雜疎漏の憾あり、加之特別資金、期滿免除の如き、政府の工事及物件買賣貸借の如き、出納官吏の委任及身元保證の如き、追加改正を要する點少なからず。然るに一方を見れば國會開設は近く二十三年に迫り、立憲の新政を布かんとするに當りて、以上の如き會計法規は頗る不適當なるを以て、政府は十九年末に於て會計法取調委員を置き、十五年一月以來實施し來れる會計法を基礎とし、廣く歐米各國の會計法規を參酌して、新に會計法を起案せしめ、二十二年二月十一日憲法の發布あるや、同時に法律第四號を以て會計法を公布したり、是實に我國會計法規の沿革上に一新紀元を開きたるものにして、制度の整備したるは全く此時以後にありとす。

今左に其大綱を掲げん。

一、會計年度、毎年四月一日に始り翌年三月三十一日に終るものとす、然れども其年度内の收支事務は翌年十一月三十日を以て完結の時期とす、

二、豫算、

(イ) 總豫算 租税其他一切の收入を歳入とし、一切の経費を歳出とし、歳入歳出は經常臨時の二部に大別し、之を總豫算に編入すべきものとす、

(ロ) 豫備費 豫算中に豫備費を設くべきことは、帝國憲法に明文あり、豫備費の内避くべからざる豫算の不足を補ふものを第一豫備金とし、豫算外に生じたる必要の費用に充つるものを第二豫備金とす、

三、收入、 租税及其他の歳入は法律命令の規程に従ひ之を徴收すべく、之を徴收し之を收納する官吏は法律命令を以て之を一定す、

各年度の歳計剰餘は之を翌年度の歳入に編入し、豫算外の收入は之を現年度の歳入に組入るゝを要す、但し前金渡概算渡繰替拂をなしたる場合に於る返納金は之を仕拂ひたる経費の定額に戻入することを得、

四、支出、

(イ) 仕拂命令 仕拂命令は正當なる債主若は其代理人の爲めにするにあらざれば之を發することを得ず、國庫は適法なる仕拂命令に依るに非れば金錢を仕拂ふことを得ず、

(ロ) 現金前渡 特別の経費にして主任の官吏又は政府の命じたる銀行をして現金支拂をなさしむる必要あるときは、現金前渡の仕拂命令を發することを得、

(ハ) 繰越使用 豫算に於て特に明記あるもの、及一年度に終るべき工事製造にして、避くべからざる事故の爲めに事業を遅延し、年度内に経費の支出を終らざりしものは、翌年度に繰越使用することを得べく、繼續費に在りては毎年度の支拂殘額を竣功年度迄遞次繰越使用することを得、

五、決算 豫算執行の正當なるや否やは決算に於て之を知るを得べし、一年度の收支は會計検査院に於て検査確定し、豫算の式に従ひ總決算を調製すべきものとす、

六、時効 政府の債權債務は他の法律に特別の規定なき限りは五年を以て消滅時効とす。時効の起算點は當該年度經過後即ち翌年四月一日とす。

時効中斷の方法は債務に在りては債主の支出又は仕拂の請求、債權にあつては當該官吏の上納告知とす。

七、出納官吏 現金又は物品の出納を掌る官吏は出納官吏として特に其出納に付一切の責任を負ふ、水火盜難其他の事故に由り保管に屬する現金物品を紛失毀損したる場合に於ても、其不可抗力に出づる事を證明し、會計検査院の責任解除の判決を受けるに非れば、負擔の責を免るゝ事を得ず、從て擔保として身元保證金を徴收せらるゝことあるべし。

此會計法は實に我財政上の重要寶典の一にして、其の立案起草に對しては、最も慎重の手段を取り、最初大藏省に於て調査に着手せる以來、數年間審議を遂げ、二十一年五月草案漸く成り、之を閣議に提出し、閣議更に之を改削し、同年九月案を具して樞密院の議に附し樞密院に於て更に審議を盡し、之に改正を施し、勅裁を経て遂に之を公布するに至れるものなり。同四月三十日會計規則を制定し會計法實施上の細則を定む。

次て五月九日會計検査院法の制定あり、其第一章第一條に曰く、會計検査院は天皇に直隸し、國務大臣に對し獨立の地位を有すと、此に於て會計検査院は他の行政機關に對し、初めて不羈獨立の地歩を占め、會計検査の面目此に全く一新せり、而して此會計法は事の帝國議會に關せざるものは二十三年四月一日より之を實施し、之に關涉する事項は議會開設と同時に施行したり。

國會開設迄の會計法規沿革は大略以上の如し。

序に會計年度の沿革を記さんに、會計年度は明治二年九月初めて之が規定を設け、十月より翌年九月迄を一年度となせしが、五年十月之を改めて一月より十二月迄を一會計年度とし、同七年十月更に改正して七月より六月迄とし、十七年十月更に改正して四月一日より翌年三月三十一日に至る間を一會計年度と定め、以て歳出入に關する區劃を定めたり。

爾來此年度は今日に至るまで革まらず。

第二節 特別會計

會計上に一般會計と特別會計との區別の判然したるは、明治二十二年會計法の制定に初れりと雖も、其以前政府の方針にして、一般會計の法規に準據し難きものは、別途に會計を立て、整理するもの少なからず、其の主なるものは、勸業に關する會計、鐵道、公債整理、起業、及學校等に關する會計の如き之なり、然れども是等の別途會計は一定の法規により判然區別せられたるものにはあらずして、

只其出納取扱の便宜に出でたるものなれば、法規としては或一、二を除くの外は特に見る可きものなし。

即勸業に關しては九年九月各廳作業費區分及受拂例則の制定あり、十年九月作業費出納條例の發布あり、稍作業上の會計を整理したるの跡ありと雖も他は單に必要に應じ、整理の手續を内定したるに過ぎざるを以て、法規の系統見るべきものあらず、十九年一月大藏省調査局を改めて主計局となし、同局中に雜種金課を設置するに及び、政府の別途會計に屬するものは凡て該課に於て處理する事となり、整理の區分稍明白となるに至れり、次て二十二年會計法の制定あるに及んで、特別の必要により本法に準據し難きものある時は、特別會計を設置するを得と定め、以て一般會計、特別會計の別を明かにし、次て二十三年以降官設の作業及學校に關する特別會計を制定し、次て是等特別會計の收入支出に關する規定を制定せり。

第七章 歳計收支の概況

抑も維新以來の我が歳計收支の状況を見るに、行政諸般の制度完備し、爾來國勢の發達に伴ふて經費の膨脹を來すは勢の免れざる所にして、此點より之を見る時は明治の財政は一の歳計膨脹史なりといふも決して過言にあらず。今明治初年より二十三年度に至る各年の歳入出總計を擧げて其關係を表示すれば次の如し。

年度	經常歳入	臨時歳入	計	經常歳出	臨時歳出	計
明治元年(第一期)	34,400,000	22,400,000	56,800,000	42,500,000	20,900,000	63,400,000
第二期	34,400,000	22,400,000	56,800,000	42,500,000	20,900,000	63,400,000
第三期	34,400,000	22,400,000	56,800,000	42,500,000	20,900,000	63,400,000
第四期	34,400,000	22,400,000	56,800,000	42,500,000	20,900,000	63,400,000
第五期	34,400,000	22,400,000	56,800,000	42,500,000	20,900,000	63,400,000
第六期	34,400,000	22,400,000	56,800,000	42,500,000	20,900,000	63,400,000
第七期	34,400,000	22,400,000	56,800,000	42,500,000	20,900,000	63,400,000
第八期	34,400,000	22,400,000	56,800,000	42,500,000	20,900,000	63,400,000
明治八年	34,400,000	22,400,000	56,800,000	42,500,000	20,900,000	63,400,000
同 九年	34,400,000	22,400,000	56,800,000	42,500,000	20,900,000	63,400,000
同 十年	34,400,000	22,400,000	56,800,000	42,500,000	20,900,000	63,400,000
同 十一年	34,400,000	22,400,000	56,800,000	42,500,000	20,900,000	63,400,000
同 十二年	34,400,000	22,400,000	56,800,000	42,500,000	20,900,000	63,400,000
同 十三年	34,400,000	22,400,000	56,800,000	42,500,000	20,900,000	63,400,000
同 十四年	34,400,000	22,400,000	56,800,000	42,500,000	20,900,000	63,400,000
同 十五年	34,400,000	22,400,000	56,800,000	42,500,000	20,900,000	63,400,000
同 十六年	34,400,000	22,400,000	56,800,000	42,500,000	20,900,000	63,400,000
同 十七年	34,400,000	22,400,000	56,800,000	42,500,000	20,900,000	63,400,000
同 十八年	34,400,000	22,400,000	56,800,000	42,500,000	20,900,000	63,400,000
同 十九年	34,400,000	22,400,000	56,800,000	42,500,000	20,900,000	63,400,000
同 二十年	34,400,000	22,400,000	56,800,000	42,500,000	20,900,000	63,400,000
同 廿一年	34,400,000	22,400,000	56,800,000	42,500,000	20,900,000	63,400,000

同廿二年 八四,三二,六八
同廿三年 六六,三三,三三
備考 明治十八年度の歳計の特に減少せしは會計年度の改正ありたる爲め、十八年七月より十九年三月に至る九月を以て一年度とせしものにして、歳出入共平年の四分の一乃至全額を翌年度に譲りたるもの多きに由る。

然れども歳計の膨脹は一方に於て國民負擔の増加を意味するものなるが故に、一方に於て之を膨脹せしめんとする勢あれば、從て他方に於て之を減少せしめんとするの努力を生じ、相反する兩者の作用、互に牽制して以て歳出の濫費を救ひ收支の整理を全ふし得るものにして、此關係は明治の財政に於て亦能く實現し居れり、即ち明治初年より第四期に至るまでは歳計緊縮時代にして第一期に於る歳計合計三千萬圓に上れるも、第四期には二千萬圓に減少せるを見る、是れ明治初年に於る經費増加の大原因を爲したる各地の争亂治り、征討費の臨時費に減少を來したるに基く事勿論なりと雖も、維新勿々の際自然濫費に流れ易き傾向ありしもの、諸事の整頓と共に整理緊縮の必要を認め、自然經費の減少を來したるによる者なり、然れども第四期より第七期に至る間は歳計膨脹の最急激なる時期に屬するものにして、第四期に於て僅に二千萬圓に足らざりしもの、第五期に俄然五千七百萬圓に増加し、更に第七期に至りて八千二百萬圓に激増せり。第一期に於る激増は是れ此時に於て廢藩置縣の舉あり、從來藩の收支に屬したるもの、一轉して中央政府の管轄に移りたるため、此膨脹を見たるものに相違なしと雖も、是れと同時に行政諸般の種々の改革あり、且前期數年來の歳計緊縮の反動を受け、官民共に各種の希望に驅られ、積極的に種々の計畫を起さんとするは人情の自然にして、是れ其以後三年間に於て急激に政費の膨脹を致せる大原因に相違なきなり。

然れども第七期は蓋し明治初期に於る財政中膨脹の極點を示せるものにして、それより以後明治二十三年に至る迄は經費は寧ろ減少の傾を呈し、恰んど増加の跡を見ず、是れ明治七年頃より十年頃に至る間は例の封建打破の影響を受け、全国各地に不平士族の蜂起あり、惹て十年戰役あり、明治新政府に對する人心の歸向漸もすれば不穩の色を帯び、政府は民望を收むるが爲に可成負擔の減少を計るの必要を感じたるに原因し、明治十年以後は紙幣増發の餘毒を受け、政府は紙幣銷却の爲め大に力を用ふるの必要ありしのみならず、當時民權自由運動甚盛んにして、政府は常に是等の運動に顧慮するの必要あり、且二十三年を期して國會を開設すべき大詔發布以來是が準備の爲に財政諸般の制度の上に整理緊縮を加ふるの必要あり、是等の事情の綜合したる爲め、當時一方には鐵道建築等の起業計畫熾んに起り、他方には軍備擴張の要求切を加へ、此方面に投じたる費用少なからざるにも係らず、恰んど前後二十六年間の長年月に渡り、幸に歳計の膨脹を見ざりしのみならず、却て減少の實をあらはすに至れるなり、是れ實に我財政史中特筆大書すべき教訓的事實にして後人の宜しく深く鑑みるべき所たり。更に此間に於る政費の内容を見るに左の如きものあり、

年次	國債	紙幣銷却費	軍費	行政費	計
第一期	—	—	一、〇五九、七九八	二九、四四五、二八八	三〇、五〇五、〇八六
第二期	—	—	一、五四七、九六六	一九、二三七、八七四	二〇、七八五、八四〇
第三期	—	—	一、五〇〇、一七四	一八、六〇七、四九七	二〇、一〇七、六七一
第四期	四三九、三三七	—	三、二五二、九六七	一五、二七二、八五四	一八、九七五、一五八
第五期	四三九、三三七	—	九、五六八、三九一	四七、七三三、二九七	五七、七三〇、〇二五
第六期	二、九九六、〇三九	—	九、六八八、〇六七	五九、六八二、五六二	七二、三六六、六六八

第七期	三、二五四、一四〇	—	一〇、五二七、八八四	六八、四八七、五〇四	八二、二六九、五二八
第八期	一、五九三、〇八四	—	六、八〇五、三三二	五七、七三六、三五六	六六、一三四、七七二
明治八年	四、六四五、三〇二	—	九、七八五、五七九	五四、七七二、三六一	六九、二〇三、二四二
同 九年	四、九五〇、七九七	—	一〇、三二九、八二七	四四、〇二八、三三一	五九、三〇八、九五六
同 十年	一、六七四、九二八	—	九、二〇三、四五二	二二、四四九、九四四	四八、四二八、三二四
同 十一年	一九、四七三、九五二	七、一六六、一八六	九、二三二、二六五	二五、一四六、八一〇	六一、〇一九、二一八
同 十二年	一九、七四九、六五三	二、〇〇〇、〇〇〇	一〇、八二五、三九五	三〇、八八七、〇〇二	六三、四六二、〇五〇
同 十三年	一九、四四八、九〇七	二、〇〇〇、〇〇〇	一一、一六六、〇〇〇	二七、三一八、六〇〇	五九、九三三、五〇七
同 十四年	二〇、四七一、八四九	七、〇〇〇、〇〇〇	一一、一七二、九五四	二九、九二九、一九二	六八、五七三、九九五
同 十五年	二〇、一一四、九六一	三、三〇〇、〇〇〇	一一、七六七、五六四	三八、二九八、一四二	七三、四八〇、六六七
同 十六年	二五、三一八、三〇三	三、三四〇、〇〇〇	一二、九八五、二五三	三八、八二〇、九五二	八〇、四六四、五〇七
同 十七年	一七、二二〇、九二六	四、九七〇、〇〇〇	一三、八一二、〇二二	三九、九七九、六二四	七五、九八二、五六二
同 十八年	一〇、二〇二、二六七	三、五一七、五〇〇	一二、二四〇、八九五	三〇、六五九、六一三	五六、六二〇、二七五
同 十九年	二四、〇九〇、六一一	—	二〇、九四〇、三九四	二九、六五八、〇〇九	七四、六八九、〇一四
同 二十年	二一、四一九、六九〇	—	二四、〇五二、〇四七	三四、二二五、七七八	七九、三八七、五一五
同 廿一年	二〇、〇〇〇、〇〇〇	—	一七、五四九、五四三	四三、五三九、四七〇	八一、〇八九、〇一三
同 廿二年	二〇、〇〇〇、〇〇〇	—	一七、四九三、一七七	四二、〇二〇、四九四	七九、七二三、六七二
同 廿三年	二〇、一〇八、二六八	一、〇〇〇、〇〇〇	一八、四五九、三三八	四三、三二八、九六一	八二、八九六、五六七

更に此間に於る歳入發達の模様を見るに次の表の如きものあり、

年次	經常及臨時歳入				
	地租	酒造稅	海關稅	官業(郵便電信)收入(を含む)	借入(公債及紙幣發行を含む)
第一期	三、〇〇〇、〇〇〇	—	三〇、〇〇〇	—	—
第三編	—	—	—	—	—
明治十年以後の財政	—	—	—	—	—
第七章	—	—	—	—	—
歳計收支の概況	—	—	—	—	—
其他	—	—	—	—	—
合計	—	—	—	—	—

第二期	三,五五,六四		五,〇三,八七			六,七三,九三	一〇,〇〇,〇〇
第三期	八,三六,六九		五,八四,五三			七,八四,六六	一〇,一三,九三
第四期	一,五五,六五		一,〇四,三三			一,九四,四二	三,一四,六六
第五期	三〇,〇一,九七		一,三三,五〇			一,七五,四五	一〇,五三,〇〇
第六期	三〇,〇三,四三		一,六五,七五			二,〇九,三三	一〇,五三,〇〇
第七期	九,一三,四九		一,四六,一七			二,一七,九四	一〇,五三,〇〇
第八期	五,七五,七五		一,〇六,一〇			二,〇九,三三	一〇,五三,〇〇
明治八年	五〇,〇三,三六		一,七八,七三			二,一七,九四	一〇,五三,〇〇
同 九年	四〇,〇三,三六		一,九八,六六			二,二五,一四	一〇,五三,〇〇
同 十年	三九,〇三,三六		二,〇六,一七			二,三三,三五	一〇,五三,〇〇
同 十一年	四〇,〇三,三六		二,一四,六八			二,四一,八八	一〇,五三,〇〇
同 十二年	四〇,〇三,三六		二,二三,一九			二,五〇,三九	一〇,五三,〇〇
同 十三年	四〇,〇三,三六		二,三二,七〇			二,五九,九〇	一〇,五三,〇〇
同 十四年	四〇,〇三,三六		二,四一,八〇			二,六九,〇一	一〇,五三,〇〇
同 十五年	四〇,〇三,三六		二,五〇,九一			二,七八,一二	一〇,五三,〇〇
同 十六年	四〇,〇三,三六		二,六〇,〇二			二,八七,二三	一〇,五三,〇〇
同 十七年	四〇,〇三,三六		二,七〇,一三			二,九六,三四	一〇,五三,〇〇
同 十八年	四〇,〇三,三六		二,八〇,二四			三,〇五,四五	一〇,五三,〇〇
同 十九年	四〇,〇三,三六		二,九〇,三五			三,一四,五六	一〇,五三,〇〇
同 二十年	四〇,〇三,三六		三,〇〇,四六			三,二三,六七	一〇,五三,〇〇
同 廿一年	四〇,〇三,三六		三,一〇,五七			三,三二,七八	一〇,五三,〇〇
同 廿二年	四〇,〇三,三六		三,二〇,六八			三,四一,八九	一〇,五三,〇〇
同 廿三年	四〇,〇三,三六		三,三〇,七九			三,五〇,九〇	一〇,五三,〇〇

第四編 國會開設以後の財政

第一章 國會開設の財政上に及ぼしたる影響

第一節 總論

明治二十三年は我帝國の歴史に新紀元を開きたる記念すべき年にして、帝國議會は實に此時を以て開かれ、從來の専制君主政體は茲に一變して立憲君主政體となり、政體の面目全く一新せり、是と同時に帝國の財政も亦全く其趣を改めたるものにして、即ち從來政府の歳計は凡て皆政府當局の専決に出で、民間の意志は之を容るゝの餘地なかりしと雖、此時より以後は豫算は凡て帝國議會の協賛を経、帝國議會の監督を受ける事となりたるを以て、國民の意志は議會に反映し、惹て政府の財政に影響し、此くて帝國の歳計は爾來政府當局の立案と、國民代表の意志の調和を得ずんば、之を成立せしむる能はざる事となり、之が爲め政府は一方に於て自家の自由に歳計を處理する能はざるに至りたると同時に、他の一方に於ては財政上の責任の一半を帝國議會、即ち國民の肩上に移し、自ら大に立案行動の自由を得るに至れり、此の關係は利害共に此時以後の我財政に反映し、國勢の上に大影響を及ぼしたる

ものにして、以下説く所の財政史は此點の委曲を事實の上に證明するものに外ならざるなり。

第二節 第一期帝國議會の活動

國會開設に關する前記の財政上の關係の事實の上に顯はれたる第一歩は、明治二十四年度の歳計に對する第一期帝國議會の活動なりとす、當時に於る議會の行動、並に豫算會議の景況は實に憲政開始後に於る財政の出發點を爲すものにして、將來の爲に紀念すべき事少なからざるが故に、左に其概況を叙して以て變化の一斑を窺ふの資に供せん。

明治二十四年度歳計豫算案は同二十三年十二月三日を以て第一期帝國議會に提出され、衆議院は直に之を豫算委員に附托し、之が審査を爲さしめたり、超えて同月六日大藏大臣松方正義は衆議院に出席し、同年度に於る財政計畫の大要、並に國債の實況、紙幣整理の顛末に付て演説を爲せり。其要に曰く

「諸君、明治二十四年度の歳計豫算は歳入豫算に於いて本案、並に追加案を併せ八千三百一十一萬四千餘圓、歳出豫算に於て八千三百七十五萬五千餘圓にして差引歳入の歳出に超過すること參萬八千餘圓なり、今之を前年度に比較すれば歳入に在て百九十五萬六千餘圓を減じ、歳出に在ては百八十二萬七千餘圓を減せり。

次に追加豫算に就て述べんに追加豫算に於ては軍艦製造費、鐵道建設費、電信新設費、合計七百八

十九萬餘圓、軍艦製造費五百二十一萬餘圓にして是は二十四年度より同五ヶ年間に支出し鐵道建設費二百五十萬餘圓は二十四年度二十五年度の兩年度に支出し電信新設費十八萬餘圓は二十四年度中に支出するの見込にして合計七百八十九萬餘圓の金額を要する計算なり、斯の如き巨額の臨時費は目下經常歳入を以て支辨するの途なく其財源は之を臨時の方法に求めざるを得ず、然るに幸にして二十一年度會計の結果に於て三百六十二萬餘圓、二十二年度會計の結果に於て四百二十七萬餘圓、合計七百八十九萬餘圓の剩餘を得たり。是れ此兩年度に於て一般市場の好景況の爲め鐵道も進み、貿易も發達し嘗て豫知せざる所の好結果を得たるが爲め歳入に意外の増加を生せしに由る、而して此兩年度の好結果は全く豫期せざりし處なれば政府は是等の剩餘金を以て臨時必要なる事業の經費に使用するを以て最至當と考ふるが故に茲に追加案を提出したる所以なり

(中略)凡財政のことは百般の政務と相待て離れず且變化極りなき經濟界に處する事業にして、目下我國の地位は各國と異り財政に經濟に未だ充分自由の運動を爲す能はざるは特別の困難あるが故にして、其關係極めて廣く、極めて重きを以て最慎重を要すると同時に、世の進運に従て改良發達に注意せざるべからざるが故に、諸君と共に俱に精神を盡し、肝膽を吐露し、前途の整理と進歩とを謀り我帝國の財政をして益鞏固安心ならしめんことを希望す

十二月十七日豫算委員長大江卓は審査の結果を議長に報告せり、其査定案たる實に豫算の内部に深く立入り、峻刻なる修正を加へたるものにして、殆んど今日に於て想像すべからざる程に激烈を極めたるものなり。今其要を視るに、

「豫算を審査し歳計をして其當を得せしめんとせば、勢ひ官制及俸級に論及せざるを得ず。故に豫算委員は深く諸官衙の處務の實際を査察し、事務の執行に差支なき範圍内に於て經費の節制を圖れり、然れども其事業費に至りては、大抵削減を加へずして當局者の要求額を存置せり」

との前提の下に更に修正の箇條を擧て曰く、

- 一、官吏の俸級は國民の富度に比し頗多きに過るが故に、現行の官等俸級を改て職給とし、且官吏の員數及俸級金額適當に削減せり、今其主なるものを擧れば、内閣及各省の會計局を廢して總務局の一課となし、第二、警視廳は之を東京府に合せ、第三、參事官を廢し、第四、書記官員數を減じ第五、判任官の官制人員四分の一を削り、第六判任官の平均月俸を二十五圓に積りたる類是なり。非職給は凡て之を削除せり、其職務なくして之に與ふるは本旨に背けばなり、
- 一、旅費は別紙の標準に據り之を削減せり。修繕費、雜給、廳費、等は諸官衙の實況を參酌し一割乃至三割を削減せり、
- 一、次官、秘書官、知事、裁判所長、等の交際手當は之を排除せり、
- 一、官舎は之を貸與する必要なきにより凡て新築を停止し、現在の分は之を官有財産に繰込み相當の賃料を徴收する事とせり。
- 一、馬匹費は各廳凡て之を排除せり。云々、

今右の査定案を豫算案に對照せば、歳出總額九千四百萬圓に對して七百八十八萬圓を削除し、八千六百萬圓に査定せり。即ち左の如し、

要 求 額	査 定 額	比 較 の 差
歳入經常部	七八、〇七二、九九四	減 一〇〇、〇〇〇
歳入臨時部	一六、〇七〇、〇二八	減 一〇〇、〇〇〇
合 計	九四、一四三、〇三三	減 二〇〇、〇〇〇
歳出經常部	七〇、八〇〇、三一一	減 七、二八八、二〇二
歳出臨時部	二二、三〇四、〇八二	減 五九二、五三一
合 計	九四、〇〇四、三九四	減 七、八八〇、七三四

(備考)本表政府要求額の計數が前記大蔵大臣の豫算説明の數字と合はざるは、豫算委員の手に本會計と特別會計との併替を行ひたる者あるに由る

而して議事の進行に當り憲法上規定の歳出に關しては、政府の同意を得ざれば排除削減するを得ずとある條項に對し政府の同意を得るは如何なる方法を以てすべきかに付て議論二派に分れたり、第一は衆議院に於て各條審議を爲す毎に政府の同意を求むべしといふにあり。第二は憲法上帝國議會とは貴族院及衆議院の兩者を指示するものなるが故に、貴衆兩院共に議決を経たる後に初めて政府の同意を求むべきものにして、衆議院の議決のみに對して政府の同意を求るは、不都合なりといふにあり、此點に付て議論大に紛起し、互に辯難攻撃あり、其結果衆議院單獨同意を求むる説は破れたり。

一月九日大蔵大臣豫算委員査定案に對し、左の演説を爲したり、曰く
豫算委員會に於て、査定せられたる二十四年度歳出歳入の豫算を通過するに、遺憾ながら、政府は同意する事能はず、尤此査定報告は豫算委員の決議にして當院全體の意志にあらず、又諸君は政府に向て同意を求めらるゝの時期に至らざるも、政府は豫め決意を公言し、行政と立法と兩部門の不

群なる疏隔を避けん事を望む、是れ政府徳義上の義務なりと信ず、政府は行政機關にして其運轉を委靡せしめざる限りは、査定案に同意するを躊躇せざるものなりと雖も、豫算委員の報告書は實に之に反するものなり、故に願くは諸君に於ても熱慮あらん事を切望す」と

此に於て政府對議院の形勢は甚險惡の狀況となりたり、其後憲法第六十七條の費項に關し政府に向て同意を求むるの順序に付て異論起りしが、大藏大臣は議院に此問題に關して、政府に意見のある所を明定せり、曰く憲法第六十七條に關する費項を排除削減せんには、額定前に於て一員毎に各自政府に向て同意を求めらるゝを正當と認定すと。其後査定案の議事に移り、各項に付て種々改廢あり、二月二十一日に至りて豫算全體の逐項議を終り、正に確定議とならんとするに至りたるを以て、二月廿三日議長中島信行は議決豫算案を政府に廻送し、左の照會を以て政府の同意を求めたり、

一、明治廿四年度歳出總豫算議決書

一、同上歳入豫算議決書、

一、同上各省豫定經費追加要求の部議決書、

右本院に於て議定候に付、憲法第六十七條規定の歳出に關し、政府の同意を得たく、別冊相添へ此段及照會候也、

此に於て先に議論紛々なる憲法第六十七條に規定する歳出を排除削減するに付ては、其確定議以前に政府の同意を求むの意義を決定せり。

二月廿六日政府は此紹介に對して左の覆牒を爲せり、

「衆議院は明治二十四年度歳計豫算に對し確定議の前に當り憲法上の手續に従ひ同意を求めたり。政府は之を査定するに修正案は官制を變革せんとするの點に於て豫算議定權の區域を超越したり、法律の結果に關する歳出及契約の義務に屬する歳出を排除削減せんとしたるは政府の同意せざる所なるのみならず、法律の正文を以て規定したる事件を豫算によりて變革せんとするは、亦其分界を誤れり。况んや削減せる金額に對し、政府は及ぶ丈議院の議決を敬重するの方向を取る事を怠らざるべしと雖、此の如き豫算の變更は行政の責に當るもの、實施し能はざる所なり、此に議院の再考を望む」。

此に於て衆議院は九名の特別委員を選挙して政府の此覆牒を審査し、且豫算修正に付て政府と協議する事と爲したり、是より豫算特別委員と政府との間に數回に亘りたる交渉あり。談判數次の後、政府は讓歩して六百三十餘萬圓迄節減せんといひ、委員は七百五十萬圓より一金も下るべからずと主張し、此に兩者餘程接近せしも尙其間百二十萬餘の距離ありて協議整はず、殆んど不調とならんとするの形勢に立至りたるが、此時政府反對黨の中に軟論起り又政府も協議不調の結果議會解散に至るの不安なるを慮り、百方手段を盡して議員の軟化に務めたる結果、特別委員は遂に政府の讓歩案に譲り、結局六百五十一萬二千餘圓の減額を以て、査定案を作り之を議會に報告したり、此特別委員の修正案議會に出づるや、大藏大臣は政府を代表して之に同意を表せり、而して議場に於ては此修正案に對し硬軟論者の盛んなる論議ありしが結局此問題は百二十五に對する百五十七の多數を以て豫算案特別委員の報告を可決したり。

茲に於て此案衆議院の確定議となり、三月二日衆議院之を貴族院に送付せり、然れども此時既に議會閉會の期に迫り貴族院に於て審議すべき時日は僅に五日間に過ぎず、故に貴族院に於ては衆議院に於て調査に九十日を費せしものを貴族院に於て僅に五日間に調査を結了せん事は到底出來得べき事にあらず、貴族院は宜く之を議決せずして豫算案を不成立ならしむべしとの説起り、論戰喧しかりしが三月六日に至り、貴族院は衆議院の修正通り豫算案を議決し、此に第一期帝國議會は豫算會議の第一歩に於て協賛の任務を全ふしたり。

此の如にして歳出總計八千三百萬圓の要求に對し六百五十萬圓を刪減せるは、當時の政府に取りては餘程の打撃にして、政府部内に於て異論少なからざりしと雖、當局者をして此の刪減に背せしめ、歳計の緊縮を計るの餘議なきに至りたるは、全く帝國議會の賜なりと云ふべし。尤も當時の議會に於て改正は單に經常歳出に對して行はれたるが爲に、新規の要求に係はる軍艦製造費五ヶ年繼續總額五百二十萬圓は此時に成立せり。爾來帝國議會は每期此筆法を以て政府に對し其財政を制肘する事少なからず、以て日清戰爭當時に及べり。

第三節 日清戰前の財政

第一期帝國議會の活動は前説述べし如くなるが、是れ必竟帝國議會が民意を代表し、人民負擔を軽減せんとする側に立ちて、政府當局の歳出膨脹の要求に對抗し、他く迄も之を緊縮せしめんとする運

動を證明したるものにして、即ち立憲政治の財政上に及ぼす影響の一面を窺ふに足る者なり、然り而して帝國議會の此態度は第一期以來明治二十七年日清戰役の勃發に至るまでは每期引續き繼續したるものにして、此間政府は内外政治上の要求に係り、經費の膨脹を意味する種々の事業を計畫したるも、常に議會の爲に制肘せられ、遂に其目的を達する能はず、歳計は絶えず議會の要求の爲に壓迫せられ、常に緊縮の状態を維持したり、即ち歳出經常費は、是より先、明治二十年度前後に於て六千六七百萬圓の程度を上下しおりしも、二十四年度は六千三百萬圓に減じ、二十六年前に於ても尙六千五百萬圓を超えず、臨時を合せて歳計總計、十九年度に於て八千三百萬圓に上りたりしが、二十五年には却て七千六百萬圓に減じ、二十六年に於て膨脹したるも尙八千五百萬圓を超えざるの有様なりき。

然れども歳計の此結果を顯すが爲には、帝國議會は政府當局の希望に反對して随分激烈なる争闘を試みたるものにして、此間に於る帝國の財政史は政府對議會の衝突史なりといふも、誣言にあらざるの實況を呈せり。今左に其の衝突の概要を叙せんとす。

一、廿五年度の豫算

此年度に於ては政府は明治廿三年度の歳計剩餘金五百二十一萬餘圓あり、二十四年度豫算に於ては前節所説の如く節減の結果、六百四十五萬圓あり、合計千百六十六萬餘圓の餘裕を存せしを以て、政府は之を財源として種々の繼續事業を計畫し、三百十五萬圓餘を本年度の豫算中に編入せり、今其事業を擧げば次の如し、

陸軍軍備費	三〇〇,〇〇〇
軍艦製造費	二七五,〇〇〇
製鐵所設立費	二二五,〇〇〇
河津修築費	九四五,〇〇〇
北海道土地調査費	一三一,一九一
計	九,〇七六,九九一

此外政府は鐵道の延長及完成を期するが爲めに、鐵道國有の計畫を定め、其調査費を本年度の豫算に要求し、又從來地方費支辨に屬せる監獄費を國庫支辨に移すの計畫を定むる等、歳計増加の要求交々起り、其結果本年度豫算は八千三百五十萬圓を計上し、前年度に比して六百五十萬圓を増加したり。然るに此豫算案を受領したる第二期議會は容易に此政府の要求を容れず、衆議院は又々豫算原案に對して七百九十餘萬圓の削減を施し、新計畫に屬する繼續事業費は殆んど皆之を拒絶したり、然れども此時の豫算會議に於ては、政府當局は第一期に於けるが如き穩和の態度に出でず、始めより稍憤激の色を表はし、大藏大臣は豫算會議に左の強硬なる演説を爲せり曰く、

「政府は豫算本會議の初めに於て其意志を斷言せざるべからず、二十五年度の豫算は節約すべきものは節約し、減少すべきものは減少し、殊に憲法第六十七條の歳出の如きは寸歩も排除削減に同意するの餘地を有せず」

と放言して其決意のある所を示し、形勢甚穩かならず。海軍大臣樺山資紀此時彼の有名なる蠻勇演説を試みて曰く、

「豫算委員は何故に此の如く必要なる軍艦の製造費、製鋼所費を節減せるか、此軍艦を今年製造せざれば明治三十年に至るまで、現在の軍備は五千噸を減せざるを得ず、現政府は内外國家多端の難關を切り抜け、今日まで來りたる政府を、或は薩長政府とか或は何政府とかいふも、今日國家の安寧を保つ四千萬の生靈を安んじたるは誰の功力なるか、此軍艦製造費、製鋼所設立費を削除したる理由は大大臣の満足せざる所なり」と

當時の議會は議論百出、鼎の沸くが如き形勢を示し、結局採決の結果、衆議院は大多數を以て軍艦製造所、製鋼所設立費を否決し豫算案を議了して、正に政府の同意を求むるの手段に及ばんとするや、政府は直に解散を奏請し、其結果明治二十四年十二月二十五日衆議院は解散を命ぜられ、此くて同年度の歳計豫算は不成立に歸し、前年度豫算施行の件を公布するに至れり。

此時の解散後に次げる總選舉は例の有名なる松方内閣の選舉干渉の行はれたる所にして、全國一時之がため無政府の状態に陥りたり。然れども此干渉は殆んど其目的を達せず、總選舉後の議會に於て政府反對黨は依然として多數を制し、形勢政府に利あらず、

第二期議會は二十五年五月六日を以て開會せらる、政府は二十五年度豫算不成立の結果、前年度の豫算を施行せざるを得ずして、其間種々の不便を感ずる事少なからず、此不便を補はんがため、第三議會に二十五年度追加豫算二百八十一萬五千餘圓を要求せり、然れども此要求に對しても第三議會は又々九十五萬餘圓の削減を試み、容易に屈せず、其査定案は貴族院に回付せらるゝに及んで、院議衆議院と相容れず、而して貴族院の豫算修正權に付憲法上の疑議起り、貴族院の修正は不合法の議決なるを以て

衆議院は是が回付を受くべきものにあらずとの決議を爲して、此決議を添て修正案を貴族院に送付し、貴族院は更に本院に於ては合法のものとして確定す、依て其通牒を受領せずとの決議を付して再之を衆議院に回送す、衆議院亦之を受領せず、直に貴族院に返送し、往復回を重ねて要領を得ず、其結果貴族院は上奏を爲して親裁を仰ぐ事となり、其結果六月十三日左の勅諭あり

勅諭

其院六月十一日附の上奏は憲法上の疑義に歸するを以て朕は之を樞密院に諮詢したり。樞密顧問は憲法第五十六條に依り議決して上奏せるもの左の如し。

憲法上豫算に對する貴族院及衆議院の協賛権は、我帝國憲法第六十五條に依り衆議院は貴族院に先ちて政府より豫算案の提出を受けるの外兩院の間に軒輊する所なき者なり。

故に後議の議院は前議の議院に對して何等羈束せらるることなく、從て前議の議院に於て削除せる款項を存留するは、素より後議の議院の修正権内に屬すべきものとす、

但し後議の議院は前議の議院に對し議院法の命する所に依り同意を求むるを以て唯一の手續とするのみ。

朕は此樞密顧問の議決を採納し其院の上奏に答へ、之を領知せしむ。

是に憲法上の疑問は氷解し其結果貴衆兩院協議會を開く事となり、茲に漸く追加豫算を決定したり。協議會の結果により政府の要求二百八十一萬五千餘圓は百八十九萬八千餘圓に修正せられ、實に九十一萬六千餘圓の削減を見るに及び。此の如くにして第三議會は辛ふじて無事に通過したるも政府對

議會の關係甚穩かならず、内閣以外の元老中にも之を喜ばざるものあり、内閣中にも異説を生じ、遂に此年八月四日を以て松方内閣は瓦解し、伊藤内閣之に代り、山縣、黒田、井上、大山等の諸元老内閣に列し所謂元勳總出内閣なるもの出現を見るに及び。

二、廿六年度豫算

第四議會は二十五年十一月二十九日を以て開會せらる、而して二十六年度豫算は此議會に提出せられたるが、此時政府と議會との扞格依然として前と異ならず、此年度に於て政府は歳出八千三百七十五萬圓を要求し、且つ前來の計畫を踏襲して國防軍備に關する經費の新要求あり、此時も亦衆議院豫算委員會は八百八十餘萬圓の削減を爲して歳出を七千四百九十一萬圓と査定せり、此査定案を報告するに當り、委員長河野廣中は其主意を説明して曰く、

抑政費の節減は國民多年の希望にして、國會開設により之を達せん事を期したり。然るに第一期議會に於て其目的を達する能はず、第二期議會は不幸解散せられ、亦何等の功を奏する能はず、是今日豫算委員會に於て此節減を爲す所以なり。(中略)豫算委員は政府の要求即甲鐵艦等の製造費を否決せり。是れ軍艦の製造を不急とするに非ず、方今國防の具備を要するは多言を待たざるも、只海軍部内の積弊未だ洗滌せられずして、能く大業を托するに足らずとするを以て協賛を爲さざるなり云々。

豫算案の此修正に對し、政府は極力之と争ひたるも衆議院は之を容れず、豫算會議終るや其修正に係る費途中憲法第六十七條の歳出に對して政府の同意を求む、政府は之に不同意を表明し、衆議院は政

府に向て更に同意を求めたるも、政府は又々不同意を表せり。此に於てか衆議院は本院が諸般の費目に修正を加へたるは現在我國の民度を參酌し、輿論を代表したる正當の處爲なりと確信す、政府若し之に同意せざる時は立憲政體の本旨に基き斷然處決する所なかるべからず、依て本院は豫算修正案を政府に送致し本日より五日間休會して政府の處置を待つとの決議を爲して休會し、其旨政府に通牒せり。實に明治二十六年一月十七日なり。

然るに政府も亦同日を以て更に政府は憲法保障の歲出に付き不同意の理由並に政府自ら處置するの事なき理由は既に之を辨明したる以上は、政府の意見は終始一貫更に異動なき事を斷言すとの覆牒を發して、毫も顧る所なかりき、休會五日の後開會せらるゝや、衆議院は政府彈劾の上奏案を提出するに及べり。

然るに此案の審議中十五日間の停會を命せられたり、此間に於て政府は百方議員の軟化に務めたるも、其效を奏せず、停會十五日の後即二月七日開會せらるゝや、衆議院は大多數を以て上奏案を可決し、次て右上奏に對し恭敬の意を表し、且政府をして責任ある處決を爲さしめんがため本日より來る二十五日迄本院の休會を決議すとの決議案を提出して之を可決せり、二月八日衆議院議長星亨參内して上奏書を奉呈せしに、陛下は左の勅語を下し賜ふ

朕能く熟覽し置く

二月十日有名なる大詔の煥發あり、

詔勅

在廷の臣僚及帝國議會の各員に告ぐ

古者皇國を肇むるの初に當り、六合を兼ね、八紘を掩ふの詔あり。朕既に大權を總攬し、藩邦の制を廢し、文武の政を革め、又宇宙の大勢を察し、開國の國是を定む。爾來二十有餘年百揆の施設一に皆祖宗の遠猷に率由し、臣民の康福を増し國家の隆昌を圖らんとするに外ならず。

朕又議會を開き公議を盡し、以て大業を翼賛せしめんことを期したり。而して憲法の施行方に初歩に屬す、初を慎み、終を克くし、端を今日に正し大成を將來に期せざるべからず。顧るに宇内列國の進勢は日一日より急なり。今の時に當り紛争日を曠くし、遂に大計を遺し、以て國運進張の機を誤るが如きことあらば、朕が祖宗の威靈に奉對するの志に非ず。又立憲の美果を收むるの道に非るなり。朕は在廷の臣僚に信任して其の大事を終始せんことを欲し、又人民の選良に倚藉して朕が日夕の憂虞を分つことを疑はざるなり。憲法第六十七條に掲げたる費目は既に正文の保障する所に屬し、今に於て紛議の因たるべからず。但し朕は特に閣臣に命じ行政各般の整理は其必要に従ひ、徐ろに審議熟計して違算なきを期し朕が裁定を仰かしむ。

國家軍防の事に至ては、苟も一日を緩くすることは、或は百年の悔を遺さん。朕茲に内廷の費を省き、六年の間毎歲三十萬圓を下付し、又文武の官僚に命じ特別の情狀ある者を除く外同年月間其俸級十分一を納れ、以て製艦費の補足に充てしむ。

朕は閣臣と議會とに倚り、立憲の機關とし其各々權域を慎み、和協の道に由り、以て朕が大事を輔翼し、有終の美を成さんことを望む。

此に於てか衆議院は十三日より開會し詔勅に對する奉答書を決議し、次て詔勅の履行に付て政府の意向を憐むるため特別委員九名を舉げ政府と交渉せしめたる結果、二月十五日衆議院は特別委員より左の報告を受領せり

「政府に於ては詔勅煥發のため局面を一變せざるべからず、故に從來覆牒の趣旨を固執せず、憲法第六十七條費目中、緩急を計り削減に同意すべきものは同意すべし、政府は第五議會開會後行政各部の整理をなし、政費節減の實を舉る事を務むべし、殊に海軍の如きは大に改革し、且其着手を最急にすべし」と

此報告に接するや衆議院の態度俄に變じ茲に前議を繰して査定案の大部分に修正を施す事となり、政府の要求に係る原案の多くは復活する事となり、茲に八百八十餘萬圓削減の査定案は二百六十二萬圓の削減となり、八千一百十三萬圓の再査定額を以て豫算案を議了し二月二十二日を以て之を貴族院に廻送す、而して貴族院は悉皆衆議院修正案を可決し、茲に辛ふじて二十六年豫算案の成立を見るに至れり。

三、廿七年度豫算

第五帝國議會は二十六年十二月二十八日を以て開會せらる、而して二十七年度豫算は翌二十九日を以て衆議院に提出されたり。

此時に政府の歳出豫算案八千五百四十七萬圓にして前年度八千一百八十餘萬圓に比し三百六十餘萬圓を増加したり。

此時に於ても議院の鼻息亦甚荒く豫算委員等は官吏の俸級を減じ、修繕費を節減し旅費雜給廳費を節減し、機密費は内閣の分を全廢し、新事業費は急要止を得ざるもの外は、之に協賛を與へざる方針を定めて着々審査を進め形勢亦甚政府に利ならず、然れども此時偶々現行條約施行の問題、朝野の注意を引き議院は先づ此問題に於て政府と衝突し、其結果第五議會は再度停會の後解散せられ廿七年度豫算案は本議に上らずして不成立に歸し、二十七年二月六日勅令を以て前年度豫算を施行する事となりたり。

二十七年三月一日臨時總選舉あり。第六議會は（解散後の臨時議會）二十七年五月十五日を以て開會せられしが、此議會に於て政府反對黨の勢力亦甚盛んにして、議會は財政問題を議するに至らず、政治問題に於て先づ政府と衝突し、開會十八日にして又々解散せられ解散後の總選舉は同年九月一日に行はれ、第七議會は此年十月十八日を以て開會せられたるが、從來の引續より考ふる時は此時の議會は、政府反對の熱度其極に達し、財政問題の如き到底圓滑なる議了を見るの望みなきものなりしと雖、幸か不幸か此年に日清開戰あり、全國の民心戰爭に熱中して亦他を顧るの迫なく國民も議會も政府に對する前來の爭鬪を忘れて、國家安危に關する大事件に對して其歩調を一致するに至り、茲に議會の形勢は一變し、政府の提出せる臨時軍事費一億五千萬圓は議院に一人の異議者なく、一切の議事を僅に四日間協賛して之を結了するが如き結果をあらはし、二十三年以來の政府對議會の財政に關する衝突の歴史は茲に一先其幕を閉る事となり、是より以後財政問題に關する政府と議會との關係は前來と全く其趣を異にするに至れり。爾後日清戰役を終り、引續いて戰後經營の事業に移るや、帝國

の財政は茲に其方向を一轉し、從來と全然異なる進路を辿りて進む事となりたり。其景况は更に後文に詳説する所あるべし。

今參考に便する爲めに明治二十四年度以降二十八年度に至る各年歳入出の内譯を示せば左の如し。

第一表 歳入内譯累年比較表(其一)

年次	經常部				計
	租	稅	官業及官有財産收入	兵行料及手数料	
明治二十四年	六四、四二七、三五四	八、四〇二、三四二	二、〇六七、四二二	一、三七一、七〇四	七六、二六四、八五二
同 二十五年	六七、一六七、七九六	九、七〇八、五一四	二、一四一、五八八	一、七二〇、二二〇	八〇、七二八、〇一八
同 二十六年	七〇、〇〇四、七六三	一一、七四三、二六八	二、四六五、三五九	一、六六九、六九〇	八五、八八三、〇八〇
同 二十七年	七一、二八六、五七九	一四、一一六、七三三	二、四八一、四六五	一、八六三、六七七	八九、七三八、四五四
同 二十八年	七四、六九七、六二四	一五、九五二、〇九三	二、六三一、四九二	二、一六四、四四三	九五、四四四、六五二
同 上(其二)					

第二表 歳出内譯累年比較表(其一)

年次	經常部				計
	前年度繰入金	臨時部	其他	國債	
明治二十四年	一五、八四五、〇九七	一一、二二一、五五四	二六、九六六、六三七	一〇三、二三一、四八九	一〇三、二三一、四八九
同 二十五年	一五、〇九四、三九七	五、六三五、四九六	二〇、七三三、八九三	一〇一、四六一、九一一	一〇一、四六一、九一一
同 二十六年	一六、八六二、二九六	一一、〇三四、〇〇五	二七、八八六、三〇一	一一三、七六九、三八一	一一三、七六九、三八一
同 二十七年	一五、七四八、四二三	二、六七三、一五一	八、四二一、五七四	九八、一七〇、〇二八	九八、一七〇、〇二八
同 二十八年	一一、〇〇四、三八五	二、九四六、六八四	二二、九八八、〇六九	一一八、四三二、七二一	一一八、四三二、七二一
同 上(其二)					

第二章 日清戰役財政始末

明治二十七年に起りたる日清戰役は我財政に一大新經驗を與へたるものなり 蓋し維新以來此時に至

年次	臨時部			計
	行政費	軍事費	其他	
明治二十四年	一五、〇〇六、九五二	五、六一二、六二七	二〇、六一九、五七九	八三、五五五、八九一
同 二十五年	六、九九三、七七四	五、九三二、九三六	一二、九一六、七一〇	七六、七三四、七四〇
同 二十六年	一四、七七五、四三〇	五、二六〇、八二五	二〇、〇三六、二七三	八四、五八一、八七二
同 二十七年	九、四四六、八八六	八、二六〇、四一一	一七、七〇七、二九七	七八、一二八、六四三
同 二十八年	七、九五六、四二四	一〇、二二二、七四八	一八、一六九、一七二	八五、三一七、一七九
同 上(其二)				

る二十有餘年間、戦争の爲に國家の財を投じたる經驗は全く是れなきにあらざりしと雖も、そは何れも區々たる國內の争亂に費されたるものにして、就中其最大なるものは明治十年の西南戦役なり、當時之に費したる經費の如き政府に取りては容易ならざる負擔なりしと雖、而かも其戦費の總額は僅に四千二百萬圓に過ぎずして、本章の戦役に比すれば其五分の一にも足らざる小額のものに過ぎざりしなり、然るに本章に説かんとする日清戦役に費したる戦費の總計は二億圓の巨額に上り、實に當時の我が經常歳入金額の二倍半に當り、而して國庫は僅に一年に足らざる短時日の間に此巨額の戦費の支辨に任せざるべからざるの必要に迫りたるなり、此巨額の臨時費は如何にして之を支辨せるか、又如何なる結果を國家の經濟に及ぼしたるか、以下其要を略述せん。

此戦役は、明治二十七年七月二十五日豊島沖の海戦に始り、次て八月一日宣戰の詔勅あり、翌二十八年四月十七日媾和條約調印を以て結了したるものにして、此間時を費す約十ヶ月、此戦役に參與したる人員は、將校以下二十四萬餘、雇員六千四百九十五人、人夫十萬餘、軍艦二十八隻、排水噸數五萬七千六百餘噸、水雷艇二十四隻なり。

此戦役の初め、朝鮮事件の起るや、明治二十七年度第二豫備金より其費用を支出せしも、甚だ巨額に上り、到底第二豫備金の支辨し得べき所にあらざるを以て、更に勅裁を経て國庫剩餘金より支出したり。而して國庫剩餘金も亦缺乏を告るに至りたるを以て、政府は明治二十七年八月勅令を以て朝鮮事件に關する經費支辨のため、財政上應急處分として特別會計に屬する資金を繰換へ使用し、借入金爲し及公債を募集し得る事を公布せり。

次て勅令を以て軍事公債條例を發布し、金額五千萬圓を限り、一ヶ年百分の六以下の利子を以て募集し得る事を定めたり。

同年十月帝國議會を廣島に招集するや、臨時軍事費豫算として一億五千萬圓を要求し、軍費支辨のため一億圓の公債募集の法律案を提出せり、公債の利子は一ヶ年六厘以下とし借入の方法規約償還年限其他必要の事項は一切大藏大臣に委任せり。

軍費豫算要求額一億五千萬圓の内、五千九百九十九萬六千餘圓は軍國の急に應ずるため、先に勅裁を経て豫算外の支出を爲したるものなるを以て、豫算と合せて事後の承諾を求めたり、而して前記歳出の財源としては其中二千六百萬圓は國庫剩餘金を繰入れ、其他は軍事公債に依頼するの計畫にして、豫算外に國庫剩餘金を増加し及其他の收入ある時は從て公債の募集を減するの見込なりとせり、帝國議會は貴衆兩院共全會一致を以て是等の法案を可決したり。

又臨時軍事費の收入支出は、特別の整理法を要するを以て、同時に政府より提出したる臨時軍事費特別會計法案も亦全會一致を以て議會を通過し、同年十月法律を以て公布せられたり。

次て明治二十八年二月第八帝國議會の開會せらるゝや、衆議院は軍費支出は更に幾許を要するも、進んで之を協賛すべきを特に決議して政府に勢援を與ふる所あり、當時軍費の豫算は猶巨額の殘餘を存せりと雖、戦役の終る何れの日にあるや豫定するを得ず。交戦久しきに亘るに於ては豫算に不足を生ずべき事明かなるが故に、第八期議會閉會前に於て軍費豫算の追加を要求する必要を認め、同月九日政府は一億圓の軍費豫算案及一億圓の公債募集法律案を提出し、議會は貴衆兩院共に全會一致を以て之

に協賛せり。

此の如くにして政府は開戦の初めより其年の十月二十日に至る迄に總計二億五千萬圓の軍事費を豫算し、而して其内二千六百萬圓を國庫剩餘金に求めて殘餘を一切公債募集金に依頼するの計畫を定めて、此戦時財政の運用に任したり。

政府は此計畫に基き、軍事費のため二十七年八月第一回三千萬圓、同年十一月第二回五千萬圓の公債を募集せり。第一回は五分利、發行價格最低百圓を募集し、第二回は第一回募集後僅に三ヶ月を経過したるに過ぎざるを斟酌して五分利最低價格九十五圓の條件を以て募集の公告をなしたり。而して其成績を見るに、第一回の當時我國に於て一時に三千萬圓の公債を募集したるは、曾て前例なき事なるを以つて世上或は募集の結果如何を危みたるものなきにあらざりしが、募集の公告出づるや、各地人民争ふて之に應じ、申込額七千七百餘萬圓の多きに達し豫定に超過する事四千七百萬圓に及べり、而して價格以上の申込額甚多く、最高價格額面百圓に付百四十二圓四十四錢に上りたるものさへありたり。

第二回は募集額五千萬圓にして第一回を去る僅に三ヶ月なるを以て募集の結果如何を危むもの多かりしも、是又前回同様の熱心を以て募集に應じ申込額豫定に超過すること四十四萬圓に及べり、而して價格以上の申込亦頗多く、其最高價格は額面百圓に付百二十圓のものさへありたり。

超えて明治二十九年三月軍事公債額面二千五百萬圓を發行せり。是は整理公債條例の方法によりたるものにして、其利子は五分發行價格は平價にして、其發行は大藏省の預金に屬する資金を以て應じた

るものなり。

此臨時發行と同時に軍事公債一千萬圓を發行し、利子を五分とし、額面百圓に付最低價格百圓と定めたりしが、其應募高一千萬圓にして價格以上の申込高相應にあり、其最高價格百圓に付百三圓なりき。

此外明治二十八年勅令第三百三十七號を以て二十七八年戦役に關し賜ふ所の一時賜金は受給者の便を計り、軍事公債證書額面を以て交付する事を得るの規定を設け、之によりて普通募集法によらず、額面一千萬圓を限り漸次發行の事を規定し、其利子を五分と定めたり、此方法による發行は二十九年三月末日に至る、十二回にして合計四萬七千五百圓を發行せり、此の如くにして法律及勅令により許されたる公債募集額は二億三千萬圓なりしと雖、實際政府に於て募集したる額面金額は一億千九百萬圓に止りたり。

戦費總計二億圓に達したるに係らず、公債に依頼したる金額の此の如くに止るを得たるは戦役の結果、清國より軍事賠償金二億三千萬兩、邦貨換算三億六千五百二十五萬餘圓あり、戦後二十八年二十九年三十年三十一年度に渡りて受領し得たるを以て、其中の最初に受領の分は臨時軍事費の財源に供し得るの便利あり、かくて債金を利用して支出し得たる軍費の總計は七千八百九十五萬餘圓の多きに達したり。是れ公債の募集額が前記の如き少額にて事済むことを得たりし所以なり。

此戦役に費したる軍費總計豫算二億五千萬圓なりしと雖、二十七年六月一日より二十九年三月末日迄に實際支拂ひたる金額は陸軍費に於て一億六千四百萬圓、海軍費三千五百萬圓合計二億四十萬圓にし

て其内譯次の如し。

陸軍省所管臨時軍事費

内譯	一六四、五三〇、三七一 ^甲
俸級及諸給	一五、三九三、七四三 ^甲
糧食費	二四、八七五、八二四
被服費	二〇、八三六、六五〇
兵器彈藥費	一一、二一三、七六六
馬匹費	七、七八九、八九六
病傷費	一、四四五、〇二一
陣具費	八六六、一六六
雜品費	三、九六三、五八六
郵便電信費	五五三、三〇四
運送費	三三、九五三、一九七
旅費	三、一七四、〇八五
俸級	一八、三八四、四三五
築造費	五、六三二、三八一
海軍省所管臨時軍事費	三五、九五五、一三七 ^甲
内譯	
俸級及諸給	一、六九四、八六四 ^甲
糧食費	一、一七九、三九〇
被服費	四六一、二三七
船艇用品費	四、一七六、七一一
兵器彈藥及水雷費	一〇、〇七九、七五〇
雜件	二、五〇八、七〇八 ^甲
機密費	三六九、二八二
汽船購買費	三、六九七、八六五
民政廳諸費	二〇〇、二四四
大隅臺灣間海底電信線布設諸費	一、二四七、七六九
臺灣航路燈標建設費	一一八、九八二
靖國神社臨時大祭費	一〇、〇〇〇
臺灣總督諸費	二、四三〇、〇四四
一時賜金	六、二二六、四九〇
從軍記章費	六一、三七七
廣島軍用水道敷設費	一〇、八二〇
臺灣縱貫鐵道及築港調査費	七、九二五
運送費	一、二八二、九一三 ^甲
營繕費	八〇六、一三三
雜件	二一、二七五
機密費	一〇六、八八〇
軍需品特別供給費	二三三、九九五

而して之が財源としては二億二千五百二十三萬餘圓あり、其内譯左の如し。

臨時軍事費收入

臨時軍事費合計	二〇〇、四七五、五〇八 ^甲
艦船費	一三、八二五、八三〇
治療費	四六、一五二
囚徒費	一八三
慰勞費	二二八、二四三
旅費	二五六、二四二
雜給	三二〇、八八一
兵器製造場假設費	一、二六〇、七四九
燈臺位置測量費	一一、〇〇九
一時賜金	九五五、七〇四
從軍記章費	一六、一〇四
戦史編輯費	二二三
明治廿六年國庫剩餘金	二三、四三九、〇八六
公債募集金	一一六、八〇四、九二六
軍資賦納金	一六〇、八〇〇
陸海軍恤兵賦納金	二、七八八、七四〇
雜收入	一、五一九、三〇五
占領地收入	六二四、四二五
臺灣及澎湖列島諸收入	九三五、六七九
特別資金繰入	七八、九五七、一六四
臨時軍事費支出	二〇〇、四七五、五〇八
差引剩餘	二四七、五四、六一九

差引二千四百七十五萬餘圓の剩餘を生じたるが、此の剩餘金は二十九年年度一般會計の歳入に繰入れ、一般會計の歳出に編入したる戦役の残務に屬する諸經費に充用せり。

軍事費の收支は右の如くにして之を處分したりと雖、其戰役中に在りては、從て出づる經費と、從て入る所の収入とは、必しも相合致する能はずして、隨時資金に不足を告ぐるは止を得ず、其額は時の進むに従ひ次第に多く、一時七八千萬圓の不足を生ずる事ありたり。

是等の不足に對しては一部國庫の他の部分より流用し、一部は日本銀行の借入に依頼し、一部は軍用切符を發行して其の補填に充てたり。然れども右の内軍用切符は其使用を試みんと計畫を以て軍隊に三百七十八萬圓を携帶せしめしに止り、未だ之を使用せざるに先ち平和克復したるを以て、實際は流通を見るに至らずして再び金庫に回收せられたるものとす。

而して是に注目すべき事は日本銀行が隨時必要に應じて月々數千萬圓の資金を融通し得たる事にして畢竟非常の際に於ける兌換制度運用の効に外ならざるなり。

第三章 日清戰後の財政

第一節 政府對議會の關係一變す

明治二十七八年戰役の結果、戰後經營の爲めに新に計畫せられたる事業甚多く、曾て八千萬圓前後に止りし歳計は明治二十九年度に於て一躍二億圓に上り、爾後漸次増加して三十三年度に至りては二億五千萬餘圓の巨額に達し、我財政の景况全く一新するに至りたり。

然り而して今此等の經過を叙するに當り、先づ一言して讀者の注意を促がさるべからざるは、帝國議會の政府に對する態度が、此時よりして全く一變したること是なり。蓋し是より先き帝國議會の政府に對するや、經費節減を以て主眼と爲し、絶えず政府の計畫を抑ゆるの方向を取りしと雖も、日清戰後に至りては、議院の光景一變し、政府の提案は每期殆んど異議なく通過し、議會は常に政府の計畫を抑へて歳計の膨脹を制する能はざるのみならず、却て政府を懲罰して種々の事業を計畫せしめ、歳計を益す膨脹せしむるの誘因を成せるの傾きなきに非ず。議院の態度斯の如く變せし所以の者、固より政治上の種々の理由あるに因るべしと雖も、之を財政上より觀察せば、又此方面に於て大に之を促がしたるの原因なきに非ず。今其重なる者を擧げんか。巨額の償金の收容は其一なり。政府事業の擴張に伴ふ地方的利益の誘因は其二なり。議員の腐敗は其三なり。

蓋し戰役の結果、清國より領收したる償金は一切を併せて三億六千餘萬圓の多きを算し斯の如き巨額の正金を收受したることは、建國以來嘗て經驗せざりし所にして、朝野皆其金額の大に心を奪はれ、財帛に對する檢束の念慮從つて自ら薄らぐに至りしは勢の免るべからざる所なり。加ふるに此償金收容の結果通貨膨脹し、物價昂騰し、民間の經濟又從つて時ならぬ景氣の花を咲かし、一時産業隆盛の觀を呈したるを以て、世人多く之に眩惑して、浮華驕奢の風に襲はれ、經濟上の節制心は一時殆んど地を掃ふに至れり。而して人心の此傾向は、當然帝國議會にも反映し、自ら其金錢上の議決を放漫ならしめたるの結果を生ぜり。是れ戰後に於て政府に對する議會の制裁力の著しく減縮したる所以の一なり。

又政府の事業は軍備に於ても、其他の施設に於ても、差當り土木となりて實現し、巨額の資金を地方に散布し、一時地方の經濟を潤はしむるの結果を生ず。而して地方の人民は此一時の結果を見て、之に眩惑し、亦其財源の何れに出づるかを詮索するの遑なく、輕々に之を以て己れの地方の利益となし、之を懲源するの風を生ぜり。而して此關係は從來に於ても之れなきに非ざりしと雖も、國家の歲計の規模の小なる當時に於て、未だ甚しく世人の心を引くに至らざりしが、日清戦後巨額の償金の收容せられ、種々の事業に消費せらるゝに及んで、其結果愈々顯著となり、世人多く之に注意を奪はるゝに至れり。斯くて地方民は成るべく多くの土木費を己れの地方に散布せしめんと欲し、議員を促がして軍備、鐵道其他の事業費の膨脹を懲源せしめ、甚しきは甲の地方と乙の地方と利益を交換して、互に相贊助してその事業の成立を計るものすらあるに至れり。是れ亦戦後に於て議會の財政上の檢束力の著しく減じ、經費の膨脹を誘致したる所以の原因なり。

又帝國議會の議員は日清戦前に於ては何れも皆國士を以て自ら任ずるの風あり。且つ内政上の争議を以て政治上の立脚の生命と爲したりしと雖も、日清戦役の事ありて以來、天下の注意自ら對外の關係に傾注せられ、内政の得失を争ふの念慮は爲めに著しく減少せり。此形勢は爲政の局に當れる者の勢力を増加せしむると共に、其反對に立つ所の政治家の立脚を弱めしめ、之をして自ら任ずる心を薄からしむるの結果あるを免れず。斯くて議員の風氣自ら墮ち、賄賂請托の弊從て起るは、勢の已む能はざる所なり。議員の此腐敗、是れ亦戦後に於ける議會の威信を輕からしめ、従つて財政上の檢束力を弱からしめし所以の大原因なり。

斯の如くにして國會開設以後、日清戦前に至る迄の財政史は、議會と政府と抗争して、常に歳計を緊縮せしめたるの歴史なりしと雖も、日清戦後に於ては、形勢全く變じ、爾後の財政史は、政府と議會と妥協して、種々の事業を起し、國家の歳計を膨脹せしめ、國民の負擔を増加せしむるの歴史となるに至れり。其關係は以下節を追ふて叙述する所あらんとす。

第二節 償金の收容及其支出

明治二十七八年戦役の結果、明治二十八年四月十七日調印の下關講和條約により、我國は清國より巨額の償金を受領する事となりたり、而して此償金は爾後の我財政經濟の上に多大の影響を及ぼしたるものにして、日清戦後に起りたる國防其他の諸般の計畫は大部分此償金を財源とし經營せられ、我歳計は茲に不圖も大膨脹を告るの勢を誘致するに至れり。

右償金は下關講和條約の議定によれば、軍事賠償金二億兩及其利子並に威海衛守備費銷却金毎一年五十萬兩にして、更らに同年十一月八日調印遼東半島還付に關する條約に據り三千萬兩を還付の報償として我國に支拂ふ事となりたるものにして、即ち戦後の結果新に國庫に入るべき特別資金は償金の合計二億三千萬兩の外に未拂殘額に對する利子及威海衛守備費銷却金を加へたる者となるべき計算なり。而して此軍事賠償金は二十八年より三十五年に至るまで八年度に渡りて分割受領すべき豫定なりしも、三十一年五月八日迄に賠償金全部を支拂ふ時は、利子は全部免除すべき約束にして、清國は三十一年五月迄に賠償金全部の拂込をなしたるを以て、實際に於て利子は免せらるゝこととなり、又威

海衛守備兵も其時を以て撤去されたるを以て其賠償金も三十一年度を以て終了し、其總額百五十萬兩に確定せり。此の如くにして二十八年年度より三十一年度に亘りて清國より受領せる償金の總額は二億三千一百五十萬兩なりとす。

是等の償金の額は各其條約に於て庫平銀兩を以て定めたりと雖も、元來庫平銀兩なるものは單に秤量上の稱呼にして、別に貨幣の存在するにあらず。且其秤量といへとも本邦若くは英佛等の秤量に對し一定せるものなく、又其銀の品位に至ても、同じく確定するものあらず、故に實際の受授に當りて、種々の差支を生ずるは論を待たず。且當時清國は該償金支拂の用に供するため國債を歐洲に起すの計畫あり、此の如くんば清國は巨額の銀を歐洲に於て買入れ、之を東洋に輸送し、以て我國に對する支拂に供すべきが故に、世界の銀相場は爲に非常の激變を蒙り、當に清國の不利益のみならず、我國も亦其損失を蒙らざるを得ず、加ふるに我國に於ては今後數年間に亘り歐洲に向て金貨を以て支拂を要すべき經費頗る多額に上るべき見込なるのみならず、我國も早晚金貨本位を採用する方針なるを以て、是等の事情を綜合し、清國より受領すべき償金は一切金貨を以て領收するの得策なるを認め、此に於てか政府は清國政府と協議の末、明治二十八年十月六日を以て庫平銀一兩の量目は純銀五百七十五グレイン八二と定め、同年六、七、八の三ヶ月の倫敦の銀塊相場平均三十片四四二九餘(此相場は倫敦の九百廿五位の定位銀に對する相場)を以て賠償金總額を豫め英貨に換算し置き、其の受授の期に至り、英國倫敦に於て受領する事と定めたり。

此の如くにして我國の受領したる償金を我邦貨に換算せば次の如し。

賠償金	庫平銀	英貨換算	邦貨換算實收額
賠償金	二〇〇,〇〇〇,〇〇〇	三三,九〇〇,九八〇	三三一,〇七二,八六四
報償金	三〇〇,〇〇〇,〇〇〇	四,九三五,一四七	四四,九〇七,四九九
諸收入	—	—	五,七〇九,七二八
威海衛守備費銷却金	一,五〇〇,〇〇〇	二四六,七五七	二,三八〇,一〇三
總計	三三一,五〇〇,〇〇〇	三八,〇八二,八八四	三六四,〇七〇,一九五

(備考) 諸收入とは運用中に爲したる利殖なり。

此巨額の償金を政府が如何に利用したるかは以後の財政上に於て最興味多き問題にして、左に其大體を叙せん。

一、軍資金の補足

二十八年年度に於て清國より領收せる賠償金は凡一億二千萬圓なりしが最初凡て之を第一期陸海軍備擴張費に充る計畫なりしが、當時他の一方に於て遅くも二十九年三月迄には完結せざるべからざる。日清事件臨時軍事費に於て尙一億圓以上の公債募集或は借入金金を爲すを要する者あり。故に豫定の如く賠償金の全部を陸海軍擴張費に充て而して是等の臨時軍事費の費用を公債の募集に依頼するが如き方法を取るに於ては、將來三四ヶ年に渡る財源を庫底に沈滞せしめながら、一方には此間、公債を募集して利子を支拂ふが如き不利益を來すのみならず、清國の賠償金を一も日清戦役費に繰入れずして、軍備擴張費に供するは、名義上に於ても穩當ならざる嫌ひあり、此に於てか明治三十年年度以降陸海軍備擴張費に充つべき財源は日清事件臨時軍事費のために募集すべしと假定したる公債募集に振替へて之

に充て、公債募集によりて完結すべく豫定したる臨時軍事費の不足は此債金を以て繰入れ補充する事に決定し、此に於てか七千八百九十五萬圓は之を臨時軍事費に繰入るゝことなりたり。此計畫は第九議會の協賛を経、其豫算を公布せり。

二、軍備擴張

日清戦後に計畫せる軍備擴張は二十九年度に初まり第一期、第二期の計畫を経て漸次其規模を擴大し結局之に要する經費の總額は陸軍擴張費一億五千九百萬圓、海軍擴張費二億千六百六十五萬圓、合計三億千三百六十餘萬圓にして此内三千九百六十九萬七千餘圓は普通歳入に依頼し、七千七百四十五萬圓は前記の軍事費財源に繰入れたる債金の代償として臨時軍事費の財源に豫定しありたる公債募集金の振替の意味を以て公債に依頼し、殘餘の一億九千六百萬圓の大額は悉皆債金を以て之を支辨する事の計畫を定めたり。

又當時軍備擴張に附帶する事業として、製鐵所の創立あり。又戰役に關連し臨時軍事費特別會計より引繼ぎたる種々の未了事業あり。臺灣征討費の如き、運輸通信部費の如き、即ち然り。而して是等の費途に對しても又債金を充當するの計畫を立てたり。即ち製鐵所創立費として五十七萬九千圓（二十九年以降至三十一年度）、臨時軍事費及運輸通信部費として三百二十一萬四千圓（三十年度及三十一年度）、臺灣經費補足（三十一年度）として千二百萬圓は債金を以て之を充つることゝなしたり。

三、皇室御料の編入

斯の如くにして債金の費途大半定まりたるも三十一年一月末に於る現計に於いて尙使途未定七千餘萬圓あり、其内五千萬圓は第二回債金の受領當時に於て廟議略内決せる非常準備金に組み入れ、殘額二千萬圓は皇室御料へ献納するの計畫を立て、三十一年九月十六日時の大藏大臣松田正久は之を閣議に提出せり。而して閣議は之を容れ將に次期の議會に提出せんとするに當り、偶々議會に於ても二千萬圓御料編入の建議案兩院に提出せられ、衆議院は大多數を以て貴族院は滿場一致を以て可決せり。

此に於てか政府は此建議案を採納し、其豫算案を三十一年議會に提出し、協賛を経、同年十二月十四日交布せられたるを以て、該金額は債金部所有の公債證書を以て献納する事となしたり。

四、三基金の設定

以上二千萬圓は御料の編入に充て、殘餘の五千萬圓は非常準備金として積立保有するの豫定なりしも、其方法に至りては未だ確定せられざりしが、三十二年二月八日松方大藏大臣は其方法として三千萬圓を軍艦水雷艇補充基金に、千萬圓を災害準備基金に、千萬圓を教育基金に編入し、而して其運用法は軍艦水雷艇補充基金三千萬圓は金貨を以て日本銀行に預け入れ、又は外國の確實にして何時にても金貨に交換し得べき公債證書を購入し、災害準備基金及教育基金二千萬圓は本邦の公債證書を購入し、而して萬一事あるの日は緊急勅令を發し、第一に軍艦水雷艇補充基金を軍用金に、次に災害及教育基金の公債證書を日本銀行其他に賣却して軍用に供するの計畫を定めて之を閣議に提出し、閣議之を容れ三十二年二月二十四日該法律案を貴族院に提出せり。何れも兩院を通過し同年三月三十日

法律として公布されたり。

五、金貨本位の實施

是は直接費用としてならず、償金として收容したる金を利用して幣制改革の目的を達したるものなるが故に、是又償金の效用の一部に數ふを至當とすべし。幣制改革の顛末は頗重要なる歴史を構成するも、之は寧ろ貨幣史、若は金融史に屬するものにして、我社の先に發行せる明治金融史に其詳細を掲げれば此に之を説かず。

六、償金特別會計法

以上の償金の整理のため政府は償金特別會計法を制定したり。該法案は二十九年一月九日を以て帝國議會に提出せられ、其協賛を経、同年三月四日法律として公布せられたり。

即ち此法律による時は償金及利子は一般の歳入出を區分し特別の會計を設置し、償金は金銀地金及有價証券を以て保有する事を得、又國庫内現金融通のため國庫よりは償金の地金銀を以て、日本銀行よりは之に相當する兌換券を以て相互の間に貸借勘定を組成する事を得、而して此場合に於て地金銀は日本銀行に於て兌換券の正貨準備に供する事を得るを規定せり、然り而して清國より受領せる一切の償金は前記の如く總計三億六千四百萬圓に上れるも其内威海衛守備費銷却費二百三十八萬圓は之を三十年代以降一般會計の歳入に編入し、殘餘の三億六千一百六十九萬圓を以て償金特別會計に編入し以

て其收支を整理したり、然れども後精算の結果利殖の數に多少の異動あり爲に償金特別會計の收入の部に入りたる總計は三億六千四百八十六萬餘圓にして、其收支の關係を一表に示せば次の如し。

收 入	二十八年度	二十九年度	三十年代	三十一年度	三十二年度	三十三年度	三十四年度	三十五年度	三十六年度	三十七年度	三十八年度	合 計
債 金	一,四〇七,一七〇	一,四〇七,一七〇	一,四〇七,一七〇	一,四〇七,一七〇	一,四〇七,一七〇	一,四〇七,一七〇	一,四〇七,一七〇	一,四〇七,一七〇	一,四〇七,一七〇	一,四〇七,一七〇	一,四〇七,一七〇	一,四〇七,一七〇
支 出												
陸軍擴張費			七,八八三,三三三	一,六一三,二三三	八,三三三,三三三	六,〇〇〇,〇〇〇	八,三三三,三三三	九,〇〇〇,〇〇〇	八,〇〇〇,〇〇〇	八,〇〇〇,〇〇〇	八,〇〇〇,〇〇〇	八,〇〇〇,〇〇〇
海軍擴張費			一,〇〇〇,〇〇〇	一,〇〇〇,〇〇〇	一,〇〇〇,〇〇〇	一,〇〇〇,〇〇〇	一,〇〇〇,〇〇〇	一,〇〇〇,〇〇〇	一,〇〇〇,〇〇〇	一,〇〇〇,〇〇〇	一,〇〇〇,〇〇〇	一,〇〇〇,〇〇〇
製鐵所創立費			一,一〇〇,〇〇〇	一,一〇〇,〇〇〇	一,一〇〇,〇〇〇	一,一〇〇,〇〇〇	一,一〇〇,〇〇〇	一,一〇〇,〇〇〇	一,一〇〇,〇〇〇	一,一〇〇,〇〇〇	一,一〇〇,〇〇〇	一,一〇〇,〇〇〇
臨時軍事費特別會計繰入	六,五七五,一六五											六,五七五,一六五
臨時軍事費及運輸通信部費			三,一〇〇,〇〇〇	三,一〇〇,〇〇〇	三,一〇〇,〇〇〇	三,一〇〇,〇〇〇	三,一〇〇,〇〇〇	三,一〇〇,〇〇〇	三,一〇〇,〇〇〇	三,一〇〇,〇〇〇	三,一〇〇,〇〇〇	三,一〇〇,〇〇〇
帝國御料繰入					一〇,〇〇〇,〇〇〇							一〇,〇〇〇,〇〇〇
臺灣經費						一〇,〇〇〇,〇〇〇						一〇,〇〇〇,〇〇〇
軍艦水雷艇補充基金繰入							一〇,〇〇〇,〇〇〇					一〇,〇〇〇,〇〇〇
災害準備基金繰入								一〇,〇〇〇,〇〇〇				一〇,〇〇〇,〇〇〇
教育基金繰入									一〇,〇〇〇,〇〇〇			一〇,〇〇〇,〇〇〇
計	六,五七五,一六五	一,一七五,一六五	一,四〇七,一七〇	一,四〇七,一七〇	一,四〇七,一七〇	一,四〇七,一七〇	一,四〇七,一七〇	一,四〇七,一七〇	一,四〇七,一七〇	一,四〇七,一七〇	一,四〇七,一七〇	一,四〇七,一七〇
收支差引殘高	一,〇〇〇,〇〇〇	一,〇〇〇,〇〇〇	一,〇〇〇,〇〇〇	一,〇〇〇,〇〇〇	一,〇〇〇,〇〇〇	一,〇〇〇,〇〇〇	一,〇〇〇,〇〇〇	一,〇〇〇,〇〇〇	一,〇〇〇,〇〇〇	一,〇〇〇,〇〇〇	一,〇〇〇,〇〇〇	一,〇〇〇,〇〇〇

備考表中△印は償金運用に基く差損を示す

而して此殘額の内五十萬圓は在外帝國專管居留地の特別會計に繰入れ、殘額は三十一年度より國債整理基金特別會計に繰入れ茲に其收支を完了するに及べり。

第三節 戦後の經營

明治二十九年以降戦後經營の爲めに起したる事業は甚だ多しと雖、其最重要なるものを挙げば、陸海軍備の擴張、製鐵所の創立、鐵道の建設及改良、電信電話事業の擴張、教育事業の擴張、日本勸業銀行、農工銀行、臺灣銀行等の特殊銀行の創立、臺灣の經營及農工商治水等の經營にして、何れも皆國防の充實、産業の發達を目的としたるものに外ならざりしなり、然り而して戦後の經營を説くに當り、最注目を要するは明治二十九年の豫算にあり。蓋し同年度は其初期に當るを以て所謂戦後經營に關する施設は皆同年度に其根柢を有し、同年度豫算は實に我財政上に新局面を開きたるものといふべければなり。而して三十年度歳計に於ては二十九年に於る既定の計畫を追加補足し、是等の追加補足は三十三年度に至りて一先づ段落を告げたるものに外ならざるなり。今序を追ふて是等の計畫の大要を叙せん。

一、軍備擴張

政府は戦後に於て陸海軍の現在の組織が其時の國情に適應せざるを認め、擴張の計畫を立て明治二十九年より之に着手せり、而して其第一期の計畫として、陸軍に在つては二十九年以降三十二年間に至る四ヶ年間の繼續費として四千三百三十二萬圓の擴張費、海軍に在つては二十九年以降三十五年間に至る七ヶ年の繼續費として九千四百七十七萬圓の擴張費を、二十九年豫算に要求せり。而し

て之が擴張の大體の方針は陸軍師團増設、砲臺建築等にして、海軍は軍艦水雷艇の勢力を増加するに在り。即從來の我陸軍の勢力は常備七師團にして平時兵員約五萬、戰時二十萬内外の規模なりしもの、此計畫によりて新に六師團を増設し平時兵員十五萬、戰時約六十萬の規模となるべき豫定なりしなり。海軍は從來五萬噸内外なりしもの、此計畫により二十餘萬噸となるべき計算なり。當時此計畫に於て世上物論器々として議會亦反對の論を唱ふるもの多かりしが、大勢は既に軍備擴張の計畫を賛し、遂に之を成立せしめたり。

然れども此第一期の計畫は陸軍に在りては砲臺の建築、兵營の建築、兵器、陣營具の初度調辦等、常備軍に差當り必要な設備費のみを算し、戰時の編制に伴ふ諸般の準備に至りては、未だ是か計畫を全ふするに至らず。海軍に在りては差當り急を要する軍艦水雷艇の數を増加するの費用を主として算したるものに過ぎずして、當初の計畫を完成するが爲には尙巨額の經費追加を要するものありたり。而して是等の未完の計畫は其後着々調査を進め、其結果第二期の擴張計畫として三十年度の豫算に於て其追加を要するに至りたり。

第二期擴張費は陸軍三十年度以降三十六年度に亘る繼續費として三千八百三十五萬圓、海軍三十年度以降三十八年度に亘る繼續費として一億千八百三十二萬圓、合計一億五千六百六十七萬圓なり。而して此要求も亦議會の協賛を得確定せり。

次て三十二年度に至り前記の擴張計畫の補足として更に第七師團完成、臺灣及澎湖島の砲臺の増築、及新築の計畫を定め、三十二年度以降三十八年度に至る繼續費として千八百四萬圓を要求せり。

右の外同年度に於て陸軍擴張費は物價騰貴のため既定營繕及調辦費並に臨時建築部費に五百二十一萬餘圓を増加し、又工事の都合により既定砲臺建築中三百三十五萬圓爲替差金の關係により海軍擴張費に百四十五萬圓の減少を來したり。

此の如くにして戦後の陸海軍擴張は二十九年度に初まり第一期第二期を経て三十二年度の第七師團の設備、對島、基隆、澎湖島の砲臺建築の計畫に至りて略ぼ一段落を告げ、其間前後四年に亘れる財政上の大問題は此に一先づ決定を見るに及べり。今左に其擴張費總額を掲げん。

陸軍擴張費	一〇一、五九一、二一六
砲兵建築費	二七、〇一〇、一九七
營繕及利度調辦費	五〇、一二七、六九九
兵器製造費	一八、三四一、三〇五
砲兵工廠工場擴張費	二、九四九、一〇七
作業場措置運轉資本補足額	二、六七九、七九〇
臨時建築部費	四八三、一一七
海軍擴張費	二二一、六五〇、一一六
造船費	一二五、一六九、五四七
兵器費	六六、三五五、一七一
建築費	二〇、一二五、四九七
合計	三三三、二四一、三三二

即ち總計三億千三百二十餘萬圓の大額にして、我政府は二十九年度以降、三十八年度に至る約十年間に於て此の巨大の支出を敢てして以て軍備の充實を計りたるなり。而して之れが財源としては一部は

普通歳入に依頼し、一部は公債に依頼せしと雖、其大部分は實に債金の繰入に待ちたるものに外ならず。今其財源の内譯を示せば次の如し。

公債	七七、四五八、九〇七
債金	一九六、〇八四、八〇六
普通歳入	三九、六八七、六一九
計	三三三、二四一、三三二

以上の計畫は其後着々行せられ三十六年の頃に於て略完成の期に近からんとするや、時に偶々滿洲方面の風雲險惡の状況を呈し、バルチックに遊弋する露國の艦隊は艦數を増加する毎に相繼ひで東方に派遣せられ、我海軍は爲めに動もすれば均勢上不利の位置に陥らんとするの勢あり。是に於て海軍部内に於ても既定の計畫に基く擴張のみにては不十分なりとの説起り、更に第三期の擴張計畫を促がすに至れり。時の桂内閣は遂に該計畫を決し、三十六年度の豫算に之を要求せり。而して其財源として期限の將さに盡きんとする地租の増徴を期限後に繼續して、以て之に充つるの計畫を立てたり。然るに此地租繼續は甚た民間の反感を招き、その第十七議會に提出せらるゝや、衆議院特別委員は一舉に之を否決せり。政府は議會に停會を命じて再考を求め、百方通過に務めしも、效なく、遂に形勢の動かすべからざるを察し、同月二十八日遂に解散を奏請するの止むを得ざるに至れり。而して三十六年五月八日臨時議會たる第十八議會の召集せらるゝや、政府は更らに之を其議會に提出せり。然れども此時政府と政友會との間に妥協行はれ、其結果前議會に於いて否決せられたる地租問題は、政府之を撤回するに決し、其代り第三期海軍擴張案は政府の提案通り成立することとなり、其總費額九千九百餘萬

圓、三十六年度以降十一年繼續費として支出する豫定なりとす。年度割左の如し。
第三期海軍擴張費總額 九九、八六〇、三〇五

年次	額	年次	額
三十六年	二、六八七、六八二	四十五年	一一、一〇五、一八七
三十七年	六、七〇一、〇七七	四十四年	一一、一六三、六六〇
三十八年	八、五四七、二二九	四十四年	一一、三三三、六四三
三十九年	八、七五四、〇四二	四十五年	一一、三五六、三六七
四十年	一〇、四〇一、〇九四	四十六年	五、〇二四、一八七
四十一年	一一、八八七、一三二		

而して右の財源に對しては、政府は専ら行政整理、事業繰延等に由る者とす。日清戦後の計畫に係はる軍備の擴張は、是に至りて更らに一億圓を加へ、總額實に四億一千三百萬圓を計上するに及べり。豈亦巨大の擴張に非ずや。

二、製鐵所の創立及擴張

政府は又近年の鐵材の需要の増加、殊に軍備擴張に並行して軍艦、兵器の獨立を慮るの關係より鐵材の内地供給の必要を認め、製鐵所創立の計畫を立てたり。

即明治二十九年に於て總額四百九萬圓の豫算を立て、二十九年度以降三十二年度に至る八ヶ年間の繼續事業とし、其創立に着手し、其後三十一年度に於て更に六百四十七萬圓を追加せり、爾來創立の事業其歩を進め三十二年度に於ては、已に試製に着手し得べき時期に達したるを以て、作業を開始するため、据置運轉資本を置くの必要あり。又原料供給の關係上製鐵所自ら原料鑛山を有するを有利と

するの事情ありて、原料鑛山買入の費目を必要とし、又製品運搬の要口に當る若松築港の工事を速成せしむるの關係より同築港會社に相當の補助を要する等、新に經費の増加をなさざるべからず。因て三十二年度に於て更に八百六十三萬餘圓を増加し此の如くにして製鐵所創立費總額は千九百二十萬二千六百餘圓となりたり。之が財源としては、一部債金に依頼したりと雖、大部分は公債の支辨によりたるものとす、今其内容を示せば次の如し。

製鐵所創立費	公債支辨
一九、二〇二、六九四	一八、六二二、九三二
	五七九、七六二

三、鐵道の建設及改良

我國の鐵道計畫は是より先明治二十五年六月二十日を以て發布されたる鐵道布設法の制定によりて先其根本は定り、爾來此計畫を以て、二十六年以降十六年に亘る繼續事業として着々工事を進め、日清戦役の當時に於て、鐵道繼續費總額は五千九百九十二萬餘圓を算したり。此くて鐵道建設事業着々進行し線路は漸次延長せりと雖、之と同時に運輸は逐年頻繁を加へ、既成の線路に於る輸送の要求は益々増加し、現在の線路と車輛とを以てしては、遂に其要求に應ずる能はず、且一旦非常の事變に際會せば一般公衆の運輸は殆んど之を停止せざるを得ざるの實況を現じたる事は戦役に於て具に經驗したる所なるを以て、政府は此に之が改良の第一着手として東海道官線の全部を複線となし、同線及信越線に關する停車場に必要な改築を施し、其他車輛を増加し以て旅客貨物の運輸上に満足を與ふるの計畫を立て、明治二十九年以降三十五年度に至る繼續事業として二十九年より之に着手する事

となりたり、即ち其改良費の總額二千六百五十五萬三千圓なり。

鐵道の建設は前記の計畫により着々其工事を進めしが、三十年度に至り敦賀富山間及八王子名古屋間工費に増額を要するに至りたるため同年度に於て八百十萬餘圓を増加し更に三十二年度に至り敦賀富山間及篠ノ井、鹽尻間工費に、五百十三萬圓を増加したるを以て鐵道建設費總額七千三百十五萬八千餘圓となり、次て三十三年度に至り福島青森間線路に關して千九百五十三萬圓及海江田市及吳間の鐵道を布設する事として、二百十五萬六千二百十五圓を増加し、此くて三十三年度の終りに於て第一期鐵道建設費九千四百八十四萬四千四圓となれり、此の如くにして戰後新に増加したる鐵道建設費は無慮四千五百萬圓を算ふるに及べり。

而して是等の費用の財源としては一に公債の募集金に依頼したり。

四、電話交換の擴張

電話交換事業は明治二十三年度に於て東京、横濱の兩市に、同二十五年度に於て大阪神戸の兩市に、開設せし以來、其加入を望むもの逐年増加すと雖も、現在の設備を以てしては其需要に應ずる事能はず、且前記の四市の外、各地方に於て之が開設を望むこと甚だかりしを以て、戰後政府は其最急施を要する京都外三十五ヶ所に新に電話開設を計畫し、其他既設電話交換に於る從來の單線式を複線式に改むる等、種々の擴張を計畫し、二十九年年度以降三十五年度に至る繼續事業として二十九年年度より之に着手したり。其擴張費總額千二百八十萬二千餘圓なり。

此外政府は電信線を増加するが爲めに明治三十年年度以降三十一年度に至る繼續事業として七十萬圓の

豫算を以て之に着手したり。

五、治水

又我國洪水の被害毎年甚しく水害復舊工事として國庫及地方經濟より支出するもの毎年平均千萬圓を下らず、多きは二千萬圓の上に出づ。是必竟治水の道未だ盡さる所あるによるものにして、政府は之に顧み戰後に於て又治水の計畫を起せり。即ち政府は先づ河川法により淀川及筑後川の改修を企て二十九年年度より之に着手したり。其修築費總額千五十七萬圓、又大井川、阿武隈川、信濃川、天龍川及富士川等は從來或は局所工事を施行し、或は修築工事の一部を施行せりと雖、洪水に際して危険の憂少しとせず。更に完全なる修築工事を施さんため、繼續事業として二十九年年度より之に着手せり。即ち其修築費百七十八萬圓なり、又三十三年度以降三十八年度乃至四十二年度繼續事業として利根川庄川、九頭龍川の三川に改修を施すの計畫を立て其費用の總計千七十萬二千圓なり。而して此中地方分擔に屬する額三百七十萬圓にして國庫支出額約七百萬圓の豫定なり。

六、教育事業の擴張

政府亦戰後に於て教育事業の擴張を計り、二十九年年度に於て先づ關西地方に一大學を創立するの計畫を立て同年度以降三十一年度に至る繼續事業として總額二十萬圓の豫算を以て是に着手したり。京都帝國大學の創立即之なり。京都帝國大學は此の如くにして創立せられたりしも其醫科大學に係る分は未だ充分の豫算を有せざりしが三十年度に至つて、愈々之に着手するに決し、同年度以降三十四年度に至る繼續費として總額七十二萬圓を要求せり。其他當時の東京圖書館は規模狭小なるが爲め之を改

造して完全なる中央圖書館を設立する計畫を立てしも亦此年度に在り。其他地方視學の設置、外國留學生の増進等も亦三十年度の教育事業に屬するものとす。

右三十三年度に至りて政府は大に教育事業の擴張を計畫せり、第二高等師範學校、第二高等學校、高等工業學校、高等農林學校の創立及普通教育費の補助の如き實に同年度の計畫に成りしものなり、普通教育の補助に付ては、非常準備金の一部たる教育基金一千萬圓の利殖金五十萬圓を以て各地方の市町村立尋常小學校の設備、並に教育獎勵費に充るの計畫を定め、三十三年度に於て之を豫算せしが、此外是より先小學校教員年功加俸に關する制度あり、又小學校教育費國庫補助法ありと雖、當時の狀勢に照して不完全の點ありしが故に右の兩法に代ゆるの目的を以て更に市町村立小學校教育費國庫補助法案を第十四議會に提出し其協賛を得て成立せしめたり。而して其補助費として三十三年度に於て百萬圓を豫算したり。多年宿題の教育費は此に至りて初めて實行を見るに至りたるものなり。此外此年度に於て諸學校の規模を擴張し、外國留學生を増進する等、教育事業の擴張せしもの甚だし。

七、北海道拓殖

北海道の拓殖事業を助るため同道の中央部を貫通する鐵道を布設し、道路及排水路を開鑿し堤防を築造するの計畫を定め、明治二十九年度に於て之に着手したり。

鐵道工費の總額は百十七萬八千餘圓、三十九年度以降二ヶ年の繼續事業にして、道路及排水路の開鑿及堤防築造のため二十九年度に要したる經費二十一萬圓あり。

更に三十年度に至り北海道鐵道を完成するがため第一期線の計畫を定め之が工事に着手すると、第一

期線以外の線路測定等のため、工事費總額千八百五十六萬圓を三十年度以降四十一年度繼續費として要求せり。其他小樽港修築のため二百十八萬圓を三十年度以降三十九年度に至る繼續費として支出せり。

八、築港費補助

又政府は築港補助として長崎港に對し、三十年度以降六ヶ年間に八十萬圓を補助し又大阪築港に對し三十年以降十ヶ年間に四百六十八萬圓を補助せり。

九、日本勸業銀行及農工銀行の補助

此兩銀行の設立は二十九年度に決定し三十年度に於て其補助費二百六十萬圓を豫算せり。

十、航海獎勵

我國の航海獎勵に對しては是より先、明治十八年九月公布の命令に基き、政府は毎年八十八萬圓を日本郵船會社に補給し、横濱上海、神戸天津、神戸牛莊、神戸浦鹽の諸線及内地北海道各沿道諸線の定期航海を開始せしめたり。然るに該命令書の有効期限は明治三十三年九月を以て滿了するにより此際定期航路に對し將來の方針を確定する必要あり。然れども是より先政府は二十九年度に於て航海獎勵の目的を以て航海獎勵法を制定し、一定の條件を具備せる船舶に對し獎勵金を交付する方法を取りたり。而して當時に於て航海獎勵費は一ヶ年最高百萬圓の豫定なりしに、實行後の成績に徴するに船舶は俄に増加し、明治三十年度に於て百七十餘萬圓を要し、三十一年度に至りては航海獎勵及航路擴張費は五百萬圓以上に達せり。而して今郵船會社に對する補給滿了し、同會社の船舶が一般獎勵法の

特典に浴するに至る時は、更に其一般獎勵法に基く經費は非常に増加すべき關係あり。此に於てか是等の主要なる定期航路に對して一般獎勵の法を取るべきか、將た亦特別助成の法を取るべきかは一の問題なり、政府は後者を取る事に決し、帝國と露國清國韓國との間に於る交通上の樞要の航路、内地北海道間の連絡航路の主要の定期船に對しては、明治三十三年十月より三十八年九月迄滿五ヶ年間毎年五十八萬圓を補助支出するため契約を結び得る件を議會に提出して協賛を経たり、此外政府は北海道沿岸に於る定期航海に對しても三十三年十月より三十八年九月まで補助するの計畫を定め、又楊子江の航路に對しても上海蘇洲間、上海抗洲間の航路に對しても定期航海を維持せしむる爲に毎年若干の補助金を支出するの計畫を定めたり、是と同時に政府は航海獎勵費の支出に制限を加ふる目的を以て明治三十三年以降四十年に至る滿十ヶ年歐洲線、シヤトル線、桑港線の三航路定期航海補助として毎年歐洲線には二百六十七萬三千餘圓、シヤトル線に對し六十五萬四千餘圓、桑港線には百一萬三千餘圓を斯業者に下付する事に決定し、同時に航海獎勵法の規定を改正し、三十二年一月以後外國製造の船舶に對しては航海獎勵金を半減する事とし、且航海獎勵法の適用を明治二十九年十月一日以降十八ヶ年間に限りたり。

此の如くにして航路補助及航海獎勵の爲に政府の支出する所の金額は三十四年度に於て實に七百餘萬圓の多きに達するに及べり。

十一、臺灣特別事業

戰後政府は新領地の經營に必要な事業の等閑に付すべからざるを認め、臺灣に於ても亦鐵道布設、

土地調査、築港及水道の工事並に官廳舍新營の事業を起すの計畫を定め、總費額四千萬圓の豫算を以て數年に亘り繼續事業として之に着手するの案を定め、第十三議會に提出し、議會之を修正して三千五百萬圓に減額せり。而して此事業は三十二年度より着手する事となりたり。その事業費の内譯左の如し。

臺灣鐵道建設改良費	二八、八〇〇、〇〇〇 ^円
基隆築港費	二、〇〇〇、〇〇〇
臨時臺灣土地調査費	三、〇〇〇、〇〇〇
官廳舍新營費	一、二〇〇、〇〇〇
合 計	三五、〇〇〇、〇〇〇

十二、森林特別經營

又政府は國有林野の經營に對し特別經營を爲すの方針を決し、明治三十二年度以降四十七年度に至る十六ヶ年間に之を大成するの目的を以て之が計畫を定めたり。即國有林野の處分、國有林野の實測、國有林の施業案編成、國有林中無立木の造林、及び森林買上の五種に大別し、而して此收支を整理する爲に特別會計を設置せり、此種の費用のため三十年度に要するもの、八十一萬三千圓なりき。

十三、其他の事業

其他政府は農事試驗場、蠶業講習所を設置したるが如き、本邦製品販路擴張のため外國に商況視察員を派遣し、實業練習生を渡行せしめ、其他商品見本を發送する等、外國貿易擴張の目的を以て二十九年度以降毎年特別の支出を敢てしたるが如き、貿易品陳列館を設置したるが如き、公使館、領事館を

増設したるが如き、關稅の事務を擴張したるが如き、臺灣鐵道會社に補助を與へたるが如き、水産講習所を設置したるが如き、横濱稅關の擴張工事を起したるが如き、在外帝國專管居留地經營に國費を投じたるが如き、監獄費を國庫支辨となしたるが如き、長崎赤間關岡山三地の水道工事に補助を與へたるが如き、種牛改良、磷鐵調査事業を企て、又工業試驗所を設けたる如き、是等は皆日清戰後の經營に係はる主なる事業なりとす。

此の如くにして政府が積極的に種々の事業を起したる爲め政府の財政は戰後俄然として膨脹し經常臨時を合せて歳出總計は三十三年度に於て殆んど三億に垂んとし、其後軍備擴張其他繼續事業略ぼ完成を告げ、經費に一段落を告ぐと共に臨時の費用は減少せるも、尙日露戰前三十六年に於て其額二億四千九百萬圓を下らず。而して此經費膨脹に應ずべき財源としては其一部は債金に由り、一部は公債の募集に待ちたりと雖も、尙少なからざる部分は、普通歳入の財源に仰がざるを得ずして、之がため、政府は數次の増稅計畫を敢てするの止を得ざるに至りたり。而して此債金及公債に付ては既に別章之を詳説せしが故に之を略し次節に於て増稅計畫の大要を述べんとす。

第四節 増稅計畫

戰後政府は事業經營の財源として前後二回の増稅を實行せり。第一期の増稅は登録稅、營業稅を新設

し、酒造稅を増加し、及葉煙草專賣を開始し、之によりて新に三千三百五十七萬餘圓の歳入を得るの豫定にして、第九議會の協賛を經明治二十九年年度に於て成立せり。第二期の増稅計畫は議會に於て修正を加へたる結果、政府當初の提案と多少の差を生じ、結局、地租所得稅酒稅登録稅醬油稅葉煙草專賣收入及郵便電信收入を増加し、噸數稅兌換銀行券發行稅を新設し、之により新に四千二百萬圓の歳入を得る事となりたり。此計畫は第十三議會の協賛を經て三十二年度に成立せるものなり。

第一期の増稅計畫は二十九年年度の歳計を標準として立てし者にして、即同年度に於て歳入豫算は一億七十餘萬圓を以て歳出總額一億九千三百四十餘萬圓に應せんがためには九千二百餘萬圓の歳入不足を生ぜり。此内臨時軍事費資金繰入、臺灣歳入、及威海衛守備費銷却金を以て補足すべき額二千四百萬圓を差引き残六千八百六十萬圓は全く歳入不足となるの計算にして此不足に對し何處にか補填の道を求めざるべからず、而して此不足中臨時の費用にして臨時の財源に依頼し得べき者を控除するも、而も經常費として恒久的に繼續すべく豫定せらるべき不足額は少くも三千萬圓を下らざりしなり。此に於てか政府は少くも此三千萬圓の不足を租稅に求るに決し、新に登録稅、營業稅を賦課し、葉煙草專賣を賦課し、酒造稅の増率を定むる計畫を立て其法案を第九議會に提出し、其協賛を得て之を決行するに至れり、是等租稅によりて得る所の歳入は一ヶ年約三千四百萬圓の豫定なりと雖も、同時に廢稅を斷行したるものありしが故に減稅額を差引ときは二千六百萬圓となるべき豫定にして、政府は是に依り辛ふじて歳計の缺陷を補ふを得たり、此計畫に基く増稅收入額左の如し。

種目	金額
登録稅	六,四三三,九九三

營業稅	七、五五一、三七七
酒稅	九、二八四、五四四
葉煙草專賣收入	一〇、三一六、三七九
計	三三、五七六、二九三
廢租の爲め減	七、五五二、三九七
差引純收入	二六、〇二三、八九六

次て三十年度に至りて政府は第二期の軍備擴張を計畫し、歲計甚しく膨脹したりと雖、是等は多くは償金若は公債支辨の事業にして、普通の歳入に依頼すべき部分の歳計は前年の計畫の範圍内に於て之を支辨するを得たり、然るに三十一年度に至りて歳計の形勢は漸く非運に傾き、從來の臨時費支辨の事業の進捗に伴ふて經常費の増加を來し、殊に従前の計畫内に於て全く豫期せざりし二種の増費を見るに至りたり。即ち其一是航海獎勵及航路擴張費の増加にして、其二是臺灣に關する經費なりとす、航海獎勵及航路擴張費は其初め最高百萬圓の豫定なりしが、船舶増加のために豫期以上に増進して同年度に於ては五百萬圓以上に達したるのみならず、臺灣に關する諸經費も經營の漸く其緒に就くに従ひ年年千餘萬圓の國庫補充を要する事明瞭となりたり。

此の如くにして通常歳入を以て支辨すべき經費は遂に其歳入に對して二千百餘萬圓の超過を告げ此に再び増稅計畫を爲すの止を得ざるものあるに至れり、即ち政府は地租酒稅の稅率を増加して以て歳入不足額を補填せんとし、是によりて二千五百萬圓の増稅收入、之に伴ふ減稅三百七十五萬圓差引二千二百二十六萬圓の増稅純收入を得るの計畫を立て、第十一議會に其成案を提出するの運びに至りたり。

然るに此第十一議會は三十年松隈内閣分裂の後を承け、進歩黨は自由黨と提携して政府反對の旗幟を立て國民協會も亦政府反對の宣言を爲し、三派聯合して第十一議會開會劈頭に(三十年十二月二十五日)内閣不信任の案を提出し、即日解散を命せられたるを以て、結局三十一年度の豫算は不成立に歸し、上述の増稅計畫は遂に之を當時に成立せしむるの機會を得ざりき。

然れども歳計の景況已に以上の如くなる以上は政府は決して増稅を差控ふる事能はず、第十二議會に於て亦之を提出するに及べり。

然れども第十二議會に提出したる増稅計畫は第十一議會に提出せんとしたる増稅計畫よりは更に一步を進めしものにして、即政府は三十一年度の實際の歳計に顧み、當初の計畫二千五百萬圓の増稅計畫にては、到底足らず、此外公債償還、罹災救助基金、監獄費國庫支辨、物價騰貴、等の影響によりて經常費の増加を來し、更に此上一千萬圓餘の増稅を得るにあらすんば到底收支を全ふする事能はざるの景況に立ち至りしを以て、政府は前の計畫の地租及酒稅の増徴に加へて更に所得稅電信收入鐵道收入の増徴によりて三千五百二十萬圓の増加を得るの計畫を立て、第十二議會に提出せり、然るに第十二議會は二十一年五月十四日を以て開會せられ政府は之に依つて増稅の目的を達せんと計りしも、此時の議會亦前來の政争の後を承けて政府の爲に甚だ利ならず。進歩黨の外交問題に關する政府反對の上奏案は自由黨及國民協會の不同意によりて通過せざりしと雖、政府の増稅案に對しては自由進歩兩黨歩調を整へて反對したるが爲め、停會三日の後、大多數を以て否決せられ、政府は遂に此議會を解散せざるを得ざるに及べり、此に於てか右の増稅案は更に第十三議會に於て提出せられたり。

第十三議會に提出せられたる増税案は三十二年度の財政を基準として立てられしものにして、此時の歳計不足の計算は更に前來よりも増加し通常歳入の不足額三千七百萬圓を算したるのみならず、此外戦後の計畫に伴ふて當然起るべき戦後の経費増加を豫想する時は少くも新に四千六七百萬圓を得るにあらざるば到底戦後の經營を全ふする能はざるべき景況を現はすに至れり。此に於てか政府は地租、所得税、酒税、噸税、登録税、葉煙草專賣收入及日本銀行納付金を増徴、若は新設し、是によりて一ケ年四千六百餘萬圓の歳入を得るの計畫を立て、議會に提出したり。然るに議會は地租案に對して政府原案の百分の四を修正して百分の三、三となし、且其増徴期間を五ケ年に限りたるため政府の計畫に比して九百萬圓を減少せしと雖、其補填案として醬油造石税、郵便收入増加を計り、又煙草專賣法案を修正して專賣收入の増加を計りたる等多少の修正を経たる後、結局四千二百二萬圓の増收を得べき増税計畫は此議會に於て成立し、多年の問題たりし増税計畫は此に漸く成立を見るに至りたり。其決定額は次の如し。

種目	金額
地租	八、四七五、九五八
所有税	一、四九四、五一六
酒税	二二、五五六、四〇九
噸税	二三七、九八六
登録税	一、八四六、七五九
葉煙草專賣收入	二、一四五、五五〇
兌換銀行券發行税	一、一五九、五六〇

醬油造石税	一、五九八、三八七
煙草營業免許料	八三一、七五〇
郵便電信收入	一、六七三、三四四
計	四二、〇二〇、二一九

抑日清事件の局を結びしより、既に四年其間戦後經營のため増税を計畫せし事前後二回、第一回は第九議會にて直に成立せしも、其第二回は第十一議會、第十二議會に於て相次て破れ、漸く第十三議會に於て成立を見るに至り、戦後經營も此に略ぼ一段落を告るに至れり。左に増税總額を掲げて以て其顛末を知るに便す。

第一回増税	三三、五七六、二九三
第二回増税	四二、二〇〇、二一九
合計	七五、五九六、五一二

即ち戦後に於て増加せられたる金額は總計七千五百五十九萬餘圓にして、實に戦前に於る租税收入の總額と略ぼ其高を等ふするの巨額にして之に増税計畫に伴ふ自然の増收を加ふるときは、一億萬圓内外の租税負擔は全く戦後の増加に掛りたるものと見ざるべからず。豈に亦著しき負擔の増加にあらずや。

尙因に戦後經營に屬する事業費にして事業公債の支辨に屬するものを一表に示せば次の如し。

事業公債支辨事業費	一四八、九九一、八三四
陸軍擴張費	一八、四五九、四八三
海軍擴張費	五八、九九九、四二三

製鐵所創立費	一八,六三三,九三三
空知太旭川間鐵道建設費	一,一七八,三三一
煤煙草專賣起業費	一三,二一三,五五〇
電話交換機張費	一三,八〇二,一〇六
官設鐵道改修費	二六,五五三,〇〇〇
電話鐵道に係る公債初年の利子の爲め募集高	一六三,〇〇七
北海道鐵道敷設費	一八,五六二,〇五〇
臺灣事業公債支辨事業費	三五,〇〇〇,〇〇〇
臺灣鐵道建設及改良費	二八,八〇〇,〇〇〇
內 基隆 築港費	二,〇〇〇,〇〇〇
臨時臺灣土地調査費	三,〇〇〇,〇〇〇
官廳舎新營費	一,二〇〇,〇〇〇
總計	二〇二,五五三,八八四

尙日清戦後の歳計膨脹の景況を一目瞭然たらしめんがため左の二表を掲ぐ。

第一表 歳入内訳累年比較表 (其一)

年度	租 稅	印紙收入	官業及官有財産收入	其 他	計
二十六年	七〇,〇〇四,七六三	—	一一,七四三,二六八	四,一三五,〇四九	八五,八八三,〇八〇
二十七年	七一,二八六,五七九	—	一四,一六,七三三	四,三四五,一四二	八九,七四八,四五四
二十八年	七四,六九七,六二四	—	一五,九五一,〇九三	四,七九五,九三五	九五,四四四,六五二
二十九年	七六,三八七,五六二	—	一七,七六九,〇七二	五,三七〇,八一八	一〇四,九〇四,五〇一
三十年	九四,九一二,八五〇	—	一九,七七二,九一六	三,五六六,五〇九	一二四,二二二,九六四
三十一年	九七,六二九,五〇〇	—	二五,七三三,一五二	三,三五三,六七三	一二三,八六九,三三六

年度	公債募集金	債金繰入	累 計	經常及臨時
二十六年	—	—	二七,八八六,三〇〇	一一三,七六九,三八〇
二十七年	—	—	八,四二一,五七四	九八,一七〇,〇二八
二十八年	—	—	二二,九八八,〇六九	一一八,四三三,七二一
二十九年	二,九七六,六〇〇	一一,七八九,三八九	六七,三四八,九三三	一二六,三九〇,一二三
三十年	三六,三八九,八七四	四〇,三六〇,七九六	二五,四一六,四八九	一〇二,一六七,一五九
三十一年	三五,三五五,八〇六	四六,一八七,〇七一	五,六四四,九一五	八七,一八四,七九二
三十二年	三五,一六六,四〇四	三三,六三六,九〇五	九,一二二,六八七	七六,九二五,九九九
三十三年	三八,一三九,五九九	三一,二四〇,一四〇	三四,三〇五,〇四八	一〇三,六八四,七八七
三十四年	三一,七二一,七六四	二〇,八八三,四二七	一九,七一八,七五九	七二,三三三,九五〇
三十五年	一二,七四一,〇三三	一三,八六六,九三七	四九,四九三,〇四六	七六,一〇一,〇一六
三十六年	六,八八一,二五六	九,五一四,二一五	一九,六四四,五八八	三六,〇四〇,〇五九

第二表 歳出累年比較表 (其一)

年度	行 政 費	軍 事 費	國 債 費	計
二十六年	二七,五二八,三七八	一七,五六一,三〇四	一九,四五五,九一七	六四,五四五,五九九

第四編 國會開設以後の財政 第三章 日清戦後の財政

二十七年	二八、二八八、五二四	一二、四〇一、六七九	一九、七二一、一四三	六〇、四二一、三四六
二十八年	二九、六三三、六九三	一三、三三三、四五六	二四、一九〇、八五八	六七、一四八、〇〇七
二十九年	四〇、二四三、七二四	二九、九六四、九二〇	三〇、五〇四、一七二	一〇〇、七一三、八一六
三十年	三九、九〇〇、二四四	三八、二九〇、一五二	二九、五〇四、七三一	一〇七、六九五、一二七
三十一年	四六、九三八、七六九	四三、七五三、五四七	二八、三七九、八二八	一一九、〇七二、一四四
三十二年	五三、一五七、〇三八	五〇、一五四、四二四	三四、二七八、九五八	一三七、五九〇、四一八
三十三年	六一、二五八、一四〇	五三、〇三四、八九二	三四、八四一、一三五	一四九、一三四、一六七
三十四年	六五、七三四、五九〇	五六、九一八、八六四	三七、七一〇、一二九	一六〇、三六三、五八三
三十五年	六八、〇四〇、五七二	六〇、二三三、〇一四	四二、七八六、二二二	一七一、〇五九、八〇八
三十六年	七二、三九一、七六九	六〇、八八五、六二五	三六、四八四、五二〇	一六九、七六一、九一四

同上(其二)

二十六年	一四、六八五、五四八	五、二六〇、八四三	八九、八八二	二〇、〇三六、二七三
二十七年	九、四二八、〇九四	八、二六〇、四一一	一八、七九二	一七、七〇七、二九七
二十八年	七、六三三、八七六	一〇、二二二、七四八	三二、二五四、九	一八、一六九、一七三
二十九年	二四、八一〇、三八六	四三、二八三、三六二	四九、九四四	六八、一四三、六九二
三十年	四三、六九七、三八七	七二、二五二、三七〇	三三、九六〇	一一五、九八三、七一七
三十一年	三二、〇一〇、四六四	六八、六七四、〇〇八	九五二	一〇〇、六八五、四二四
三十二年	五一、八八八、四三七	六四、〇五八、三八四	六二八、二九九	一一六、五七五、一二〇
三十三年	六三、四九八、二三〇	八〇、〇七八、二〇四	三九、四五八	一四三、六一五、八九二
三十四年	六一、〇四二、四三五	四五、五四二、二四四	八、五六一	一〇六、四九三、二四一
三十五年	五七、三五三、二〇六	二五、五三三、二二三	三五、二七八、四八四	一一八、一六六、九二三

三十六年	五五、六〇六、五〇	二二、一六六、七九四	二二、一〇、七七三	七九、八三四、二一七
------	-----------	------------	-----------	------------

同上(其三)

二十六年	四二、二二三、九二六	二二、八二二、一四七	一九、五四五、七九九	八四、五八一、八七二
二十七年	三七、七二六、六一八	二〇、六六二、〇九〇	一九、七三九、九三五	七八、一二八、六四三
二十八年	三七、二六七、五六九	二三、五三六、二〇四	二四、五一三、四〇七	八五、三一七、一八〇
二十九年	六五、〇五四、一一〇	七三、二四八、二八二	三〇、五五四、一一六	一六八、八五六、五〇八
三十年	八三、五九七、六三一	一一〇、五四二、五二二	二九、五三八、六九一	二二三、六七八、八四四
三十一年	七八、九四九、二三三	一一二、四二七、五五五	二八、三八〇、七八〇	二一九、七五七、五六八
三十二年	一〇五、〇四五、四七五	一一四、二二二、八〇八	三四、九〇七、二五五	二五四、一六五、五三八
三十三年	一二四、七五六、三七〇	一三三、一一三、〇九六	三四、八八〇、五九三	二九二、七五〇、〇五九
三十四年	一二六、七七七、〇二五	一〇二、三六一、一〇八	三七、七一八、六九一	二六六、八五六、八二四
三十五年	一二五、三九三、七七八	八五、七六八、二四七	七八、〇六四、七〇六	二八九、二二六、七三一
三十六年	一二七、九九八、四一九	八三、〇〇二、四一九	三八、五九五、二九三	二四九、五九六、一三一

第四章 日露戦役財政始末

第一節 總説

日清戦後朝野共に戦後の經營に熱中し、歳計之が爲に著しく膨脹し、國民の負擔亦從て重きを加へ、

民間の經濟、爲に漸く困難を加ふるに至りたる事情は既に説ける如くなるが、其後此計畫も略々完成の期に近き、戦後の財政も一先小康を告げんとするの時に當りて、又々俄然として日露戦役の勃發あり、我帝國は是に再び振古未曾有の大戦役に従事せざるを得ざるに至れり。

日露戦役の開始せられしは明治三十七年二月六日、仁川沖の海戦にして、爾來三十八年九月五日媾和條約の調印まで約一年有半の歲月を経て、此間費す所の軍費實に十數億圓の巨額に上れり。蓋し此時の戦役は之を十年前の同種の經驗に比するに、作戦の規模の浩大にして、驚くべき多數の軍隊を運用したるのみならず、歐洲最強の精銳を相手に輸贏を争ひたる事なれば、戦闘は至る所殘酷激烈を極め、犠牲の大なる事、近世の戦史に於て殆んど其比を見ず、殊に最近十年に於て機械力を戦闘に應用する技術は、非常の發達を遂げ、戦術上の變化と相俟て、たゞに戰場に消耗せる、銃砲彈藥の數量を多大に増加せしのみならず、之に要する經費亦非常に高額なるものとなれり。

然れども彼の戦闘に於てのみならず、經濟上に於ても忠勇なる我國民は、能く此絶大の要求に耐へ、僅に一年有半の間に從來の國庫の歳入の殆んど七倍に相當する巨額を故障なく支辨するを得しは、財政上至大の成功といはざるべからず、而して此成功を致すがために國家は如何なる政策を取りたるか、國民はよく如何なる能力を發揮せるか、是我輩の本章に於て説明せんと欲する所なり。戦役に要したる經費の支辨は、陸海軍にあつては明治三十六年勅令二百九十一號により緊急支出を爲したるもの約一億五千六百萬圓、第二十帝國議會に於て三億八千萬圓、及第二十一議會の協贊を経しもの七億圓、三十八年十二月豫算外支出を爲せしもの六千萬圓、第二十二帝國議會の協贊を経たる者約四億五千萬

圓、合計約十七億四千六百萬圓にして、此外各省臨時事件費として三十六年勅令第二九一號により緊急支出を爲したるもの約二千五百萬圓、第二十議會の協贊を経たるもの四千萬圓、第二十一議會の協贊を経しもの八千萬圓、明治三十八年十二月豫算外臨時支出を爲したるもの約二千八百萬圓、第二十二議會の協贊を経しもの約八千六百七十萬圓、第二十三議會の協贊を経しもの二百五十萬圓合計二億三千八百餘萬圓あり。之を合算する時は戦役に關する經費豫算の總計は實に十九億八千四百餘萬圓に上れるなり。

而して是が財源として政府は一般歳計剩餘約一億四千七百萬圓、特別資金繰換六千七百萬圓、増稅等の收入約二億千五百萬圓を充つるの計畫を立てたりと雖、殘餘の十五億五千九百萬圓に至りては全く公債、國庫債券、及一時借入金を以て充當したる者なり。

蓋し戦役に關する經費巨額に上り、國民の負擔亦重きを加ふるに當り、政府は一般歳計を緊縮し其剩餘を以て之が一部に充つるの方針を取りたるは當然の處置にして、新規の事業は概して之を見合せ、既定計畫に係るものも出來得る限り繰延を實行し、此の如くにして明治三十七年度に於て約五千萬圓三十八年度に於て約七千五百萬圓の餘裕を得たり。此外政府は地方財政の緊縮を計り、其課稅に制限を加へ一面増稅に伴ふ國民の負擔を可成輕減し、一面事務局に關する經費支辨の財源を豊富ならしめん事を務めたり。

特別會計の資金は當該會計の運用の上に必要なる基金として設置されたる者なれども、巨額の軍費支出の必要あるに當りては、是を以て財源の一部に當つるも、相當の處置にして。政府は各特別會計の

許す限り其資金を繰換使用する事としたり。

又戦争に關する經費を支辨せんがため、政府は前後二回の増税計畫を立て、何れも議會の協賛を経たり。抑是等の増税計畫は國民の負擔の耐へべき限度に於て戰役に關する經費支辨の財源を求るの必要に出でしものにして、殊に第二次増税計畫は戦争の發展に伴ひ之が經費を要すること益々多額となり、財源の増加を必要ならしめたるに由る者なりしと雖も、此財源より得る収入は戰費の總額に比すれば固より僅に其一部に當るに過ぎず、政府は之が不足を補はんがため、巨額の公債及國庫債券を發行せざるを得ざるに顧る時は、戰時多忙の際に於て此る増税を敢てする事其當否果して如何かあるべき。又同じ増税を爲すにしても、是を戰時に爲さずして戰後に行ふの有利にして、且弊害少きものにはあらざるなきか。是此時の財政政策に附帶して大に疑問の存する所たるべし。

然れども政府は増税の策を決し、之を實行したり。而して國民は此時の増税の餘波として戰後の今日に至るまで、尙彼の非難多き非常特別税の負擔を脱する能はざるの事實は今に於て掩はんとして掩ふ能はざる所とす。

又戰役の進行中正貨の流出を防止し、其蓄積を計るは財政上の主要なる任務に屬せり。故に政府は一時出來得る限り正貨拂の節約を計り、且戰地に於る支拂には軍用切符を使用する等、種々の手段を取り、一面正貨増加の方法を講じ、一面内地に於ては金銀地金の輸納を獎勵し、外國市場に於ては前後數回公債を募集して戰費支拂の用に供すると同時に正貨準備の充實に資し、又輸出爲替を買入れて外國拂に便利ならしむる等、兌換制度の基礎を強固にするに務めたり。

戦争の初めに當りて一般經濟界は其影響を蒙り多少不振の徴を表はし、物價も、通貨の膨脹、非常特別税の賦課、其他戰時特殊の關係により、多少騰貴せるものありしと雖、金融に至りては、一面巨額の公債の募集ありて資金の大部分を戰費の財源に供せられたるにも係らず、其影響案外に少く、預金の如きは却て増加し、能く其順調を保つ事を得たるは、是れ一方に於て國民一般に勤儉貯蓄を勵み各種の預金を増加せしめたと、他方に於ては海陸の連勝と米作の良好と相俟つて財界の活動を促したる等、其原因を爲したるを疑はずと雖、其大原因に至りては、全く外債によりて巨額の外金を我國に輸入し、以て金融上の缺陷を補填し得たるの賜ならずばあらず。

戰時に於る此外債政策の成功は、此の如く財界の變動を緩和するに於て著しき功能を奏したりと雖も、而かも是と同時に、之ありしがため、戦争の巨大なる壓力に對し國民本來の抵抗力を充分に發揮するを要するの機會に接せず、從て此點に於て國家の貴重なる經驗を積む事能はざりしは、一の遺憾なりしと云はざるべからず。

第二節 戦費の豫算

三十六年の末露國との交渉漸切迫を告げ、之に伴ひ軍備充實に必要な巨額の費用を要するに至りしを以て、政府は之を支辨せんが爲め特別の財源を得るの道を開くの緊切なるを認め、明治三十六年十二月二十九日憲法第七十條により緊急勅令の發布を仰げり。

此勅令によれば軍備補充に要する經費支辨のため政府は一時借入金をなし、特別會計に屬する資金を繰換使用し、及國庫債券を發行する事を得るものにして、一時借入金及國庫債券に付すべき利子は一ヶ年六分以下、償還期限は一時借入金は二ヶ年以内、國庫債券は五ヶ年以内とし、而して一時借入金及國庫債券の額は之を豫定し難きゆゑ其制限を設けざる事としたり。

此勅令によりて支出の勅裁を経たる金額は、一億五千六百二十二萬餘圓にしてその内譯左の如し。

臨時事件費支出許可額

大藏省所管	二五七、八九三	陸軍省所管	一〇八、三九二、三三二
海軍省所管	四七、五七八、八一二	計	一五六、三三八、九二九

右に對する財源

國庫債券收入	一〇〇、〇〇〇、〇〇〇	特別會計資金繰替	二五、〇〇〇、〇〇〇
一時借入金	三二、三二八、九二九	計	一五六、三三八、九二九

三十七年三月第二十議會を東京に招集するや、右緊急支出の事後承諾を議會に求め、之を得たり。第二十議會に於て政府は更に臨時軍事費によりて三億八千萬圓、及明治三十七年度各省臨時事件豫備費四千萬圓を要求せり、此臨時事件豫備費とは軍事以外に於て、時局に關する外交、國債の利子、其他の必要な經費にして時局の進行に伴ひ隨時支出を要したる者に充てんとして設けたる費目にして、是等は豫め各事項に付之を豫算する能はざるを以て、之を一括し臨時事件豫備金として要求せるものなり。

此要求は之に附帶する非常特別税、煙草專賣法案等と共に第二十議會の協賛を経て成立せり。之を第一次の戰費豫算と爲す。其收支の内容左の如し。

臨時事件費第一次豫算額

臨時軍事費	三八〇、〇〇〇、〇〇〇	計	四二〇、〇〇〇、〇〇〇
臨時事件豫備費	四〇、〇〇〇、〇〇〇	増稅等の收入	六二、〇〇〇、〇〇〇
右に對する支辨財源		特別會計資金繰替	三〇、〇〇〇、〇〇〇
歲計剩餘	四八、〇〇〇、〇〇〇	公債國庫債券及一時借入金	二八〇、〇〇〇、〇〇〇
陸軍經常費殘	一一、〇〇〇、〇〇〇	計	四二〇、〇〇〇、〇〇〇
海軍經常費殘	八、七〇〇、〇〇〇		
内 公債償還見合	八、五〇〇、〇〇〇		
航路擴張及航海獎勵費殘	五、〇〇〇、〇〇〇		
既定經費節約及繰延額	一四、二〇〇、〇〇〇		

明治三十七年十一月第二十一議會を東京に召集せらるるや、政府は臨時軍事費追加豫算として七億圓を要求し、各廳臨時豫備費追加として八千萬圓を要求せり。是れ戦局の發展に伴ひ、軍資は益々多額に上れるのみならず、規定豫算は或一定の時期に至るまでの軍費を計上せしに過ぎざりしを以て、之が追加を必要とするに至れるに由る。是又非常特別税法改正案、相續税法案、鹽專賣法案及臨時事件費支辨に關する諸法案と共に議會の協賛を経て成立せり。之を第二次の戰費豫算とす。其收支内容左の如し。

臨時事件費第二次豫算額調

臨時軍事費	七〇〇,〇〇〇,〇〇〇 ^甲	内 第一次増稅等の收入	七六,五五〇,〇〇〇 ^甲
臨時事件豫備費	八〇,〇〇〇,〇〇〇	第二次増稅等の收入	七四,一二〇,〇〇〇
計	七八〇,〇〇〇,〇〇〇	特別會計資金繰替	八,〇〇〇,〇〇〇
右に對する支辨財源		軍資賦納金	一,五〇〇,〇〇〇
一般歳計剩餘	四八,三三〇,〇〇〇	雜・收入	五〇〇,〇〇〇
増稅等の收入	一五〇,六七〇,〇〇〇	公債國庫債券及一時借入金	五七一,〇〇〇,〇〇〇
		計	七八〇,〇〇〇,〇〇〇

然るに戦局の發展と共に經費漸く多端に上り、臨時軍事費及臨時事件豫備費豫算は第二十二帝國議會の開會に先ちて、既に不足を告るに至れり、然れども戦費の要は一日を緩ふすべからざるを以て、明治三十八年十二月政府は勅裁を仰ぎ豫算外支出の方法を取れり。其收支豫算左の如し。

臨時事件費第二次豫算額不足支辨財源調

財源不足額	八,五〇〇,〇〇〇 ^甲	軍資賦納金收入	一,五〇〇,〇〇〇 ^甲
右に對する補填財源		臨時軍事費雜收入	五〇〇,〇〇〇
一般歳計節約	一,〇〇〇,〇〇〇	公債國庫債券及一時借入金	五,〇〇〇,〇〇〇
陸軍經常軍事費殘額	五〇〇,〇〇〇	計	八,五〇〇,〇〇〇

然るに三十八年十二月第二十二議會を東京に召集せらるるや、政府は臨時軍事費追加豫算として四億五千四十五萬圓、及臨時事件豫備費八千四百五十萬圓、及三十八年度臨時事件豫備費追加七百二十萬圓を要求せり。蓋し此時は日露戰役已に平和の局を結び、出征部隊の引上、其他論功行賞に要する費用等に支出を要するもの少なからず、而して既定豫算は既に不足を告げ、豫算外支出を爲すの止むな

き状態に至れるを以て、此追加を爲すに至りしものなり。

議會は此提案に對し臨時事件豫備費五百萬圓を削減して協賛を與へ、成立せしめたり。之を第三次の臨時事件豫備費となす。其收支内容左の如し。

臨時事件費第三次豫算額

臨時軍事費	四五〇,四五〇,〇〇〇 ^甲	右に對する支辨財源	
臨時事件豫備費	七九,五〇〇,〇〇〇	公債募集金	五二三,六四三,二四二
計	五二九,九五〇,〇〇〇	一般歳計剩餘高	一六,三〇六,七五八

明治三十九年度臨時事件豫備費豫算は統監府經費、關東都督府經費、不足を告げしを以て、第二十三帝國議會に追加豫算二百五十萬圓を要求し、而して議會は之を協賛せり、之が財源としては一般會計剩餘を以て充るの豫定なり。

此の如くにして當初の緊急支出より第一次、第二次の豫算、豫算外の支出を併せ、第三次の豫算に至るまで、數次の豫算を重ねたる結果、軍事費豫算の總計は十九億八千四百七十萬圓に達したり。其内容及財源を一表に示せば次の如し。

明治三十六年度緊急支出	一五五,九七一,〇三五 ^甲	各省臨時事件費	一五六,二二八,九二九 ^甲
第一次豫算	三八〇,〇〇〇,〇〇〇	計	四二〇,〇〇〇,〇〇〇
第二次豫算	七〇〇,〇〇〇,〇〇〇		七八七,二〇〇,〇〇〇
明治三十八年度豫算外支出	六〇,〇〇〇,〇〇〇		八八,八二五,四〇九
第三次豫算	四五〇,四五〇,〇〇〇		五三二,四五〇,〇〇〇

今其歳入豫算を見るに左の如し。

第二次増稅收入案

地租	一八、六四〇、六七八	取引所稅	四三二、五六六
所得稅	五、二八六、四六二	沖繩縣酒類出港稅	六六、五七七
營業稅	五、八〇九、〇〇七	關稅	二、六八七、六二六
酒稅	二、五六六、〇八三	通行稅	三、一八八、一八〇
砂糖消費稅	二、四〇〇、一〇四	相續稅	四、三〇九、五九六
雜物消費稅	八、三〇六、八六二	印紙收入	一一、〇二三、三八八
賣藥營業稅	八九、二七九	鹽專賣	一六、二五九、六六七
續業稅	一、三八九、五八六	合計	八二、四三五、六四一

政府は第一次計書に於て鹽消費稅及絹布消費稅を提出せしも、議會の協賛を得ざりしが、第二次計書に於ては議會の協賛を経て鹽專賣を創設し毛織物以外の織物にも課稅せり。

戰時の増稅は臨時事件により生じたる經費を支出するを目的とするものなるが故に、相續稅の如く永久的に存続せしむるものにして特に單行法となすの必要あるもの、外は、凡て之を非常特別稅として一法律中に規定し、非常事變に際し、臨時増稅するものなるの意を明にすると同時に、國民をして増稅負擔の觀念を厚からしめん事を期したり。之と同時に政府は地方經費緊縮の方を取り、府縣其他の公共團體の附加稅を制限し、地租の附加稅に於て約千萬圓を輕減せしむる目的を以て非常災害負債償還の場合を除くの外、府縣は地租十分の五、其他は十分の三以上の附加稅を課するを得ざらしめ、營業稅、所得稅に對しては百分の三十を超える附加稅を課する事を得ざらしめ、又地租營業稅及所得稅の

増徴額に對しては、絶對的に附加稅を課する事を禁止せり。

第四節 戰時の公債計畫

戰費財源の大部分は無論公債に依頼したるものなり。明治三十六年十二月緊急勅令を以て財政上必要處分の件を公布せられ、政府は一時借入金を爲し、特別會計に屬する資金を繰換使用し、及國庫債券を募集することを得る事となり、而して借入金及ひ國庫債券の利子は一ヶ年六分以下、償還期限は借入金は二ヶ年以内、國庫債券は五ヶ年以内としたり。三十七年二月戰闘の開始せらるゝや、政府は此の勅令に基き同年三月國庫債券一億圓を募集せり。是れ政府が軍費支辨のため公債を募集したるの初めとす。

次て第二十議會の協賛を經、三十七年三月臨時事件支辨に關する法律の發布あり。此法によりて政府は更に二億八千萬圓以内の借入金若は公債を起すを得べく、而して三十六年の緊急勅令に基き借入金及繰換を整理償還するが爲には右制限以外にも公債を募集する事を得ることとなりたり。政府は此法律によりて同年五月英米兩國に於て第一回六分利付外債一千萬鎊を募集せり、同年六月第二回國庫債券一億圓を募集し、十一月更に第三回國庫債券八千萬圓を募集せり。而して外國に對する支拂の増加に伴ひ、更に外債を募集するの必要起り、同年十一月勅令第二百二十八號を以て政府は更に一億二千萬圓の公債を募集するを得る事となり、其結果英米兩國に於て第二回六分利付外債千二百萬鎊を募集

せり。然れども戦争の前途尙遠慮にして、終極の目的を達せんには尙巨額の軍費を要すべく、而して其財源の大部分は之を起債に俟たざるべからず。然るに法律に基く起債額已に其制限に達せるを以て第二十一帝國議會の協賛を經、明治三十八年一月法律第十二號の公布あり、是により政府は更に四億五千五百萬圓以内の公債を募集し得る事となり、政府は之により三十八年三月、國庫債券一億圓を募集せり、第四回國庫債券即是なり。

當時奉天の戦勝と開戦以來本邦經濟上の状態とは大に歐米の人心を動かし本邦に對する信用の厚きを加へ外債募集の好期を示したるを以て、戦局の前途を慮り、將來起るべき多大の外國拂に備へ又正貨準備の充實を期するがために、三十八年三月に於て第一回四分半利付英貨公債三千萬磅を募集し、又同年五月次て第五回國庫債券一億圓を募集せり。

此の如くにして法律に基く起債制限額は遂に内外債の募集の結果、最早餘力を示さざるに至れり。然るに戦局の形勢を見るに、當時平和の兆候なきにあらずと雖、戦役の終局は未だ俄に豫知すべからず、同年七月勅令第九十四號を以て更に公債三億圓を募集するの權を交付せられ、之により政府は第二回四分半利付英貨公債三千萬磅を募集せり。

次て日露の平和幸に克復されたりと雖も、戦役中に於る軍費の不足額補填、及軍隊引上、論功行賞等のため、要すべき金額少なからず、此に於て第二十二議會の協賛を經、明治三十九年二月法律第一號を以て更に臨時事件費支辨のため、三億六千三百萬圓以内を又陸海軍復舊費、滿韓軍備費に充つるため七千萬圓の公債を起すを得る事となり、政府は之によりて三十九年三月臨時事件公債二億圓を募集せり。

り。

戦役のために募集したる公債は之を以て終りとす。

今是等の公債發行額と法令との關係を略示せば次の如し。

起債制限額	既に起債の額	差引起債餘力	備考
明治三十六年勅令 第二百九十一號	100,000,000	6,775,000	▲超過
明治三十七年 法律第一號	20,000,000	2,375,000	▲超過
明治三十七年勅令 第二百二十八號	110,000,000	17,150,000	緊急勅令
明治三十八年 法律第十二號	50,000,000	1,275,000	▲超過
明治三十八年勅令 第九十四號	110,000,000	2,250,000	第五回國庫債券三 七、八二六、七二五 圓は發行差減額を 以て補填せり
明治三十九年 法律第一號	1,586,000,000	1,586,000,000	緊急勅令
計	1,586,000,000	1,586,000,000	

即ち法律は勅令により公許されたる起債制限十六億八千八百萬圓、而して之により實際起したる國債は十四億七千三百六十二萬七千圓にして、差引起債の餘力は二億一千三百九十五萬餘圓を存したるものなり。

更に發行額に對する實收額の差減を見るに左の如し。

種別	發行額	發行價格に依る實收額	差減額
第一回國庫債券	九六,九七七,二五〇	九二,三七六,一二三	四,六〇一,一二六

第二回國庫債券	九八、八七六、六五〇	九〇、九八一、七九五	七、八九四、八五四
第三回國庫債券	七七、四八〇、七〇〇	七一、二八八、六七五	六、一九二、〇二四
第四回國庫債券	九九、七九〇、五七五	九〇、二五四、九六一	九、五三五、六一三
第五回國庫債券	九九、九三六、一五〇	八九、九八四、〇八〇	九、九五二、〇六九
第一回英貨公債	九七、六三〇、〇〇〇	九一、二八四、〇五〇	六、三四五、九五〇
第二回英貨公債	一一七、一五六、〇〇〇	一〇六、〇二六、一八〇	一一、二二九、八二〇
第三回英貨公債	二九二、八九〇、〇〇〇	二六三、六〇一、〇〇〇	二九、二八九、〇〇〇
第四回英貨公債	二九二、八九〇、〇〇〇	二六三、六〇一、〇〇〇	二九、二八九、〇〇〇
臨時事件公債	二〇〇、〇〇〇、〇〇〇	一九〇、〇〇〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇、〇〇〇
合計	一、四七三、六二七、三三五	一、三四九、三九七、八六七	九四、九四〇、四五七

(備考) 第四回英貨公債の場合に起債勅令に由り差額の補填を許さず

即發行の額面總額は十四億七千三百六十二萬七千圓なりと雖、實收額は十三億四千九百萬圓にして、差引九千四百萬圓の差減あり。之を前記の餘力に加へ、二億九千五百餘萬圓は法令に基く起債餘力なりとす。

又豫算の關係より觀察せば左の如し。

豫算による所要額		既發行額		差引發行すべき額
明治三十六年勅令	三、三六、六五〇	第一回國庫債券	三、三六、六五〇	三、三六、六五〇
第二百九十一號	三、三六、六五〇	第二、三回國庫債券	六、七三、三〇〇	六、七三、三〇〇
第一次豫算	三、三六、六五〇	第一回英貨公債	九、七六、三〇〇	九、七六、三〇〇
第二次豫算	三、三六、六五〇	第二、三回英貨公債	一、九〇、〇〇〇	一、九〇、〇〇〇
		第四、五回國庫債券	一、九〇、〇〇〇	一、九〇、〇〇〇
		第二、三回英貨公債	一、九〇、〇〇〇	一、九〇、〇〇〇
		合計	一、四七三、六二七、三三五	一、四七三、六二七、三三五

此三項は發行し得らるる額なるも第二十二議會にて公債發行額を更に定められし結果五七、九四九、〇〇〇餘圓を除くの外は發行を要せざるものなり

豫算超過支出	三〇、〇〇〇、〇〇〇	第四回英貨公債	三、三六、六五〇
小計	一、〇三三、三六、六五〇	臨時事件公債	一、九〇、〇〇〇
第三次豫算	一、〇三三、三六、六五〇	合計	一、〇三三、三六、六五〇

即是によるときは豫算に於て定められたる公債募集額十五億五千五百萬圓なれども實際發行せしは十四億一千三百萬圓にして、差引一億四千二百萬圓は豫算上に於て公債を募集し得る額に屬せり、起債に關する是等の法令上の餘力、並に豫算上の餘力は公債未募集額として戦後に繰越され、戦後に於ける政府の公債政策の利用に供せられたり。

以上の公債募集に關し當時の應募の景况如何と見るに、國庫債券に在りては應募總額最多きは發行額の五倍に上り少きも尙三倍に下らず、殊に價格以上の申込の如きは最多きは實に發行額の七割七分を占むるに及べり、殊に第四回發行に至りては外國人の申込非常に多く、其額八千二百六十二萬三千二百二十五圓に上りたり、此の如く前後僅に十有餘ヶ月の間に五億圓てふ大額の内債を起したるに似ず、前述の如き盛況を呈し、殊に第五回發行に於て應募額の最高を見たるが如き、一は當局の用意の周到を極めたる、一は本邦財力の發達の著しきにも由るべしと雖も、抑又國家の非常に際して國民奉公の熱誠の發露する結果の如何に偉大なるかを示すに足るべきなり。

第一回	一〇〇、〇〇〇、〇〇〇	發行額	九五	價格以上申込	最高	九五	募入平均額	九五
第四回	一〇〇、〇〇〇、〇〇〇	發行額	九五	價格以上申込	最高	九五	募入平均額	九五

第四編 國會開設以後の財政 第四章 日露戦役財政始末

第二回	一〇〇,〇〇〇,〇〇〇	三三三,一九〇,九五〇	九二	一二五	九二	九二
第三回	八〇,〇〇〇,〇〇〇	二四五,八二九,二〇〇	九二	一二五	九二	九二
第四回	一〇〇,〇〇〇,〇〇〇	四八五,八七六,二五〇	九〇	一〇一	九〇	九〇
第五回	一〇〇,〇〇〇,〇〇〇	四九八,二六一,二二五	九〇	一〇〇	九〇	九〇
計	四八〇,〇〇〇,〇〇〇	二,〇〇四,二八八,一〇〇				

國庫債券の條件は第一回は五分利五ヶ年以内償還、第二回第三回は五分利七ヶ年以内償還、第四回第五回は六分利七ヶ年以内償還にして、何れも短期の公債なれども、其發行價格が九十五圓に初り、それより九十二圓、九十圓と漸次下落せるを見れば、巨額の國債に伴ふ金額上の壓力の漸次價格の上に實現したるを想ふべし、國庫債券の募集に次で、三十九年十二月、臨時事件公債二億圓の募集あり。其條件は利子五分、發行價格九十五圓、五ヶ年据置、其翌年より向ふ二十五ヶ年以内償還とす。内國に於て一時に二億圓の公債を募集せし事は未曾有に屬す、時恰も戰後にして献懐の觀念已に著しく薄らきたる時なりしと雖其募集の成績は是又案外の好結果を告げ、應募申込總額約二倍に上りたり。又外債募集の成績を見るに、戰役に於る外債の募集は最困難にして、其時期方法に於て殊に注意を要するものあり、政府は豫め之が準備として日本銀行副總裁高橋是清に相當の權限を委任して外國に派遣し其事務に當らしめ、是によりて海外資本家の意向を探り、以て外債發行の時期及條件を定むるの助けとなしたり。

第一回六分利英貨公債一千萬磅は三十七年五月其半額は倫敦半額は紐育に於て募集されしものにて發

行銀行は倫敦にては五月十一日、紐育にては同月十日發行目論見を發表し、同月十二日應募申込の取扱を開始したるに、英米市場金利頗低廉なりしのみならず、會々鴨綠江の戰勝あり、我國に對する同情の念高まりたりし際なりしかば、應募申込非常の盛況を呈し、倫敦に在りては、需要額の三十三倍以上に、紐育にては五倍に達したり、第二回六分利付英貨公債一千二百萬磅は三十七年十一月半は倫敦に半は紐育に於て募集せられ、倫敦に於ては十一月十四日應募申込の取扱を開始し、翌十五日之を締切り其申込額は需要額に對し十三倍以上に達し又紐育に於ては倫敦と同じく十一月十四日應募申込取扱を開始し、十八日締切りたるが、是又巨額の超過を示せりといふ。

三十八年三月に於ける第一回四分利英貨公債募集も前回と同様に半は倫敦に半は紐育に於てし、倫敦に於ては三月二十九日午前九時開始午後三時の締切にして、紐育に於ても同日申込を開始し、翌廿日午後三時締切たり。其申込高英國に於るもの一億五千百萬磅、獨逸、白耳義、瑞西、和蘭、埃太利、大陸諸國の應募せるもの亦千百九十四萬磅に及び、申込總額は需要額の十一倍に達せり。紐育に於ては申込高約五億弗にして需要額の約七倍に達したり。

三十八年七月の第二回四分半利英貨公債募集三千萬磅は倫敦、紐育、及獨逸に於てせられたるが、倫敦にては七月十一日開始し、獨逸も亦同日開始せり。紐育は翌十二日申込を受理し同日之れを締切たり、而して當時バルチック艦隊全滅の後を承け、平和克復の希望生じたと同時に帝國財政の信用益々高まりたるのみならず、第一回以後の英貨公債は漸次終を告げたる事情により、應募の狀況甚盛にして、倫敦は十倍弱、紐育は四倍半、獨逸は十倍弱に上りたり。

今前記四回に渡れる外債發行の條件を掲げば左の如し。

發行時期	發行總額	右邦貨換	利子歩合	發行價格	手數料	政府手取	擔保	償還期限	利拂期	發行地
第一回	三十七年五月	一千萬磅	百分の六	九三磅一〇志	三磅一〇志	九〇磅	關稅收入	七ヶ年(内三年據置)	四月五日	倫敦紐育
第二回	三十七年十一月	一千二百萬磅	百分の六	九〇磅一〇志	三磅一五志	八六磅一五志	關稅收入	七ヶ年(内三年據置)	四月五日	倫敦紐育
第三回	三十八年三月	三千萬磅	百分の四・五	九〇磅	三磅五志	八六磅一五志	煙草專賣益金	二十ヶ年(内五年據置)	八月十五日	倫敦紐育
第四回	三十八年七月	三千萬磅	百分の四・五	九〇磅	三磅五志	八六磅一五志	煙草專賣益金	二十ヶ年(内五年據置)	七月十日	倫敦紐育

此の如くにして當時の外債は發行總額凡て八千二百萬磅之を邦貨に換算せば約八億圓、其條件は第一回は六分利九十磅の手取、第二回は六分利付八十六磅十五志の手取、第三回及第四回は四分半利付にして八十六磅十五志の手取額にして、條件は決して低きにはあらず。然れども前記の如き景況を告げたるより推察せば、戰時非常の時に於て國家の政策其宜しきを得るときは、條件次第にて隨分巨額の財源を海外の資本に俟ち得る事を證明するに足るなり。

第五節 軍費の支出

事務局の開始より臨時軍事費の特別會計の締切られたる四十二年六月に至るまで、臨時事件に關する經費として支出の勅裁を経たる金額は十八億九千五百六十餘萬圓にして、其内支出濟となりたる金額は十七億千六百四十四萬圓にして、内臨時軍事費に屬するもの十五億八百四十七萬圓、各省臨時事件費に屬するもの二億七百九十七萬圓なり。

今三十二年十月以降四十年六月に至る陸海軍費の支出濟軍事費額を擧れば左の如し。

年 期	陸軍軍事費	海軍軍事費	合 計
明治三十六年十月	—	一、七六二	一、七六二
十一月	—	二、八七五	二、八七五
十二月	—	一六、〇〇六、六八二	一六、〇〇六、六八二
明治三十七年一月	三、一三五、六〇三	一、二六三、六九二	四、三九九、二九五
二月	一六、〇八三、七〇八	四、〇四六、七四五	二〇、一三〇、四五三
三月	一九、六一六、九六一	六、二一五、一五五	二五、八三二、一一六
四月	二四、四六〇、二二三	五、二〇八、〇三七	二九、六六八、二六〇
五月	二三、五〇八、四一四	七、四七六、二四一	三〇、九八四、六五五
六月	二五、三一一、九二〇	七、七二七、五〇二	三三、〇四一、四二二
七月	三六、〇六六、〇三二	六、三三四、六五八	四二、三八〇、六九〇
八月	六三、八六六、一五六	七、六一三、二六二	七一、四七九、四一八
九月	四六、八〇五、一〇〇	六、二九四、三三〇	五三、〇九九、四三〇
十月	四九、三三九、一一一	七、六三四、五七六	五六、九七三、六八七
十一月	四四、三二二、〇一四	五、〇七六、二九八	四九、三九八、三一二
十二月	五九、八四一、七〇四	五〇、九一九、七七六	一、一〇〇、八二〇

明治三十八年一月	二月	三月	四月	五月	六月	七月	八月	九月	十月	十一月	十二月	明治三十九年一月	二月	三月	四月	五月	六月	七月	八月	九月	十月	十一月	十二月																																													
四一、六四四、〇六九	五八、三〇九、〇二八	六一、二二六、二一九	五八、三三〇、〇四二	七六、二九三、〇五八	六九、九〇四、五一	六〇、六二一、二三一	五〇、七〇九、六八九	三七、四七九、六七五	三九、八一四、七三九	二四、三〇八、一四三	三七、四九〇、五二七	一一、一三四、九〇二	一一、〇三五、六九六	一九、六七九、五二六	一六、一八三、四七二	九、三〇九、三九〇	一〇、九三七、一四五	四、一三五、七九六	一〇、八六〇、四七五	五、三八二、二九六	九、七九一、五六九	五、六三四、七二五	四、七三四、二〇五	三、九八二、四二六	六、〇〇九、五九七	八、七二六、五八〇	九、〇三〇、四六四	一〇、五三六、九七九	八、二九一、一一八	六、七五五、八〇一	八、九〇五、八七〇	八、〇六四、四八七	六、二九九、二九四	六、九六〇、〇七四	四、二九四、四五九	四、七六八、四〇〇	六、八六〇、五一四	四、三七四、五四九	四、三一六、七九三	三、六〇九、八九八	一、四九一、〇二四	五、七二五、一六三	一、八三三、一三七	二、〇六九、二九二	二、〇四〇、七〇一	四六、三七八、二七四	六二、二九一、四五四	六七、一三五、八一六	六六、九五六、六二二	八五、三三三、五二二	八〇、四四一、四九〇	六八、九一二、三四九	五七、四六五、四九〇	四六、三八五、五四五	四七、八七九、二二六	三〇、六〇七、四三七	四四、四五〇、六〇一	一五、四二九、三六一	一五、八〇四、〇九六	二六、五四〇、〇四〇	二〇、五五八、〇二一	一三、六二六、一八三	一四、五四七、〇四三	一九、〇四五、八二〇	一〇七、五八五、六三八	七、二一五、四三三	一、八六〇、八六一	七、六七五、四二六

此外臨時事件費の支出濟額を見るに左の如し。

明治四十年一月	二月	三月	四月	五月	六月	合計
一〇、七八八、七四二	五、〇三七、四六五	八、九三四、一五一	一一、〇四四、九五二	四、四二六、〇〇九	二、二三九、〇三四	一一、二八三、三一八、〇五六
一、一九三、六一〇	一、九七七、八八二	二、一四八、九一三	二、六五四、〇〇九	二七七、〇七六	一九三、一一〇	二二七、四三三
一一、九八二、三五二	七、〇一五、三四七	一一、〇八三、〇六四	一三、六九八、九六〇	四、七〇三、〇八五	二、四三二、一五四	七、七〇〇、二五〇
外務省	一、二二九、五四五	二、六四二、六四二	六三三、一六八	一九、一九六、七三九	二、五〇二、二九四	二、〇九四、二八七
内務省	一一、五一三	一一、二一三、四〇〇	一一、六三一、六八九	二七、七二〇、五九一	二一、三〇〇、八〇九	二一、三八五、八四七
大藏省	二五六、九六五	九六、五九一、二九二	一一、六三一、六八九	一一、二七〇、五九一	二七、七二〇、五九一	二一、三〇〇、八〇九
陸軍省	二〇、九八五	一五、〇〇二	四九、〇四七	二一、三〇〇、八〇九	六〇、一五〇	二五九、二〇一
海軍省	九、二八九	七七、二八一	二、四三三、九七五	七三四、六五九	四、九一九、四六九	一五、四二四、七五八
文部省	三二、九〇五	七、一六三、一四七	六、七三五、八一三	一、五二五、七九八	一、五二五、七九八	二〇七、九七〇、八九八
農商務省	三、一六三、一四七	一〇九、六三八、三〇二	六五、二二三、四八一	二〇七、九七〇、八九八		
逓信省	一、五六〇、二〇六	三、一五八、九〇九	一〇九、六三八、三〇二	六五、二二三、四八一	二〇七、九七〇、八九八	
合計	一、五六〇、二〇六	三、一五八、九〇九	一〇九、六三八、三〇二	六五、二二三、四八一	二〇七、九七〇、八九八	

第六節 臨事軍事費收支決算

時局に關する特殊の支出の始まりたるは三十六年十月に在りしを以て、此時より以降の經費は皆特別會計に編入して整理せらるゝ事となりたるは已に説くか如し。而して其後平和克復して戦争に關する經理事務漸く終結に近くや、政府は該特別會計を締切るの必要を認め之に關する法律案を第二十二帝國議會に提出し、兩院を通過して三十九年五月十一日法律となりて公布せられたり、此規定によりて特別會計の年限は四十年三月三十一日を以て終結せしめ、之に屬する出納事務は明治四十年十一月三十日を以て悉皆完結せしめ、其期限までに支出を終らざる經費にして一定の事由を有するものは、歳出豫算額を一般會計に移用せしめ、歳計に剩餘ある時は之を一般會計に繰入るゝものとしたり。政府は此法律に基きて勅令を制定し、出納を四十年六月限となし、同年十月三十一日を以て主計簿を締切るに至れり。

今之が決算の結果を見るに、先づ收入に付て云へば、三十六年十月より四十年三月迄に於る軍資金として收入したる歳入の總額は十七億二千二百二十一萬餘圓にして其内詳左の如し。

歳入科目		收入濟額	歳入科目		收入濟額
公債及國庫債券募集金一時借入金	一、四一八、七三一、三三九	運 輸 收 入	九、九〇八、七八三		
一般會計繰入	一八二、四三〇、一二九	特 別 收 入	三、五一六、三三四		
特別會計資金繰替	六九、三一、九七七	雜 收 入	一六、一〇七、五二一		
軍 資 賦 納 金	二、三三一、二七六	合 計	一、七三二、二二二、二五六		
官有物拂下代	一八、八七五、一一四				

之に對する臨時軍費總計は十七億千六百四十四萬圓にして其内詳左の如し。

内 務 省 所 管 臨 時 軍 費		内 務 省 所 管 臨 時 軍 費	
人 員 費	一四七、二七三、五二六	亡 失 金	一、一三三、三七〇
物 件 費	九七二、三一二、四〇〇	廣 島 市 清 潔 費	四〇、九七五
機 密 費	三、二二四、四三五	江 戶 川 架 橋 費	二一、七〇〇
召 集 諸 費	三、一六七、五〇〇	靖 國 社 臨 時 大 祭 特 別 寄 附 金	二六五、〇〇〇
一 時 賜 金	一五六、二九二、四六五	從 軍 紀 章 費	六〇六、六八三
海 軍 省 所 管 臨 時 軍 費			
俸 給 及 諸 給	一五、三四二、二〇九	營 繕 費	二二五、一五四、四八一
旅 費	六九三、二八八	船 舶 費	五、一〇八、二〇六
雜 給 及 雜 費	一、二一三、〇七二	機 密 費	二〇、三三九、六二五
諸 手 當 費	四七二、六二六	雜 件 費	八二四、九二七
糧 食 費	四九一、一七一	軍 艦 購 入	一五、九八四、五九三
被 服 費	七、九〇五、四四九	煉 炭 製 造 所 設 立 費	一、〇四八、〇〇一
造 兵 及 修 理 費	五、四六九、七八八	一 時 賜 金	八、三〇七、六三六
造 船 及 修 理 費	二二、四一八、八八二	亡 失 金	四〇二、九五八
患 者 費	二六、〇七九、八七三	清 潔 法 施 行 諸 費	五五、九九六
軍 港 費	三三三、三二二	艦 艇 補 足 費	四六、六九八、八八九
艦 務 費	一、四五〇、一〇八	凱 旋 式 費	二九、一九二
水 路 費	三九、五四〇、六四五	日 露 戰 役 海 軍 衛 生 事 務 集 費	一九二
總 計	七三、三四二	從 軍 紀 章 費	四〇、四〇七

此内各省臨時事件費は一般會計に於て其收入を整理し、臨時軍事費の特別會計に屬するものは右の十

五億八千餘萬圓の支出にして今之を前記の收入に對比するときは左の如き結果を見る

臨時軍事費收入
臨時軍事費支出
差引 剩餘

一、七二二、二二二、二五六
一、五〇八、四七二、五三八
二二二、七三九、七一一

此剩餘金二億一千二百七十三萬九千餘圓は之を四十年年度の一般歳入の内に繰入れ、茲に一切の收支を完結せり。

而して臨時軍事費、特別會計終結に關する法律によれば、陸海軍に屬する臨時事件費の支辨に係はる工事測量又は製造事業、外國注文に係る物品の購入代及一時賜金(第三條)復員をなさざる部隊に係る經費(第四條)其外陸海軍に歸する臨時事件費の支辨にして、既に契約を爲し、又は支拂の義務を生じざるもの(第五條)の諸項に屬する經費にして該會計年度内に經費の支出を終らざるものは、支出未済の豫算額と共に之を一般會計に移し、遞次繰越使用する事を得るの規定あり、此規定に基き臨時軍事費特別會計より支出未済額をして一般歳計に移換したる金額は陸軍省所管に於て一億二千九百萬圓、海軍省所管に於て七百五十八萬圓にして其内詳左の如し。

第三條に依る分	陸軍省	海軍省	計
第四條に依る分	一三四、〇四一、四七一	五、五一〇、九八五	二九、五五二、四六五
第五條に依る分	七二、七三三	二、〇七三、五六五	七二、七三三
計	一二九、六五九、一八一	七、五八四、五五〇	一三七、二四三、七三一

斯て臨時軍事費收入の殘額として一般會計に二億一千二百萬圓の巨額の繰入ありたりと雖も、之に伴

ふて支途の定まれる支出豫算一億三千七百萬圓を、同時に一般會計に繰越したるが故に、費途未定の殘額として純粹に一般の利用に歸したる金額は、差引して七千五百餘萬圓に過ぎざるの結果を見るなり。

第五章 日露戦後の經營

第一節 總説

三十七八年日露戦役の結果、東亞の局面一變し、國際上に於る我帝國の位地は一躍して第一等國の列位に進み、之に伴ふて政治上、社會上、軍事上の種々の新要求起り、而して是等の影響は當然財政の上にも及び、斯くて日露戦後の財政は日清戦後のそれに比して更に一段の大膨脹を告ぐるに至れり今歳計の數に付て之を見るに、日露戦前、三十六年に於る經常歳出總計は一億六千九百萬圓、臨時歳出は七千九百萬圓合計二億四千九百萬圓なりしが戦役を経過して、四十年度に於ては經常歳出は三億九千八百萬圓となり、是に臨時歳出二億三百萬圓を加へ歳出總計實に六億圓の多きに達し、四十一年度に於ては更に増加し、經常歳出四億九百萬圓、臨時歳出二億二千七百萬圓合計六億三千六百萬圓にして、是實に日露戦後に於る歳計膨脹の最極點を示せり。

如何にして此の如く増加を告げたりやといふに、是全く戦後經營の爲に巨大の經費を要するに原因せ

るものにして、今其主なる項目を擧げば、第一、軍備の擴張、第二、國債費の増加、第三、鐵道國有
 電話擴張等生産的事業費の増加、第四、戦後滿韓方面の種々の積極的施設實に其最たり。
 今是等の事業に付て左に其概要を叙せん。

第二節 軍備の擴張

政府は日露戦役の當時、動員の計畫に變更を施して臨時に四個の新師團を編成し、是を常備の建制となしたり。而して是は臨時軍事費の範圍内に於て實行したる一種の軍備擴張にして此外更に戦後三十九年度の豫算を要求するに至り、更に二個の常備師團を増加するの計畫を敢てし、之が經費を議會に要求して之が協賛を経たり、かくて帝國の陸軍は戦前に比して新に六箇師團を増加し、都合常備軍は十九師團となりたり。加之政府は此軍備擴張を爲すと共に二年兵役を實施し、且兵役年限の短縮より生ずる平時兵員の減少は、壯丁の増募により之を補ふの方法を取りたるを以て、師團の編成は從來の五割の膨脹なりと雖、人員に至りては更らに其の以上の増加を來し、從來平時現員約十五萬なりしもの戦後に於ては約二十五萬人となり、戦時約六十萬人なりしもの戦後に於ては恰んど二百萬人の兵員を擧げ得るの仕組となるに至れり。

又海軍に於ても戦役中に於て既に少なからざる新艦製造の計畫を起し、戦後に於て續て之を豫算の上
 に要求し、着々戦艦の増加に勉めたりしを以て、戦前二十六萬噸内外を算へし軍艦水雷艇の噸數は、

戦後四十一年の當時に於て五十一萬三千餘噸を算するに至れり、陸海軍備の此擴張に伴ふて經費は著しく膨脹せり、即ち左表の如し。

第一表 陸海軍經常費

年度	陸軍	海軍	合計
三十六年	三九、三五五、三八八	二一、五三〇、二三七	六〇、八八五、六二五
三十九年	三七、八二四、八九五	二七、九九一、三五〇	六五、八一六、二四五
四十年	四九、九一六、二三七	三一、二九二、九三六	八一、二〇九、一七三
四十一年	六七、六六五、一三三	三四、三四七、七〇〇	一〇二、〇一二、八三三
四十二年	七二、二九一、七七二	三五、三二三、一七二	一〇七、六一四、九四四
四十三年	七四、六一〇、五六七	三八、四七四、七一五	一一三、〇八五、二八二

第二表 陸海軍臨時費

年度	陸軍	海軍	合計
三十六年	七、五二九、一七四	一四、五八七、六二〇	二二、一一六、七九四
三十九年	三〇、〇四四、六七七	三三、八八五、三二〇	六三、九二九、九九七
四十年	七六、一二七、四九〇	四〇、九七九、三八四	一一七、一〇六、八七四
四十一年	七四、一四〇、〇四八	三七、二三〇、七四八	一一一、三七〇、七九六
四十二年	一五、五八九、三九六	三六、八六六、〇七三	五二、四五五、四六九
四十三年	一〇、九〇九、六二四	三七、二四七、四〇七	四八、一五七、〇三一

第三表 經常臨時軍事費合計

年度	陸軍	海軍	合計
三十六年	四六、八八四、五六二	三六、一一七、八五七	八三、〇〇二、四一九

三十九年	六七、八六九、五七二	六一、八七六、六七〇	二二九、七四六、二四二
四十年	一二六、〇四三、七二七	七二、二七二、三三〇	一九八、三二六、〇四七
四十一年	一四一、八〇五、一八一	七二、五七八、四四八	二一三、三八三、六二九
四十二年	八七、八八一、一六八	七二、一八九、二四五	一六〇、〇七〇、四一三
四十三年	八五、五二〇、一九一	七五、七三三、一二二	一六一、三四三、三三三

而して軍備の擴張に要する軍事費は歳出繼續費として今日進行中に屬するものにして、今其計畫を見るに左の如し。

一、陸軍擴張繼續費

復舊費	戰後要求總額	四十年度迄支出額	四十一年度以降豫算額
一〇、四九九、八四一	五、八九四、七一八	二、〇五八、六四一	四九、八三六、〇七七
臨時軍事費	一一〇、六五九、一八三	一六、四五二、一一四	九四、〇四八、七二七
合計	一二二、〇五三、七四二	一九、八〇五、二二八	九九、〇七〇、八四九

二、海軍擴張繼續費

軍艦製造費三十九年度以後の分	戰後要求總額	四十年度迄支出額	四十一年度以降豫算額
八七、二三二、三一四	六四、〇七七、二九一	一四、六三六、八二一	六二、五九五、四九三
艦艇補足費	一一〇、九二二、七〇九	九、一一五、三〇五	五四、九六一、九八六
整備備費	七、五八四、五五〇	九、三八七、三九五	一〇一、五三五、三一四
臨時軍事費	二六九、八一六、八六四	五、五〇七、五八二	二二、〇七二、七四三
計		三八、六四七、一〇三	二二一、一六五、五三六

更に四十四年度の豫算に於て海軍力充實の名義の下に更に同年度以降六ヶ年繼續費總額八千二百萬圓

を追加して議會の協賛を経たれば、戦後の計畫に屬する海軍擴張費の總額は三億五千一百萬圓に達する者にして、之に陸軍擴張費二億九千二百萬圓を加ふる時は軍備費總計は實に無慮六億四千萬圓の大額に上れる者と云ふべし。

第三節 鐵道の經營

鐵道の建設改良は日清戦後の經營の一大項目に屬せしものなるが、日露戦後に至るに及んで、其規模増大を告げ其經費一層の膨脹を告るに至れり、今三十七年度以降四十四年度に至る鐵道建設改良費増加の趨勢を見るに左の如し。

年度	内地鐵道建設改良費	朝鮮鐵道建設及改良費	合計
三十七年	五、六二〇、〇七三		五、六二〇、〇七三
三十八年	三、五七九、九五〇		三、五七九、九五〇
三十九年	一〇、三六〇、二八七	四二二、九九六	一〇、七八三、二八三
四十年	二二、八七〇、六六二	一〇、二三八、四三四	三三、一〇九、〇九六
四十一年	三二、六六八、九二六	七、六六一、五三三	四〇、三三〇、四五九
四十二年	二六、四九八、五〇〇	三、〇一七、七〇三	二九、五一六、二〇三
四十三年(豫算)	四〇、六〇〇、〇〇〇	三、五〇〇、〇〇〇	四四、一〇〇、〇〇〇
四十四年(豫算)	四二、五九四、〇〇四	五、二七七、八六七	四七、八七一、八七一

此の如くにして政府は着々鐵道工事を進むると共に更に戦後に於て鐵道國有を實行し之が爲め四億七

千六百萬圓の鐵道買收公債を増發するに至りたり。

鐵道の國有は明治政府の當初よりの方針としたる所にして、只財政状態が鐵道普及の必要に應ずる能はざる爲め、私設鐵道の布設を許すに至りたりと雖、當初之に對して買上の條件を付し、私設鐵道條例の制定に當りては之を條文の中に明記せり。

然れども政府は買收權の保留を以て國有の實行に不充分とし、二十四年度以降私設鐵道買收案を議會に提出すると一再に止らざりしが、未だ其成立を見るに至らず、此の如くにして三十八年に及び日露戦争其終を告げ、運輸機關の統一整理、戰後經營の最大急務たる事を認むるに及んで政府は遂に其計畫を決し、鐵道國有法案を第二十二議會に提出し、其協賛を経て、三十九年三月三十一日法律第十七號として鐵道國有法を發布し、茲に國有の實行を見るに至れり。

鐵道の國有は明治三十九年十月一日北海道炭礦鐵道、甲武鐵道、日本鐵道の買收に初まり、四十年九月一日房總、七尾、徳島の三鐵道を買收せるを最後とし、此約一ヶ年間に於て國有法に規定せる、十七鐵道の全部の買收を終りたり。

今各鐵道の買收期日、開業哩數、買收價格を表示せば次の如し。

鐵道名	買收期日	開業哩數	買收價格
北海道炭礦	三十九年十月一日(千九百六年)	二〇七、七	三〇、九九七、〇八八
甲武	同	二七、八	一四、五九九、五四七
日本	十一月一日(同)	八六〇、四	一四二、五三三、五三三(内兼業)
山陽	十二月一日(同)	四一四、六	八〇、四一六、九四七(内兼業) 一、五六七、〇四七

九州	四十年七月一日(千九百七年)	四四六、〇	一一八、八五六、四四八
北武	同 八月一日(同)	八五、八	七、七七六、八八七
津四	同 九月一日(同)	七三、二	一一、八七一、一五五
關西	同 十月一日(同)	二八〇、五	三六、一二九、八七三
參宮	同 十一月一日(同)	二六、一	五、七二八、九〇一
岩越	三十九年十一月一日(千九百六年)	四九、五	二、五二一、四九八
四成	同 十二月一日(同)	四、六	二、一八四、〇五九
北海道	四十年七月一日(千九百七年)	一五九、〇	一一、四五二、〇九七
京都	同 八月一日(同)	二二、二	三、三四一、〇四〇
阪神	同	七〇、一	七、五九二、六一六(内兼業) 五八三、一〇三
房總	同 九月一日(同)	三九、四	二、一五六、九九八
七尾	同	三四、三	一、四九一、三五五
徳島	同	二一、五	一、三四一、四三一
計		二、八三三、七	四八一、九八一、四七二(内兼業) 二、六五八、一一二

此買收費の財源としては鐵道買收公債を發行して之に充て、該公債の發行高は四億七千六百三十一萬八千八百萬圓を計上せり。

鐵道の建設改良に付ては從來は凡て之を一般會計の支辨となし、鐵道の益金も又之を一般會計の收入となし置きしが、四十年鐵道國有法の實施に伴ひ、此仕組に改正を加へて、新に帝國鐵道會計法を布き、鐵道の會計を全然一般會計より獨立せしむる事と爲せり、即ち此法によれば帝國鐵道の建設改良に要する經費は鐵道益金を以て之に充て、益金不足の場合は本會計の負擔に於て公債を發行し、又は借入を爲す事としたり。然れ共此方法に基く公債の發行は今日迄未だ其實行を見ず。過去に於て其

財源に皆政府預金部の繰替に由りて之を彌縫したりと雖、斯る計算の永續すべからざるは云ふまでもなし。早晚更に日清戦後に於けると同様の大々の鐵道公債の發行を見るに至るべきは疑を容れず。

第四節 滿韓及樺太經營

日露戦役の結果、樺太の南半部は我領有に歸し、韓國及南滿洲は我帝國の勢力範圍となりたる爲め此方面に要せし經費亦尠ならず。

今其經費の主なるものを擧れば左の如し。

年度	統監府費	統監府 司法及監獄費	樺太經營 補充費	關東都督府 經費補充金	合 計
四十年	一、三六七、八七三	—	六二九、四〇六	三、〇〇〇、〇〇〇	四、九九七、二七九
四十一年	一、一六五、九一六	—	六二九、四〇六	三、一二〇、〇〇〇	四、九一五、五二二
四十二年	一、一〇四、一〇九	—	五〇〇、〇〇〇	二、九六四、〇〇〇	九、三三〇、四六五
四十三年	九五四、七二四	—	五四四、七一四	二、九六四、〇〇〇	七、七五〇、九八九
四十四年	一二、三五〇、〇〇〇	(朝鮮總督府 經費補充金)	五七〇、六五七	三、〇四七、八〇〇	一五、九六八、四五七

備考 四十二年度迄は現計、四十三年、四十四年度は豫算額を示す

第五節 其他の施設

政府は戦後軍備擴張を計畫したる外、軍事費以外に於ても亦種々の施設を爲したり、今其主なるもの

を見れば、外務省所管に於ては在外公使館の新築の如き、内務省所管に於ては小樽、釧路の築港、道路、橋梁、排水費の増加、治水事業の擴張、敦賀築港、等にして、大藏省所管に在りては、横濱税關海面埋立、及陸上設備費、横濱港水底修築費、神戸税關海陸聯絡設備費、煙草專賣創立建設費、理事廳新營費、内閣所屬廳舎及倉庫移轉改築費、統監官舎新營費、印刷局機械増設及工場其他造築費造幣局擴張費等、司法省所管に於て甲府、秋田、福岡、阿波津、市ヶ谷監獄建築費、文部省所管に於て東京美術學校改築費、第二女子高等師範學校、第二高等農林學校、第七高等學校、仙臺工業專門學校創立費等、農商務所管に於て足尾國有林復舊費、日本大博覽會等、逓信省所管に於て札幌箱館の郵便局新營費、電話交換局擴張費、等主なるものにして、是等の多くは何れも皆繼續費として其總額を豫算に要求し、毎年度割を支出するものにして、今繼續費の總額を見るに、戦前三十六年度に於て二億四千五百萬圓なりしもの戦後の四十年度に於て無慮六億四千五百萬圓の多きに達したり。

第六章 租稅制度の發達

第一節 概論

我國租稅制度の基礎は明治初期に於て略ぼ確定し、明治十年後之を訂正増補し、以て國會開設に至りたる沿革の概要は已に前篇に叙説したり。

而して其後の變遷を見るに國會開設以後、日清戰役に至るまでは我税法の上には格別の變化なく、只舊來の仕組を追ふて國富の發達に伴ふ自然の増收を得るに外ならざりしに、日清戰後に至りて歲計膨脹の要求に迫られ多大の變革擴張を告るに及べり。

而して日清戰後に於る此變化擴張の沿革は之を大別して三期と爲すを得、即ち第一期は日清戰後の増税、第二期は日露戰時及戰後の増税、第三期は日露戰後に於る税制整理となすべし。

第二節 日清戰後の税制擴張

第一款 内國税

第一、地租の増徴 我國の地租は、明治六年地租改正條例の發布と共に改正に着手し、十四年に至りて完成し、爾來數次の地價修正によりて整理せられたる事は、已に説明したる所なるが、而も尙地租に關して爾來常に紛更の絶えざる宿題は課税の標準たる地價の不公平に在り、而して帝國議會の開設と共に、衆口皆地價修正説を唱へ、或は此問題を以て政權争奪の具となさんとするものあり。此に於て政府は明治三十一年更に地價修正を企るに至れり、其方法は從來に於ける同様輕減的の修正を行ひし者にして、此改正の結果、新法定地價は舊來の地價に比して田に於て一億千四百十六萬餘圓、畑に於て三千五百十三萬餘圓合計一億四千九百二十九萬餘圓を減せり。

斯の如くにして此時迄我國の地租は改正の度毎に常に幾分の輕減を見ざるなく、地租の歴史は實に輕減の歴史たりしも、日清戰後此景況は一變し、明治三十二年に於ては財政諸般の要求に迫られ政府は愈よ地租の増徴を企つるに及べり。是迄地租の定率は百分の二箇半なりしが、政府は之を増加して百分の四となすの方案を定め、第十三議會に提出せり、衆議院は修正して定率の改正を爲さず、只明治三十二年以降五ヶ年間を限り、市街宅地増額は地價百分の二ヶ半、其他は地價千分の八を増徴する事に決し、貴族院も亦之を可決し、三十一年法律三十二號を以て公布されたり、之を第一次の地租増徴と爲す。

第二、所得税の改正 所得税は二十年を以て創始せられ、爾來改正を経ずして日清戰後に及びしが、戰後増税を計畫するに當り、所得税に於ても之を増徴するの必要に迫り、是に併せて其税法の改正を見るに至れり、政府は其改正案を第十三議會に提出し、衆議院、貴族院共に多少の修正を加へしも結局大體政府原案の主意によりて可決確定、三十二年法律第十七號を以て公布さる。

當時の改正の要點左の如し。

- 一、内外國に於る納税義務者の關係を定めて、義務の範圍を明にしたる事、
- 二、法人の所得に課税するの制を設けし事、
- 三、公債、社債の利子に關しては、之を他と區別し、利子支拂の場合に於て差引徴收の方法を取りたる事、
- 四、個人の所得に關しても税率を増加したる事、
- 五、税務機關をして所得税の事務を取扱しむる事。

此結果により三十二年度收入所得税概算は三百八十三萬圓にして、改正前の收入概算二百三十餘萬圓

に比すれば、百四十九萬圓を増加するの見込なりしか、實際に於ては二百萬圓以上の増加を見るに至りたり。

第三、營業稅新設 日清戰後新に歳入を増加するの必要を生じ、營業稅を設けて之が必要に應ずる事とし、政府は第九議會に其法律案を提出したり、蓋し營業稅は普く商工業の一般に亘りて其收入に課税するものにして、從來地方稅として存続せしが、今回改めて之を國稅となしたるものなり。

政府提出の方案に依れば營業稅を課すべき營業の種類は法律に於て之を嚴定し、其課稅方法は賣上金額、資本金額、建物貨賃價格、報償金額、從業者員數等、凡そ營業の成績を見るの標準となるべきものを選定し、之を基準として稅率を設け、以て營業稅の負擔を定め、且各營業稅には皆其課稅標準一定の程度以下にあるものは之を國稅より除外し、地方の財源として存続せしむる事とせり。帝國議會は大體に於て政府の原案を認めて之を可決し、該法は明治二十九年法律第三十三號を以て公布され、三十年一月一日より施行されたり、此法案提出の當時、政府の見込たる收入概算は明治三十年度に於て五百八十七萬圓、三十一年度以降に於て毎年少くも七百五十萬圓を收入するの見込なりしが、實際收入し得たる稅額は三十年度四百四十一萬圓、三十一年度五百四十七萬圓、三十二年度五百五十九萬圓に止り、當初の見込に比して多少減少したり。

第四、登録稅 登録稅法も明治二十九年當時財政上の必要に應ずるが爲に設けられし新稅にして、即ち從來官公簿に登録を要する地所、船舶、出版、版權、特許、意匠、辯護士、醫師、戶籍、商事會社、鑛業等の登録に對し、登録稅を賦課し、以て歳入の増加を計らんとしたるものなり、尤其中多くは從

來登記料又は手数料なる名義を以て已に一定の金額を納付するを要したるものに屬し、純然たる新設に係るものは、土地臺帳の登録、戶籍の登録(戶籍登録は三十年度以降廢止せらる)等なり、此法案は一二、衆議院に於て修正せられたる所あるも大體は原案を認め、明治二十九年法律第二十七號を以て公布され、同年四月一日より施行されたり。

第九議會に於て初めて登録稅を提出せし當時の收入見込高六百四十二萬圓なりしが、實際の收入五百八十萬圓内外にして、當初の豫算に及ばずと雖、是れ當初百三十萬圓以上の收入ありと概算したる戶籍の登録稅を廢したる結果を包含せるものなるが故に、收入は確に豫定以上に上りたりしものと云ふべし。

第五、酒稅法の改正 日清戰後に於る増稅計畫の根幹を爲すもの實に酒稅の改正なり。蓋し人生必要の品にあらざる酒類に對して間接稅を課するは、國庫の財源を補ふの策として最其當を得たるものなる事は、均く朝野の認むる所なりしが、政府は此に於て、酒造石稅の稅率を増加し、且脫稅の取締に關する從來の法規の不備を補正するの目的を以て、酒造稅法案を第九議會に提出せり、此法案は衆議院に於て多少の修正を受けたりと雖も、大體政府の提案通り可決され、二十九年法律第二十八號を以て公布されたり。此改正の結果舊法に比して異なる要點を擧ぐれば。

- 一、造石稅を課すべき酒類を酒名によりて限定したる事。
- 二、酒造免許稅を廢し、一般の營業稅法に由らしむる事。
- 三、造石稅率を増加し、從來一石に付四圓の割合なりし清酒濁酒及一石六圓の割合なりし白酒、味淋の稅率を一石に付濁酒は六圓、其他は七圓とし、從來一石に付五圓の割合なりし焼酎及精酒を八圓としたる事。

四、從來三類酒と稱したるもの、中、白酒味淋を除くの外は、別法の支配を受けしむる事。
五、酒類製造免許に制限を置かむる事。

等なりとす。此改正によりて増加を見込たる収入の概算は九百二十八萬圓なりしが、實際に於ては、千百十七萬圓を増加し、之を見込額に比すれば、百九十萬圓の増加なり。

右は明治二十九年度の増税なるが、是れ酒税に於ては第一次の増税にして其後三十九年度に至り歳入の増加を必要としたるを以て政府は再び酒造税に向て第二次の増徴を企つるに及べり。

即ち其法律案は第十三議會に提出せられ、帝國議會は大體に於て是認し、三十一年法律第三十一號を以て公布されたり。改正の要點は

一、造石税率を清酒、濁酒、白酒、味淋一石に付十二圓としたる事。

燒酎酒精は一石に付十三圓としたる事。

二、酒類に包含する酒精分の容量一定の標準を超過する時は、含有酒精分の容量に従ひ造石税率を増加したる事。

三、酒類製造の免許に制限を付したる事。

等なりとす、斯くて酒造税は兩三年内に二回の増税を受けたるを以て、酒類の消費を減じ爲に國庫の収入に影響を及ぼす事なきやの掛念ありたるも、實際は格別の影響を見ず。政府は此増税より二千二百五十餘萬圓の増収を見込しが實際二千五百餘萬圓の増収を見るに及べり。

酒造石税の増加に關聯して、自家用酒税法の制定あり、蓋し從來自家用に供するため、毎年清酒を除くの外一石以内の製造を爲すものには免許鑑札料八十錢を納むるのみにして、別に造石税を課せざるの特典を設けたり。蓋し細民が由て以て終日の勞働を感むる濁酒に對し負擔を免れしめん主旨に出で

しが、其實際の有様を見るに、細民の自家用料酒を製するもの其數多からず、却て資産あるもの其數多く、法令の精神とは反對の結果をあらはしたるを以て、第九議會に酒造税法律案を提出すると共に、自家用酒の製造税を増加し、且之が免許を得るものに一定の制限を付するの目的を以て、自家用酒税法案を議會に提出し其の協賛を得、明治二十九年法律第二十九號を以て公布されたり。

此法律の結果自家用酒製造は大に減少し、従つて殆んど十分の一となれり。然れども其後酒造税法の第二回改正に當りて政府は税源保護の必要上自家用酒に對する特典を斷然廢止するに決し、其法律案を第十三議會に提出し、此くて同法は三十三年一月一日より廢止さるゝ事となりたり。

酒税改正に關連して更に一言すべきは、酒精の取締なり、蓋し是より先、二十四、五年の頃酒類の價格騰貴したるにより酒精を清酒に混和し之に多量の割水を爲して販賣し或は酒類製造の免許を受けずして、酒精に藥品、水等を混和して、各種の銘酒を製造し、造石税の負擔を免るゝの弊漸く流布するに至れり、此に於て政府は、二十六年法律第十七號を以て酒精を販賣するものには販賣石高一石に付二十五圓の割合を以て營業税を課する事とせり。然れども酒精の密賣等多く弊害甚なからざりしかば第九議會に酒税改正案を提出するに當りて、政府は混成酒税を提出し、酒類に酒精及水を混和したる者を混成酒とし一石六圓の割にて造石税を課する事としたり、然れども混成酒の製造は其方法多くは簡單にして、何人も容易に之を製造し得べきが故に之が取締容易ならず、第十三議會に於て更に其改正案を提出し、深く其根本に立入りて酒精の取締を充分ならしめんがため、關稅定率法を改正して酒精の税率四割を増して従價二倍半となし、且一定の度を超過したる酒精分を含有する酒類は酒精と同

率の税を課する事とし、之と同時に酒精營業税を廢止せん事を計畫し、議會の協賛を経て三十二年八月十五日より實施されたり。

第六、醬油税改正 醬油税則は二十九年に於て一部を改正されしと雖、之れは營業税法の施行に伴ふ醬油營業人の負擔との關係上、醬油税規則中に規定したる特定の營業税を廢止したるに止り、別段増税の意味なかりしが、三十二年度第二次の増税を企るに當り醬油税率は一圓を二圓に改むるの法律案を第十三議會に提出せり、衆議院は之に修正を加へ自家用料の醬油には製造石數を制限し、其制限以上の製造を爲すものには一石に付一圓以上の増率を課するの特例を設け、其他は大體政府案を容れて之を可決し、三十二年法律第五號を以て公布されたり、政府は此醬油税の増率によつて、三十二年度に於て新に五百餘萬圓の増收を得たり、

第七、印紙税 印紙税は明治六年初めて證券印税規則を制定し、爾來世運の變遷に従て、課税の均一を計るため、數次の改正を加へたりしが、明治十七年の改正以來は十數年間格別の改正を爲さずして之を施行したり、然れども其後商業取引の發達進歩し、從來の規定は經濟社會の實情に適應せず、此に於てか政府は印紙税法を制定して證券印税規則を廢止するの案を立て、之を第十三議會に提出し、修正決議を経て三十二年法律第五十四號を以て公布されたり、改正の要點を擧れば、

- 一、税率を單純にしたる事、
- 二、小切手の印紙税を免したる事、
- 三、頻繁の取引に關する印紙税を同額としたる事、
- 四、手形用紙を廢止したる事、

- 五、免税すべきもの、範圍を減縮したる事、
- 六、税印捺捺の便を受くべき書類を増加したる事、
- 七、印紙消印の手續を簡便ならしめたる事、

印紙税は登録税賣藥印紙税と共に印紙收入として整理しあるものなるが故に、他の税額を計算するにあらざれば其收入を算出する事能はずと雖も、是等の一切を合して三十四年に於て千二百萬圓を收入し、改正前に比すれば約三百萬圓以上の増加に當れり。

第八、砂糖消費税 砂糖消費税は明治三十四年法律第十三號砂糖消費税法を以て新設せるものなり。而して政府は其案を第十五期帝國議會に提出し、その協賛を経たる者なり。同法によれば内地に於て消費する砂糖、糖蜜、及糖水に對して消費税を課するものにして、其課税の時期は、製造場、税關、又は課税倉庫より取引をなす際に於てし、又其税率は和蘭標本色相を標準として四種に分ち、百斤に付一圓、一圓六十錢、二圓二十錢、二圓八十錢の四等となせり、而して本邦に於て精製糖、製造業の起るや年尙淺しと雖も已に輸入精糖の六分一強は我國に於て現に製出する所にして、原料は皆之を外國に仰げり。然るに輸入糖に對しては是より先關税法に依りて輸入税を賦課したりと雖も其税率は精糖に於て協定税率の束縛を受けたる爲め精糖に輕くして粗糖に重きを見るの奇觀あり。故に、製糖將來の發達を期せんため外國より輸入したる原料砂糖に對し、輸入税を戻税するの必要あり、乃ち明治十五年三月二十五日法律第三十三號を以て、輸入原料砂糖戻税法を發布し、次て同年四月二十五日勅令百十六號を以て其施行規則を發布せり。

本税實施以後に於ける現金に依る收入及印紙貼用に依る收入を合計して明治三十四年度に於て百四十

八萬圓明治三十五年度より六六六十九萬餘圓を收入したり。

第二款 關稅制度

第一、關稅定率方法及關稅法の制定

從來帝國の關稅制度は凡て各國との條約に起因せり。即ち安政五年英米佛露蘭五ヶ國と約し、其六年六月を以て横濱、長崎、箱館に運上所を置き、慶應三年を以て神戸港を開き、慶應二年改稅約書を締結し輸出入稅及貿易規則等を制定せり、是れ我國に於る關稅制度の初とす。

然るに條約改正事業は明治二十七年に至りて漸く進捗し、同年八月、日英通商航海條約の締結公布を初めとして、二十八年三月には日米通商航海條約の締結あり、次て日伊、日露、日佛、日白、日蘭、日西、日佛、日埃、等諸條約の相次て締結せられ、而して是等の改正條約は三十二年七月を以て實施を見るに至りしことを以て、茲に四十有餘年來の宿題たりし關稅定率法を制定するの時機熟するに至り、茲に於てか政府は、二十七年以來着々其調査の歩を進め、三十年に至りて初めて其制定を見るに至りたり、該法は、同年三月法律第十四號を以て公布せられ、三十二年一月一日より施行せらる。

該法によれば貿易品を三種に分ち第一種を有稅品とし、第二種を免稅品とし、第三種を禁制品とせり、而して其有稅品は最低を五分とし遞増して四割に至り之を十六類に分つ、而して普通の完成品は二割とし、之を基點として、第一、天產物未成品、第二、學術器具原料品、第三機械類運搬用具、

第四、半製品、第五、日用消費品等序を追ふて其率を遞減し、第六、奢侈品は、其率を定め、第七、酒煙草は之を増加し、此の如くにして平均稅率一割〇、五二毛に該當せるものなり、右は三十二年一月一日より施行せられたり。

關稅定率法の制定に伴ふて其基本たる關稅制度を定める法律即ち帝國關稅法も此時に於て確定せられたり。關稅制度に付ては從來に於ても其法規なきにあらずと雖、内外臣民の適用の均一を圖りしがため皆其範を慶應二年約定の貿易規則に取れり、然れども稅權の獨立に伴ふて完然なる關稅法制定の必要あり。政府は夙に諸外國の範例を參酌し帝國の實況如何を顧み、關稅法を第十三議會に提出し、兩院の決議を経て、三十二年法律第六十一號を以て公布されたり。

此法の制定ありてより舊條約及舊條約附帶の貿易規則に約定せられしもの、及之に附帶して各國との取極となりし倉庫規則、借庫規則、上屋規則等は皆其基礎を新關稅法に則る事となりたり。又關稅賦課に關する故障は條約の解釋として外交問題となりしものなりと雖、本法に於ては特別訴願法を定め、又訴願委員の組織は勅令を以て定むる事としたり。又開港の制度の如きも將來に於ては勅令を以て之を規定するに至りたり。

第二、噸稅法の制定

從來外國船は條約に附帶せる貿易章程に依り出入諸手数料を課すると雖も噸稅は課する事なしとの議あり。然れども此の如き手数料は條約に於て定められたるため、船舶の大小に拘らず徵收するものにして頗不便を極め、殊に内國船の小形なるものに於て其負擔に苦みし所たり。然かも噸稅法の制定と

共に是等の缺點は除去せられ、爾來一噸に付五錢の噸税を賦課することとなりたり。此法律案は第十三議會の協賛を経て施行を見るに至りたり。

第三款 葉煙草專賣制度

葉煙草專賣は二十九年三月法律第三十五號葉煙草專賣法により設けられし制度なり。蓋し煙草に對しては從來印紙貼用の方法により煙草税を課し來れるも、脱税の弊甚しく、空しく好財源を逸するの状況なるを以て、政府は戦後經營の必要上、從來の課税制度を廢し、新に葉煙草專賣制度を採用せり。該法は二十九年の計畫に係れりと雖も、其實施期日は三十一年一月一日にして、此間に於て政府は益々煙草製造營業者に於て持越せる葉煙草の處分を定め、而して葉煙草專賣事業の經營のため葉煙草專賣資金を設け其收支を特別會計となし着々諸般の準備を整へたり。

葉煙草專賣法の規定は其耕作に關しては毎年一定の期間に届出でたる土地に限り之を許し、其收穫葉煙草は乾燥の後にて政府に納付せしめ、政府は之を鑑定して豫め公示せる賠償金表により之に賠償金を交付するものとす、而して葉煙草は政府の認許を受けたる場合に限り外國に輸出する事を得べく、其葉煙草は政府の保管證を以て賣買するを得る事とし、其他葉煙草の耕作並に貯藏等に關して、檢束を加へたるものなり、

然れども此專賣の事たる全く創始に屬し、是等の規定中實行に従つて種々の缺典を感ずる者少からず、仍て政府は其都度之を改正せり。今其改正の主なる者を云へば、其後三十二年三月に至り、葉煙草耕作區域及耕作反別の制限を設け、葉煙草營業者より免許料を徴する事とし、又葉煙草は政府の外、輸入する事を得ざる事となしたる如き、次て三十三年十一月に至り勅令を以て葉煙草耕作地區の地名を公布し、全国各地の耕作地を限定したること、三十四年四月更に之を改正し、耕作に免許主義を取り、耕作の方法は政府の指定によらしめたるが如き類然り。此の如くにして數次の改正を経たる後漸く所望の結果をあらはす事を得、專賣實施の當時三十年度の益金は僅に二十九萬二千餘圓に止りしもの、三十一年度には五百十餘萬圓となり、三十二年度に於ては七百五十餘萬圓となり、三十三年度には八百十三萬餘圓、三十四年度には千八十六萬圓、三十五年度には千百五十萬圓の收入を見るに至れり。而して從來の煙草印紙税、及營業税時代の煙草收入二百九十七萬圓に比すれば著しき増加と云ふべし。

第三節 日露戰時及戰後の税制擴張

第一款 日露戰時の税制擴張

(第一) 非常特別税 日清戰後に於て一大擴張を告げ其面目を一新するに至りし我税法は、日露戰役の發生と共に更らに一大擴張を見るに及べり。然れども此時の税法擴張は、戰時非常の急に應ずるの目

的を以て行はれたる者なるが故に、其方法甚だ酷烈粗暴を極めたる者にして、就中非常特別税に於て此關係最も甚しきを見る。

非常特別税法は第二十議會の協賛を經、明治三十七年三月法律第三號を以て公布せられ、同年四月一日より實施され、更らに第二十一議會の協賛を經、三十四年一月法律第一號を以て追加増徴せられたる者なり。而して該法の規定に依れば租税を負擔せる科目は之を二種に分つを得

(一)舊來の租税中、特に其法に於て規定したる者に就き其關係法規の定めたる税額以外に、更らに本法の規定する割合の租税を増徴する者

(二)新たに新税を賦課する者

而して此第一種第二種に屬する者の税目を擧ぐれば左の如し。

第一種に屬する者

地租、營業税、所得税、酒税、砂糖消費税、醤油税、登録税、取引所税、砂糖消費税、礦業税、賣藥營業税、印紙税、民事訴訟用印紙税、及各種の輸入税、

第二種に屬する者

毛織物、及其他の織物消費税、石油消費税、小切手印紙税、砂金採取地租、汽車電車及び汽船の通行税、行政訴訟書類の印税而して其大奇分は第一次の税法に規定せられたる者なりと雖も、此中賣藥營業税、小切手印紙税、砂金採取地租、通行税、毛織物以外の織物消費税、繭米及穀に輸入税を課し、及び行政訴訟書類に印紙を貼用せしむる等は、全く第二次の非常特別税法に於て始めて實行せられたる者に屬す。

斯く制度の系統の異なる租税の増徴、及び新税の賦課を單一の法律に規定したる所以如何と云ふに、是れ全く非常の事變に際し、臨時に増税する者なるの意を明にせんための主意に出でたる者にして、此立法の精神は始め法文中には明記せざるの方針なりしが、議會の修正に因り、平和克復に至りたる翌年限り廢止すとの條文を掲げたる爲め明に法律の規定となるに至りたり。今左に第一次第二次非常特別税の税率の概要を掲げて一覽に便すべし。

税目	定率	第一次増率	第二次増率	合計
地租				
郡村宅地	地價百分の二、五	地價百分の三、五	地價百分の二、〇	地價百分の八、〇
市街宅地	同 同	同 百分〇五、五	同 百分の一、二	同百分の二〇、〇
其他の土地	同 同	同 百分の一、八	同 百分の一、二	同百分の五、五
營業税	一箇	七割	八割	二、五割
所得税				
第一種甲	一箇	七割	八割	二、五割
第一種乙				
(一)自五千圓未満	一箇	七割	自三三割	至一、八割
(二)至十萬圓以上			自三三割	至一、〇割
第三種				
(一)自五百圓未満	一箇	七割	自三三割	至一、〇割
(二)而十萬圓以上			自三三割	至一、〇割
酒造税一石				
(一)自第一種一石	自十五圓	一石	一石	自十七圓
(二)至第四種一石	至二十三圓	五十錢	一圓五拾錢	至廿五圓
第五種同(一)酒造分	七十五錢	同(一)酒造分	同(一)酒造分	同(一)酒造分
同(二)酒造分	同(二)酒造分	七錢五厘	七錢五厘	八十五錢

麥酒稅	一石	七圓	一石	五十錢	一石	五十錢	一石	八圓
酒精及酒精含有飲料稅	(一)一石	十六圓	一石	二錢五厘	一石	二圓	一石	十八圓
	(二)同	七十五錢	同	七錢五厘	同	七錢五厘	同	八十五錢
砂糖消費稅	自第一種	自一圓	百斤	自三圓四錢	百斤	自五十錢	百斤	自二圓
	至第四種	至二圓四錢	自三圓四錢	至七圓	自五十錢	至一圓	自七圓五十錢	至七圓五十錢
醬油稅	自第一種	自一圓	諸味一石	自二圓	諸味一石	自二圓	諸味一石	自二圓
	至第四種	至二圓	製成一石	至五十錢	製成一石	至五十錢	製成一石	至五十錢
登録稅	不動產登記	自千分の二、四	自千分の二、五	自千分の三	自千分の三	自千分の五	自千分の五	自千分の五
	船舶に關する登記	自千分の二、五	自千分の二、五	自千分の十	自千分の十	自千分の十	自千分の十	自千分の十
取引所稅	商品有價	實買各約	實買各約	實買各約	實買各約	實買各約	實買各約	實買各約
	國債及地方債證券	定代金高	定代金高	定代金高	定代金高	定代金高	定代金高	定代金高
	狩獵免許稅	一等	二十圓	十四	十四	十四	十四	十四
	礦區稅	礦區干渉	十錢	一町に付	二十錢	一町に付	三十錢	一町に付
	砂金採取地稅	河床	河床起業者	千坪に付	三十錢	千坪に付	三十錢	千坪に付
	賣藥營業稅	製造定價	自三百圓未滿	一方	自百圓	一方	自百圓	一方
		至十萬圓以上	二圓	至四圓九十八錢	自百圓	至百圓	自百圓	至百圓
卯紙稅		一錢乃至二十錢						

輸入稅	諸製造費	從價	自一圓五分	從價	自一圓五分	從價	自一圓五分
	食料費	同	自一圓五分	從價	自一圓五分	從價	自一圓五分
	被服裝具類	同	自一圓五分	從價	自一圓五分	從價	自一圓五分
	靴底皮	從價	自一圓五分	從價	自一圓五分	從價	自一圓五分
	金屬類	從價	自一圓五分	從價	自一圓五分	從價	自一圓五分
	石油	從價	自一圓五分	從價	自一圓五分	從價	自一圓五分
	砂糖	從價	自一圓五分	從價	自一圓五分	從價	自一圓五分
	綿織糸	從價	自一圓五分	從價	自一圓五分	從價	自一圓五分
	製本用綿布	同	自一圓五分	從價	自一圓五分	從價	自一圓五分
	諸製造煙草	從價	自一圓五分	從價	自一圓五分	從價	自一圓五分
	貨車	從價	自一圓五分	從價	自一圓五分	從價	自一圓五分
	マツナ	同	自一圓五分	從價	自一圓五分	從價	自一圓五分
	繭	同	自一圓五分	從價	自一圓五分	從價	自一圓五分
	半及粉	同	自一圓五分	從價	自一圓五分	從價	自一圓五分
通行稅	自五十哩及五十海裡未滿						
	至二百哩及二百海裡以上						
織物消費稅	毛織物	價格百分の十五					
	毛織物以外の織物	價格百分の十					
石油消費稅	三十七年九月カバロン三錢二厘						
	三十七年十月以降無稅						

第四編 國會開設以後の財政 第六章 租稅制度の發達

行政訴訟用印紙

自二十五錢
至七十四

自二十五錢
至七十四

(備考) 以上は唯税率の大綱を示せるに止り、實際の規定は繁密を極めたる者にして、一々は之を掲げず。

政府は此増税に由りて、別に一億三千六百餘萬圓の増收を計りたるなり。而して當時の増税計畫は非常特別税其主要部分を占むと雖も其外、葉煙草專賣制度の擴張、鹽專賣及相續税の新設あり。

(第二) 煙草專賣の擴張

政府は日清戦後の經營の必要により葉煙草專賣制度を採用したるに三十七八年戦役の開始せらるゝや巨額の軍費を要し新に鞏固なる財源を得るの必要上、政府は葉煙草專賣の外に更に製造販賣を爲すの計畫を立て、二十七年三月第二十帝國議會に其案を提出し協賛を経たり、此專賣法は、三十七年法律第十四號を以て公布され、卷煙草の製造專賣は三十七年七月より、刻煙草は三十八年四月より實施せらるゝ事となりたり、此製造專賣の計畫は着々進行し其結果專賣益金著しく増加せり、同三十七年度以降三十九年度に至る三ヶ年間の煙草專賣の收支關係を見るに左の如し、

年度	專賣局作業收入	作 業 費	益 金
廿七年	四五、四三七、六八八 ^甲	一七、九七五、七八一 ^甲	二七、四六二、〇〇七 ^甲
廿八年	六八、四八六、二二二	三四、八一四、一五八	三三、六〇二、〇五七
廿九年	七七、九四七、五二〇	四五、三七四、三三七	三二、五七三、一八三

是れ葉煙草專賣當時の收入最高額千五百萬圓に比すれば實に二倍以上の増加なり。

(第三) 鹽專賣

政府は増税計畫の一部として又鹽に對する課税を計畫せり、政府は非常特別税として鹽一石に付六十

錢又は百斤に付三十六錢の割にて消費税を課し、之により年額二百八十三萬圓の收入を得るの計畫を定め之を第二十議會に提出したり、

蓋し鹽によりて財源を得るが爲には、課税の方法によるよりも專賣の方法によるを適當と認めしも、此くするには相當の準備を要するが故に不取敢消費税によりて必要の歳入を收め、同時に專賣施行の準備に着手するの計畫なりしが、此消費税は衆議院に於て削除せられ、從て鹽專賣法案も當時提出の運びに至らずして止みたり。第二次の増税計畫を爲すに當り政府はいよく鹽專賣の計畫を定め、其案を第二十一帝國議會に提出せり。議會は提案に對し、多少の修正を加へしも大體の計畫は變更せらるゝ事なく、此くて鹽專賣法は三十八年一月法律を以て公布され同年六月一日より實施せらるゝ事となりたり。

此結果鹽專賣法によりて政府の實收は三十八年度六百七十二萬圓、三十九年度に於て千二百三十三萬圓を得たり、其收支計算左の如し

	鹽專賣收入	支 出	純 益
廿八年	一三、九八七、三〇四 ^甲	七、二八八、五六六 ^甲	六、七二三、〇九一 ^甲
廿九年	二四、〇六七、三四四	一一、七七六、〇四五	一二、三三九、二四六

(第四) 相續税

相續税は我租税法に一新例を開きたるものにして、我税制の沿革上極めて注目すべき税目の一に屬せり、相續税は歐米各國に於て久しき以前に行はれ現今主要の財源を爲せりと雖、我國に於ては從來相續による不動産及船舶の所有權取得に對し、登録税を課したるに過ぎずして、未だ相續税なるものな

かりしが、第二次増税計畫を爲すに至り非常特別税法案と共に相続税法案を第二十一議會に提出し、議會は多少の修正を加へて可決したるを以て三十八年一月法律として公布され、同四月一日より施行せらるゝ事となしたり、相続税は相続により一時に多額の財産を取得するものあるに際し、相続財産の一部を相続税として納付するものなるが故に、納税者は納税の苦痛極めて少きに係らず、國庫は確實にして巨大なる収入を得べく、而して國富の發達と共に無限に其収入を増すべき性質のものにして、租税としては極めて良好なるものに屬す。

此法は相続により財産を取得する事實に對して課税するの主義により、被相続人の殘したる相続財産の價格を課税標準となし、其財産の價格の多きに從て税率を累進せしめ、同時に被相続人との續柄の違きに從ひて税率を遞加するの仕組を採用せり。又家督相続と遺産相続の場合を區別し、家督相続に付ては課税價格の最低限を高くし、其税率を低くする等遺産相続の場合と之を異にして家督相続に家族扶養の義務を伴はしむる我相続法の精神調和とを保たしめたり。政府は相続税によりて毎年四百三十萬圓の収入を得ん事を期したり、其計算の概要を示せば左の如し。

種別	人員	財産價格	收入額
相続總額	四〇、二九四	二二三、六八六、五五四	四、三〇九、五九六
内			
家督相続	三七、五三九	二二二、二四七、〇八一	四、〇四八、三三三
(一)直系卑屬	三五、六六一	二〇二、一九二、五一七	三、八四七、〇一八
指定家督相続人			
(二)第一選定家督相続人及直系卑屬	一、五〇一	八、〇三三、八四三	一五〇、二四〇
(三)其他家督相続人	三七六	二、〇二〇、七二一	五二、〇九五
遺産相続	二、七五五	一一、四三九、四七三	二六二、二四三
(一)直系卑屬	二、五九二	一〇、九一八、五四五	二四七、七二九
(二)配偶者及直系尊屬	八一	二六〇、四六四	五、五四三
(三)其他の者	八一	二六〇、四六四	七、九七一

此税法今日尙發達の初期に屬し、未だ十分の成績を擧ぐるに至らずと雖も、將來大に望を囑すべき税源たり。此税法は由來社會政策上の考案に淵源する者にして、一部の富者階級の激烈なる反對を受くべき性質を有し、斯る税法の成立は平常の日に於て或は困難を感すべき懸念ある者なりしが、戦時匆忙の際、格別の異論なく成立し、此最も進歩したる税法改善の端緒を開くを得たるは、此の非難多き戦時増税中の一の僥倖的成功と見るべき者なるべし。

第二款 戦後の増税

戦時に於ける大規模の増税及び新税賦課の結果、我租税収入は俄然として増加し、戦前三十六年度に於て二億二千四百萬圓を計上したる經常歳入は、戦後第一年、即ち三十九年度に於て四億四千四百萬圓に達し、實に二億二千萬圓の増加を告げたり。而して其中相続税、鹽專賣、煙草專賣の増收に屬する者約四千二百萬圓あり、之を差引きて殘る所の一億八千萬圓内外は全く是れ非常特別税に基く臨時の増收にあらざるはなし。而して此非常特別税は當初の立法の精神より云ふも、税法に規定したる明文の上より見るも、平和克復の翌年、即ち明治三十九年十二月末日を以て當然廢止せらるべき性質の者

にして、我國民は是と共に當然一億八千萬圓の租税負擔を免るべき關係に立ちしなり。然るに戦後に於て是等の税法が豫定の如く廢止輕減せられたるやと云ふに、事實は全く之に反せり。

政府は戦後の財政上の要求に迫られ、戦時の増税を豫定の如く戦後に輕減すること能はず、乃ち非常特別税の臨時の増税たりし性質を一變して永久税と爲さんと欲し、同税法の第一條に臨時事件に因り生じたる經費を支辨する爲め本法に由り租税を増徴し、若くは賦課し又は印紙を増徴し若くは貼用せしむることあるの條項及び又第二十七條に平和克復に至りたる時は其翌年末日限り本法を廢止するとの條項を兩つながら刪除するの改正案を第二十三帝國議會に提出し、其協賛を経て成立し該法案は三十九年三月一日法律第七號を以て公布せられたり。斯くて戦時の規定に係はる夫の非常特別税法は遂に其儘永久税として戦後に繼續し、戦時の増税を戦後に輕減するの希望は全く畫併に歸したり。

第二十三帝國議會に提出せられたる三十九年度豫算は平和後第一年の豫算にして日露戦後の財政の基本たるべき者なりしと雖も、非常特別税に對する態度已に前記の如くなれば、豫算を緊縮して以て財政の基礎を確立するが如きは固より望むべくもあらず、歳出の要求は増加の一方にして、而かも歳入は之に伴はず。彌縫を以て一時を糊塗したり。第一年豫算已に斯の如し。第二年第三年も同様にして四十一年度の豫算を編成するに當りては遂に又々増税を企つるの已を得ざるに及べり。即ち其計畫に基く收入の内詳左の如し。

酒税	一〇,〇〇〇,〇〇〇 円	煙草專賣上(三割)	一〇,〇〇〇,〇〇〇 円
砂糖及石油消費税	五,〇〇〇,〇〇〇	計	二五,〇〇〇,〇〇〇

然れども右は四十二年度以降に於て收入し得べき見込にして、四十一年度に於ては納期の關係上一千百萬圓を收入し得たるに過ぎず。

以上の計畫は第二十四帝國議會に提出せられ其協賛を経て確定し四十一年三月の法律を以て何れも公布せられたり。

此法律に依れば酒税麥酒税及砂糖消費税を増徴し石油消費税を新設したる者にして、其税率を擧ぐれば左の如し。

酒造税	改正税率	舊税率
第一種(酒精分二十以下の清酒、濁酒、白酒、及酒精分三十度以下の味淋、焼酎)	一石に付 二〇・〇〇 円	一七・〇〇 円
第二種(酒精分三十五度以下の焼酎)	同 二五・〇〇	二〇・〇〇
第三種(酒精分四十度以下の焼酎)	同 三〇・〇〇	二二・〇〇
第四種(酒精分四十五度以下の焼酎)	同 三五・〇〇	二五・〇〇
第五種(酒精分三十度を超ゆる清酒、濁酒、白酒、酒精分三十度を超ゆる味淋及酒精分四十五度を超ゆる焼酎)	一石に付酒精分一度毎に 一〇・〇〇	八・五
麥酒税	一石に付 一〇・〇〇	八・〇〇
酒精及酒精含有飲料税	原容量百分中純酒精の容量二十以下のもの 一石に付 二二・〇〇	一六・〇〇
	原容量百分中純酒精の容量二十以上のもの 一石に付酒精分一度毎に 一〇・〇〇	八・五
(備考) 舊税率中には第一次第二次の増率を含む。以下同じ		
砂糖消費税	第一種(砂糖色相和蘭標本第八號未満の砂糖及糖蜜) 百斤に付 改正税率 三〇・〇〇	舊税率 二〇・〇〇

第二種(砂糖色相和蘭標本第八號以上第十五號未滿)の砂糖	同	五・五〇	四・四〇
第三種(砂糖色相和蘭標本第十五號以上第二十號以下)の砂糖及糖水	同	八・五〇	六・五〇
第四種(砂糖色相和蘭標本第二十號を越ゆる砂糖及水砂糖)	同	一〇・〇〇	七・五〇
石油消費税(新設)	一石に付	一・〇〇	

政府は之と同時に三十九年度に於て改定したる輸入關稅法中、砂糖及糖果類を每百斤に付十圓五十錢に、酒類を毎リットルに付十二錢乃至二圓四十錢に、原油を每十ガロンに付十七錢乃至三十六錢に引き上げたり。

斯の如くにして日露戰役中に成立したる各種の増稅は、嘗に其後戰後に繼續せられ、凡て永久稅となりたるのみならず、四十一年に至りて更らに増稅を重ねたる結果、我經常歲入は四十二年に於て四億八千三百萬圓の多きに上り、之に同年度以後特別會計に編入せられたる鐵道益金三千五百萬圓を加ふる時は、五億一千八百萬圓を計上し、之を戰前三十六年度の經常歲入二億二千四百萬圓に比すれば、實に三億圓の増加にして、斯の如きは全く是れ日露戰役以後の稅法擴張の結果に基く者に外ならざるなり。

第四節 日露戰後の稅制整理

日露戰後の豫算の膨脹非常特別稅の繼續及び其後の増稅等政府戰後の財政上の施設は其後政府をして

漸く天下の人心を失はしむるの原由となり、其結果戰後の財政を引受けたる西園寺内閣は四十二年七月四日を以て倒れ、之に代つて現はれたるものは、第二次桂内閣なり。桂内閣は先づ財政整理を標榜して立てり。即ち(一)非募債方針(二)政費節減(三)事業繰延(四)公債償還増加(五)鐵道特別會計の五

大目を聲明し、所謂十一年計畫なるものを提出して、財政の整理に着手したり。而して其結果自然租稅法にも手を染むるに及び、茲に財制整理の端緒を開くに至れり。

政府は稅制整理を標榜して其議案を議會に提出したるは四十三年度豫算案にあり。當時政府の提出に係はる案の大意を見るに左の如し。

- 一 地租 (一)宅地に付ては實賃價格に由りて地價を修正し、其地租定率を地價百分の二箇半とす。(二)宅地以外の地租は現行通り地價百分の五箇半を以て定率とす。
- 二 所得稅 (一)第一種所得(法人の所得)中、株主又は社員の数二十一人以上の株式會社又は株式合資會社稅率は、現行の通千分の六十二半とす。其他の會社稅率は第三種所得と同じく超過累進率を適用し、少額所得に付ては概して稅率を低減し多額所得に付ては稅率を増進す。(二)第二種所得(公債社債利子) 稅率は現行の通り千分の二十とす。(三)第三種所得(個人の所得)は所得種類を勤勞より生ずるものと、其他のものとの區別し、勤勞より生ずる所得に付ては、二割を控除したる殘額に課稅す。稅率は超過累進稅を適用し、一般に稅率を低減せり。
- 三 營業稅 (一)營業の種類に依り、主として課稅標準を考慮し、更に各課稅標準間の稅率の權衡に顧み、稅率を適當に按排す。(二)物品販賣業中、業種に依り利純に大なる差違あるものを區別して下記の三種とし、其稅率に等差を設く(甲)米、麥、石油、肥料、砂糖、鹽。(乙)羽二重、生糸、絹糸、白綿糸、棉花、紙。(丙)前二種に屬せざる物品。
- 四 相續稅 (一)家督相續の稅率を低減す。(二)相續再開始の場合に於いて相續稅の減免を爲すべき年限を延長し、五年以内なるときは金額を免除し、七年以内なるときは半額を免除することに改む。(三)税金の延納年限三年を改めて五年以内とす。
- 五 通行稅 市内又は準市内のみを通行する乗客には、通行稅を免除す。

六酒税 酒精造石税に對して、相當の擔保を提供するときは三月以内其徵收を猶豫し、其期間内に工業用に供したる時は其造石税を免除す。

七砂糖消費税 砂糖の種別現行四種なるを改めて六種とし各種間の税率差額を減少す。

八織物消費税 毛織物の税率百分の十五を改めて、毛織物以外の織物と同じく百分の十とす。

九狩獵免許税 免許税二等三十四、三等七圓を改め、二等二十四、三等五圓とす。

十鹽專賣 (一)特別定價鹽に關しては其收入率を低減す。(二)賣渡鹽回送費の徵收割合を低減す。(三)鹽田を整理し之が爲め生ずる産鹽の不足に對しては、臺灣及關東洲より低價の鹽を輸入して之を補足し、之に依りて生じたる差益の増加、鹽田整理に依り生じたる經費の減少額に依り、鹽價の低減を計る。

十一地方税 地租、所得税、營業税の改正に伴ひ、附加税の制度率を改正するの必要あるを以つて大體附加税の總金額を増減せざる範圍に於いて制限率を改正す。

即ち政府が税法の煩瑣なる部分に修正を加へ手續上の改善を計ると共に多少の減税を計畫したりと雖も其程度極めて微々たる者にして地租に至りて毫も減税の意志なかりしが、議會は地租輕減を以つて國民の輿望に副ふものとなし、地租八厘減の案を立て、政府に要求する所あり。政府は之を容るゝと共に税制整理の原案に訂正を施すの必要を認め、所得税改正法案を撤回し、市内通行税廢止案を廢棄したり。而して此計畫は議會の協賛を経て成立せり。

即ち此結果に依れば政府は最初所得税改正市内及準市内通行税廢止に由り、五百四十八萬圓を減税するの見込みなりしも、之を復活し、其代り畑地租八厘減によりて七百八十萬圓(次年度には九百八十九萬圓)を減少することとなりたれば、租税の收入減は政府の原案に比し、更らに二百三十萬圓の減小を見たり。

斯くて税制整理は議會の修正を経て成立したりと雖も、税法の大本に於ける適當の斧正は毫も加へられず、戰時に於る惡税増徴の祟りは今尙脱する能はざるなり。要するに戰後の税制整理は今日僅に端緒に就きたる迄にて、其大成は今後に期せざるべからざるなり。

然れども第二十六議會に於いて成立したる税制整理中、最も注目を値する立法は、關稅定率法の改正に在りき。蓋し當時の關稅定率法は、是より先き三十六年の制定に係はり、而かも條約の束縛に由りて國定税率の適用普く諸品に及ばず始めより頗る不公平の者なりしが其後戰時及び戰後に於ける増收の必要よりして協定税率の束縛なき税目を選んで其税率を引上げたが爲め、税制の系統益々紊亂し戰後に於て殆んど收拾すべからざる者あるに至りたり。然るに現行條約は四十四年を以て滿期とし、爾後通商條約改正と共に協定税率の束縛を免るゝを得べきを以て茲に始尾一貫せる關稅制度を確立するの機會を得、政府は其案を第二十六議會に提出し其協賛を經、四十三年四月十五日法律を以て公布せられ、四十四年七月十七日より施行することとなり。

然れども此新關稅定率法は、原料品を無税とし、半製品、製造品等其種類を分ち加工の程度の加はるに従つて、其税率を増加し酒煙草砂糖等の收入の目的を以て特に税率を高むる者は格別なれども、然らざる製造品にても加工の程度の高き者は、大概從價三割乃至四割を標準として之を定めたり。即ち隨分強度の保護主義に則りて制定せられたる者にして、自由貿易の立場より見れば素より大に非難の餘地あり。若夫れ農業保護、製鐵保護、器械製造保護の主意に由りて殊に米其他穀類に對して一割五分内外の輸入税を課し、器械類に對しても二割程度の課税を爲し、鐵材に對しても一割五分程度の課

税を敢てしたるが如きに至りては、保護論の立場より評するも、甚だ疑問に屬する者なるべし、想ふに其改正は將來の大宿題たらざるを得ず。

第七章 國債の膨脹及整理

第一節 日清戦前の國債

明治初年より國會開設に至る迄の國債の發達は已に前篇に説明せり。而して其以後に於る國債の景况如何を見るに爾來明治二十六年即ち日清戦役前に至るまでは公債の増加は僅に鐵道公債の募集ありしのみにして、其類殆んど云ふに足らず。然るに二十七年日清戦役の發生以來形勢一變し爾來國債は年増加し、三十二年には五億に達し、三十六年末には五億六千萬圓に及び、日露戦後の今日に於ては實に二十六億餘圓の巨額を算するに及べり。即ち國會開設以後の我國の公債史は二十七八年日清戦役を分界點として前後の景况全く一變せる者と云ふべし。

一、鐵道公債

此公債は明治二十五年六月二十日の公布に係る鐵道布設法の規定に基きて發行せられたるものにして、我國が公債の財源によりて大規模の鐵道工事を起すの計畫を爲したるは之を以て初めとす、維新以來政府は鐵道の布設を計り、爲に起債の舉に出でし事少しとせず。即ち九分利付外國公債を初

めとして、起業公債中山道鐵道公債の如き即ち是なり、然れども此くて完成し得たる鐵道は僅に一部の交通に便するに止り當に樞要の地に普及せざるのみならず、短距離の線路各所に孤立し、聯絡統一を缺き、從て其效用を全くする能はざるの憾ありき、此に於てか政府は二十三年國會開設に先後して、進んで全國の鐵道を完成せんとし、之が財源に供するため、三千六百萬圓を限り漸次公債を募集し、又之に伴ひて私設鐵道を買収し、以て鐵道統一の實を擧げんとし、之がため別に五千萬圓の公債を起す事を計畫し、此二個の法案を第二期帝國議會に提出したり。

然るに不幸該議會は解散に終り、政府は更に第三期の議會に再び是等の兩法案を提出するに至りたり、然るに議會に於ては此兩議案を修正して一の鐵道布設法なる法律案を可決確定し、該法案は二十五年六月二十日を以て法律として公布されたり。

此法律は帝國に必要な鐵道を完成するがため漸次敷設すべき豫定の線路を決定し、此の豫定線路中第一期の工事を向ふ十二ヶ年間に完成する目的を以て、六千萬圓を限り二十五年度より向ふ十二ヶ年間に漸次公債を募集すべき權能を政府に附與したる者なり。此規定に由りて發行せられたる公債は即ち鐵道公債にして該公債の利子は一ヶ年百分の五以下にして、其條件は整理公債條例に準ずるものとす。此公債は日清戦前より戦後に掛けて募集せられたる者にして始めは内國に於て募集し、尋ひて外國市場に大部分を募集したる者なり。

内國に於て鐵道公債を募集したるは前後僅に二回にして、一回は二十六年四月一日を以て公告し、其總額百萬圓、募集最低價格は平價、利子百分の五、募集の結果、應募申込の總額七百五十五萬圓に達

し、募集豫定に超過する事六百五十五萬圓、應募價格の最高百六圓五十一錢國庫の實收百五萬六千餘圓、實に非常の好成績を現はしたり。

第二回募集は明治二十七年二月十四日にして募集の總額を百萬圓とし、募集條件は凡て第一回に同じ。此時の應募の景況も亦甚好況を呈し、其申込豫定に超過する事三百六十七萬圓、應募價格最高百九圓五十錢國庫の實收百八萬百十圓の多きを致したり。一般の募集は前二回券面金額二百萬圓發行のみにして、其他、内國の發行に係れる分は臨時特別發行の方法に依れり。

臨時特別發行とは、國庫預金部若は債金部の現在金を運用し、整理公債條例に定めたる特別發行の方法により臨時に證券を發行したるものにして、二十七年度以降は政府は主として此方法により鐵道公債を起せり。此方法により發行したる額面の總計は千五百九十萬七千餘圓なり。

鐵道公債は初め二回の募集に於て非常の好成績を現はしたるにも係らず、以後政府が此る方法に依頼せざるを得ざるに至りし所以のものは、全く二十七八年日清戰役以後金融市場の形勢一變し、公債募集に便ならざりしに由る。而して三十一年度に至りては遂に普通募集は勿論、特別發行すら之を舉行するの機會を得ざりしが爲に債金特別會計の資金を以て鐵道建設費を繰換へ支辨せざるを得ざる者ありたり。而して是に於てか政府は鐵道公債の内國發行を斷念し、此繰換に對する債戻に充つべき金額及三十二年度以降の鐵道建設費に對する資金の供給に付ては、外國市場に於て、英貨公債を募集し之に充用する事となしたり。公債の外國に於る募集に就ては次節に之を詳説すべし。

二、大藏省證券

以上説く所のものは何れも長期の國債なるが、此外、短期の國債としては大藏省證券なるものあり。是は明治十七年九月の布告、大藏省證券の條例により發行せる者にして、財政上の一時の出合を附くるの目的を以て起れるものなり。

而して此證券は十九年度より二十二年度に至る四ヶ年間に於て毎年二千萬圓足らずの發行殘額を見しに止り、二十三年以降は財政の機關漸く整ひ殊に二十七年度以降の如きは一時借入金で以て、國庫の運轉を圓滑ならしめ得るの便法開かれたるを以て爾來日清戰役前迄は實際此の證券の發行を見る事なかりき。

第二節 日清戰後の國債

第一款 内國債

日清戰後に於る國債の膨脹は實に著大にして爾後今日に至るまで新に起せし國債の主なるものを擧ぐれば、日清戰費支辨の爲めに起したる軍事公債を初めとして鐵道公債の未募集殘額の募集、事業公債、北海道鐵道公債、臺灣事業公債、日露戰費支辨の目的を以て起したる國庫債券、臨時事件公債、並に鐵道買收公債、及各種の外國公債等なりとす。

一、軍事公債

軍事公債は二十七八年戦役に關する軍費支辨のため起せるものにして、我國軍事的公債としては日露戦役のそれに次ぐ所の巨額の公債なり、

軍事公債の普通募集は二十七年より二十九年に渡り前後三回之を行ひしものにして其募集實額總計八千九百九十九萬六千五百圓にして、この募集は日清戦時財政の章に詳述したれば此には略す。

此外軍事公債、臨時特別發行に由りたるもの、前後二回あり、其第一回は明治二十八年十月二日勅令百三十七號に由り戦役に關し賜ふ所の一時賜金は軍事公債證書額面を以て交付する事を得、其公債證券の購入は日本銀行をして取扱はしむと規定したるに基き一時賜金の代用として發行したるものにして、二十八年十月四日の大藏省令により額面一千萬圓を限り漸次必要に應じて公債證券を發行したるものとす、其利子一ヶ年百分の五其發行は二十八年十月十六日に初り三十三年三月二十七日に終り、前後三十一回に渡り、逐次發行せられ其總額九百九十一萬九千二百五十圓なり、

第二回の臨時特別發行は二十九年三月四日軍事費特別會計の整理結了のために從來の未發行殘額を充さんが爲に發行し、發行高二千五百萬圓なりしが、當時經濟界の状況に照し、多額なる公債募集を果すの見込なかりし故其全部は國庫預金部の資金を運用して、臨時特別に發行を爲したるものなり。

二、事業公債及北海道鐵道公債

是は戦後の經營に必要な事業、即ち既設官線鐵道改良、北海道鐵道建設、製鋼事業、電話擴張費、業煙草專賣資金及國防充實の費用に充つる目的を以て起したるものにして二十九年度以降新に生じたる經濟的政治的兼軍事的の公債なりとす。

蓋し日清戦後の經營として政府の計畫に屬せし主なる事業にして公債の支辨に俟つべき者甚だ多し。

此に於てか大藏大臣は是等の起債を一括し、一億三千五百萬圓を限り公債を起すの計畫を立て、第九期帝國議會の協賛を經、二十九年三月二十九日法律を以て公布したり。事業公債條例是なり。

事業公債は一部は北海道鐵道建設の目的を有せしも、北海道の拓殖及防備上必要なる鐵道は之に止らず、第九期帝國議會に於て貴族院の發案により北海道鐵道布設法案の成立あり、此法律は二十九年五月二十三日を以て公布せられ、即ち三千三百萬圓の公債を順次募集して北海道鐵道の建設に従ふの計畫なり、此法律の結果に成りたる公債を北海道鐵道公債と爲す。

事業公債は明治二十九年より、又北海道鐵道公債は明治三十年より募集を初むべきものなるに、當時金融市場の形勢は引續き逼迫を極め五分利國債證券の價格は常に額面以下に低落の有様にして、此兩公債の如き法律上其利率を百分の五以下と定められたれども、此る條件にては到底普通募集の効を奏する能はず、茲に於いてか政府は二十九、三十兩年度に於いて整理公債條例の法により臨時に五分利付の證券を發行して日本銀行に交付し、更に之を國庫預金部に繰入れて以て各事業費に應じたり、其發行高は事業公債三千七百九十萬圓北海道鐵道公債百萬圓なり。三十一年度に至りては兩公債を合せて凡七千百萬圓の募集を爲すべき豫定なりしも、金融市場の形勢益々非にして普通募集は勿論證券の特別發行すら之を行ふ便を得ず。之が爲め彼の鐵道公債と同様に事業費の需要に對しては一時債金特別會計の資金を繰換へ使用し遂に證券の發行を爲さざりき。翌三十二年度に至り三十一、二、兩年度分の募集價額を合算し之を英國倫敦に於て募集し、以て漸くにして其目的を達する事を得た

り、其事歴の概要は外國債の部分に於て之を説くべし。

而して事業公債に於ては其募集額に三百二十四萬九千圓の不足あり、是は三十二年度の末期に於て臨時特別發行の方法によりて之を起し、北海道鐵道公債に付ても同時に四十一萬九千餘圓を同様の方法を以て起したり。

以上説く所により此事業公債及、北海道鐵道公債は外債に依頼したる外は全部臨時特別の發行にして普通募集は一回も之れなし。

三、祿高整理公債

此公債は秩祿公債及金祿公債に關聯したる一種の新債にして、秩祿公債、金祿公債に付ては前編に述べたる如く政府は之に依りて舊各藩士卒の祿高を整理處分したるものなりと雖も、當時庶政更新萬事草創に屬し、從て調査上種々の錯誤を免れず、舊藩士卒中、之が訂正を請ふもの續々輩出し、政府も亦之を採用して隨時計畫を怠らざりしが其後此種の請願頗多く、到底際限なきが故に秩祿處分に對しては請願期限を明治六年三月三十一日と定め、該期日後は一切採用せざる旨を令したりしも、請願輩出尙絶へず、政府亦強て拒むに由なく此事遂に其効を見ずして終りたり。明治九年金祿公債の發行あり、祿制の處分此に完結を告るや、同年九月二十七日布告を發し、祿高に關しては凡て現時の處分を以て定度となし、今後如何なる事實を申立るも一切之を採用せざるべしと定め、爾後之を勵行したり。然るに其後と雖も、訂正の請願は尙依然として跡を絶たず、帝國議會の開設あるに及び、第三期以來毎期の議會に向て或は質問書となり、或は建議案となりて議場にあらはれ、其極遂に第九議會開會中、

明治二十九年三月十八日衆議院に於て家祿賞典祿處分法なる一の法律案を提出するものあるに至れり。此法律案は貴族院に於て否決する所となり一旦廢案に歸せしも、次期の開期三十年一月に至り再衆議院議員中より提案せられ、遂に兩院を通過したり、此に於てか政府は特に大藏省中に臨時秩祿處分調査會を設け、之が施行に關する事項を調査せしめ、其年十月二十九日を以て該法律を公布せり、此法律によれば從來の法規によりて其祿高に對する全部の給與を受けざるもの、若は相當額の給與に不足あるものは、其本人又は其家名繼承人に限り、其給與未濟額を計算して公債證書を交付するものとす。

此法律により發行する公債證書は一千萬圓を限度とし一ヶ年百分の五の利子を付し其他整理公債條例に準じ、其の條件を定むべきものとせり。此の如くにして公債の規定は成立せるも秩祿の調査甚困難にして、實際此公債を發行したる高は甚少く四十二年末に至るまで僅に二十八萬六千四圓を發行するに止りたり。

四、臺灣事業公債

此公債は臺灣の事業費支辨のため新に起したる一種の起業公債なり、明治三十一年九月二十四日臺灣總督は臺灣起業公債募集計畫及法律案を具して内務大臣に稟請する所あり、政府は臺灣事業公債なる一種の新債を起すの議を決し、之が法律案を第十三議會に提出し其協賛を經、三十二年三月二十日法律を以て交付したり。此法律による起業の項目は鐵道布設、土地調査、築港及廳舎建築にして、公債の募集豫定額三千五百萬圓、公債利子一ヶ年百分の五以下、据置年限十ヶ年以内、發行の年より四

十五ヶ年以内に償還するもの、其他は整理公債條例に準じたるものとす、然れども此公債は爾後普通募集の方法に由りたる者なく皆特別発行の方法により政府預金の運用に由りて其要求を充し四十二年未迄に發行したる總計は三千四百五十萬圓なりき。

五、國庫債券及臨時事件公債

此公債は日露戰役に關する臨時軍事費支辨の目的を以て發行せられたる公債にして、我國公債ありて以來最も大規模なる起債なり。國庫債券の募集は前後五回に亘り、募集總額五億圓、臨時事件公債は戰後一回募集總額二億圓なり。發行の景況に就ては已に戰時財政の章に詳説したれば此には略す。

六、臨時事件公債追加

先是三十九年に發行したる臨時事件公債に付ては既に戰時財政の部に説けるが、其追加として四十二年三月末迄に一億一千〇七十三萬五千四百圓の發行あり。

此公債は戰後行實資金に代へて受賞者に交付したるものに外ならず。

七、舊鐵道會社債務整理公債

此公債は鐵道國有法及京釜鐵道買收法に基き發行したるものにして、鐵道國有に伴ひ、舊鐵道會社の有する債券其他の負債を整理償還する目的を以て發行せられたるものにして、是等の買收鐵道の有する債務の總計は七千六百四十八萬圓なりしが、其内四千二百二十七萬圓は既に償還せられ、尙其殘額の整理のために發行されたる本公債の發行二千七百六十八萬三千八百五十圓、其の條件は五分利、据置期限五ヶ年償還期限五十二ヶ年とす。

八、鐵道買收公債

此公債の發行の由來に付ては既に鐵道國有の章に説けるが如し。此公債は四十一年より四十二年に至る私設鐵道の買收價格として交付發行したるものにして、四十二年七月末日迄に發行したる總額四億七千六百三十一萬八千八百圓なり、其條件五分利、五ヶ年据置、四十六年より九十六年に至る間に償還せらるべきものとす。

九、一時借入金

從來の一時借入金は別段之に關する法律なかりしが、明治二十七年二月二十日法律第十六號の規定あり、爾來借入金は皆法律の規定の下に立つ事となりたり、是等の借入金の實現の景況を一々説くは冗繁に堪へずと雖も、唯注意を要するは、戰後財政の膨脹に伴ふて此種の借入金の額を増加し、日露戰後の如きは大藏證券を併せて此種の借入金常に一億圓内外を往來したる時期ありしこと是なり。而して今日尙四五千萬圓の程度を下らざるなり。

第二款 外國債

一、四分利帝國英貨公債

政府は是より先明治二年に於て鐵道建設のため、九分利外國公債百萬磅(我金貨換算四百八十八萬圓)を發行し、次で明治六年秩祿整理のため、七分利付外國債二百四十萬磅(我金貨換算千七百七十一萬二

千圓)を發行したる事は前編之を説けり、而して是れ我國が外國に公債を募集したる初めなりしと雖も、爾後政府の公債政策は全部内國債のみに依頼するの方針を取りたるを以て、明治三十二年に至るまでは外國債なるもの全く之れなかりき、然るに日清戦後に及んで戦後經營の財源のために巨額の公債を募集するの必要に迫り、其結果鐵道公債、事業公債、北海道公債の起債計畫あり、而して此の三公債に係る募集豫定額は三十一年度に於て七千九百二十九萬二千餘圓の多きを算せり。然るに當時内地金融の切迫は二十九年及三十年に於る農作の不良等により益々其度を高め、獨り國債の募集に應ずるの餘力なきのみにあらず、民間事業の資本さへも漸もすれば之を外國に求めんとするの状況を呈し、國債募集の事たる殆んど實行の望みなし、此に於て政府は止を得ず該豫定額の内、幾分は事業と共に、之を翌年度に繰延べ、其殘額は一時債金特別會計資金を繰換へ、翌年度に於て公債の募集を果し、之を返還すべき事となしたるを以て幸ふじて其年度の事業費を支辨せりと雖も、翌三十二年度に入りては、最早公債の募集を猶豫すべからざる場合に類したるのみならず、同年度に於ては其相當年割額二千九十六萬餘圓を募集すべき豫定あるにより、結局兩年度を合して一億二十五萬八千餘圓は是非共同年度内に於て公債募集を果さざるを得ざるの結果に立至れり、然るに内地に於る金融の狀況は依然回復の徴なく、益逼迫を極め、到底急に内國債の募集を舉行し得べき見込なきを以て、政府は愈々外國債を起して此難關を凌ぐの決心を爲すに至れり、此に於てか政府は之に關する特別法の制定を必要とし第十三議會の協賛を経て、四十二年四月十九日法律第百一號を公布せり、此法律は前記三公債を外國市場に於て募集する場合に限り適用すべきものにして、此場合には外國貨幣を以て證券の金額

を記載し、其證券の種類、元金、据置年限、募集、償還、利子の計算及支拂に關する方法等の必要な手續は、命令を以て之を定め、但し償還期限は公債募集の年より起算し、五十五年を越る事を得ずと規定せり、此法律によりて募集したる外債は所謂帝國四分利英貨公債と稱するものにして、募集總額一千萬磅利率一ヶ年百分の四、元金は三十二年一月一日より起算し、十ヶ年据置、据置期限經過後四十五年間に抽籤償還するものとし、證券の發行價格は券面金額百磅に付九十磅、シンデケートの手續料は四十萬磅、即百分の四なりき。

シンデケートは三十二年六月二日を以て募集に關する目論見書を發表し、公衆の應募申込期日を同月六日とし之を一般に發表せり、其成績如何を見るに、此公債に對して行れたる先物の取引相場は却て發行相場よりも低落するの景況を表し、景況甚不良にして、實際公衆の申込は僅に九十八萬餘磅に過ぎざりき。然れども此公債の募集は固よりシンデケートに於て引受けたるものにして、公衆に對する關係の如きは政府の干與すべき所にあらざりしや言を俟たず。

右證券總額千萬磅の邦貨換算九千七百三萬圓(英貨一磅に付九圓七十六錢三厘換)にして之を三種の公債に配當したる額と三十二年度に於て募集すべき額との比較を掲げば次の如し。

名稱	起債額の配當	三十二年度に於て募集すべき額		計	比較の差即ち募集未済額
		三十一年度より	三十二年度		
鐵道公債	一七、五七七、七五〇	八、三六四、八一三	九、二一二、八七四	六三、一七、五七七、七五〇	
事業公債	七八、〇五二、二五〇	七〇、〇二七、三五一	二、五三、九七八	八七、八一、二八一、三〇〇	三、二二九、〇五〇

北海道鐵道公債二、〇〇〇、〇〇〇 一、〇〇〇、〇〇〇 一、〇〇〇、〇〇〇 一、〇〇〇、〇〇〇
 合計 九七、六三〇、〇〇〇 七九、三九二、〇四八 二一、四六六、八五二 一〇〇、八五九、〇五〇 三、三二九、〇五〇

此一億圓足らずの英貨公債、是れ實に明治に入りて政府の大規模の外債を見るに至りたるの始めなり。
 二、日露戦後の外債

日露戦役當時前後四回に渡れる外債の發行あり。即ち第一回二回六分利英貨公債、第一回二回四分半利付英貨公債是なり。戦時の此發行は外債史上新時期を畫したる大起債にして、發行總額實に八千三百萬磅、邦貨に換算して約八億圓の大額に上る。其詳細は戦時財政の章に於て説きたれば、此には之れを略す。

三、四分利英貨公債

先是、臨時事件に關して募集せる公債、及借入金整理の目的を以て、三十八年十一月勅令を以て、外國市場に五千萬磅の公債發行の規定を發布し、同月二十八日を以て其一部二千五百萬磅を發行したり、四分利英貨公債是なり。

此發行條件は年利四分、發行價格、九十磅、据置期限十五ヶ年、据置後二十五ヶ年償還とす、而して右は倫敦に於て六百五十萬磅、巴里に於て千二百萬磅、紐育に三百二十五萬磅、獨逸に三百二十五萬磅の割合を以て賣出したり、而も戦役以來の最低條件にして何等の擔保を供せざるも、應募成績極めて良好、倫敦に於る申込高二十七倍、ベルリンに於ては二十倍餘、紐育に於ては四倍餘の申込ありたり、此公債の實收額二億四千四百〇七萬五千圓にして、政府は是を以て三十九年三月より八月までに

第四回、第五回六分利國庫債券の償還を行へり。

四、五分利英貨公債

政府は又四十年三月に於て五分利英貨公債二千三百萬磅を募集せり、此公債は三十七年に發行したる第一回第二回の六分利外債二千二百萬磅の整理償還の目的を以て發行したるものにして、其條件は五分利、發行價格九十九磅十志、元金据置期限十五ヶ年にして、据置後二十五ヶ年償還とし、倫敦巴里の兩地に於て募集せられ相應の成績を以て其目的を達するを得たり。

第三節 日露戦後の四分利整理公債

明治四十二年度末に至る迄我内外公債の沿革は大體以上の如くなるが、同四十三年に入りて我政府は若し成功せば我國債史上一新紀元を開くべき大事業に着手するに至れり。何ぞや他なし。從來の五分利以上の公債を据置期限の経過を待つて、悉く四分利に借換へんとするの事業是れなり。而して此目的の爲めに明治四十三年末迄に政府の募集したる公債は第一回第二回の四分利内國公債二億圓、四分利佛貨公債四億五千萬法（一億七千四百十五萬圓）及び四分利英貨公債一千百萬磅（一億七百三十九萬三千圓）合計四億八千五百五十四萬圓なり。今是等の公債の發行年月日並に條件の大要を左に略叙せん。

一、第一回二回四分利公債

此公債は四十三年二月五日及び同年三月十五日の兩回に於て發行規定を發表し、第一回は二月十九日

より同二十五日迄、第二回は四月五日より同十一日迄を申込期限として、一般より募集したる者にして發行額面金額は兩回とも各一億圓、利率年四分、發行額九十五圓にして据置期限十年、償還期限は据置後五十ヶ年とす。而して應募は何れも證券を以て現金に代ゆるを許せり。

此公債の募集の成績に付て、當局者の報する所に由れば應募申込額は第一回に於て一億八千萬圓、第二回に於ては一億五千萬圓に達し、何れも募集豫定額に超過したり。尤も右兩回共東京大阪兩地の主要なる大銀行を以てシンデケートを組織し、之に引受を爲さしめたる者にして、政府は該シンデケートに對して二分の手數料を交付せり。發行成績左の如し。

募集額		第一回	第二回
公債代用	一〇〇,〇〇〇,〇〇〇	一〇〇,〇〇〇,〇〇〇	
公債代用	六八,六八三,一〇〇	九三,三五七,五五〇	
現金證券	三一,三一六,〇〇〇	六,六四一,九五〇	
實收額	九五,〇〇七,六八三	九五,〇〇二,三八〇	

此外政府は同年五月十七日五分利公債一億九千萬圓の償還を布告せる後、償還を受くる者に對して其希望に應じて、百圓に付き九十五圓の割合を以て四分利公債を交付したる者あり。其額同年七月迄に七千四百三十六萬三千五百五十圓に達せしと云ふ。

二、四分利佛貨公債及四分利英貨公債

四分利佛貨公債四億五千萬法は明治四十三年四月下旬、四分利英貨公債一千一百萬磅は同年五月上旬何れも其購印を了し、前者は四月三十日後者は五月六日大藏省令を以て其發行規定を公布せられた

り。其條件左の如し。

四分利佛貨公債		四分利英貨公債	
募集總額	四五〇,〇〇〇,〇〇〇法	一〇〇,〇〇〇,〇〇〇磅	
邦貨換算	一七四,一五〇,〇〇〇圓	一〇七,三九二,〇〇〇圓	
利率	年四分	年四分	
發行總額	九十五法五十卷	九十五法	
據置年限	十ヶ年	十ヶ年	
償還期間	据置經過後五十ヶ年	据置經過後五十ヶ年	

抑も此四分利借換の事業は、戦後公債政策としては特筆すべき大事業にして、正に是れ、明治十九年の五分利借換事業と其趣を一にするものなり、然れども此事業は今日尙進行の途中にあるものにして、如何なる成果を告るかは今に於て之を知る事能はず。

第四節 國債償還

明治初年以來の國債償還の沿革を尋るに、先是、明治十一年、時の大藏卿大隈重信が、國債償還方案、及減債基金設置を計畫し、太政官の允許を得て實行に着手せるもの、是實に我政府の國債償還計畫を立てたるの濫觴なりとす。

尤も其以前、明治六年に同様の償還方法の立案なきにあらざりしも、其後種々の事故によりて實行するに至らざりき、後明治十二年六月に至り大藏卿は財政上種々の改良を加ふると共に、國債の償還法案

にも多少の修正を加へ、爾來着々減債の功を奏したり、當時の計畫によれば明治十一年度より十八年度迄は毎年二千萬圓づゝ、十九年度より三十三年度迄は毎年二千百萬圓づゝ、三十四年度より三十七年度迄は毎年二千萬圓宛等の元利償還金を規定して通常歳入より支出し、三十八年度に至りて國債及び紙幣の全部を返済し終るの計畫なりき。

然れども其後中山道鐵道公債の募集及金札引換無記名公債の發行によりて新に債額を増加し、又一面に於ては歳計上國庫に生じたる餘裕金を運用して計畫以上に紙幣を銷却したるもの尠なからず、是等の事實は綜合して大に國債の状況を變化せしめたるを以て、鐵道の減債法案も自ら改正を必要とするに至り、大藏卿松方正義は明治十八年度及十九年度以降の償還法案を改定し、明治十九年度より二十二年度迄は毎年凡二千萬圓宛、二十三年度より三十八年度までは毎年凡二千三百萬圓宛を常用部より支出し、又明治三十九年度より五十四年度迄の支出額もそれく豫定し、明治五十四年度に至りて全部の償還を終るの計畫を定めたり。

降りて明治二十七年に至り軍事公債の起るあり、其債額巨大にして之が元利消却には多額の支出を要し到底從來の定額たる二千萬圓内外の範圍に於て支辨する能はざるを以て、此軍事公債の元利金は定額以外に其財源の供給を仰ぐ事とし、次で戦後經營の必要に應じ事業公債の發行あり、是等のため明治廿九年度の歳計豫算に於て國債元利銷却に充てたる資金は二千八百九十五萬圓に及び。爾來國債償還法案は屢改定せらるゝも大體の骨子は定額二千萬圓の外必要に應じ若干の増加を爲したるものにして、此方法を以て三十七年日露戰役當時に及べり。

日露戰役以後内外に巨額の軍事公債を募集したるがため、帝國國債は一躍して二十億圓以上に達し、三十九年度に於ては、利拂のみにも内國債に對して五千萬圓、外國債に對して五千一百萬圓の多きを要するに至れり。斯くて到底從來の減債法案にては元利償却の目的を達するに由なく、茲に政府は新に大規模の減債計畫を定るに及べり。即政府は公債の償還を確保するが爲に國債償還基金法案を議會に提出して、其協賛を得三十九年三月之を公布せり。此法律によれば減債基金收支は特別會計として之を一般會計と區分し、從來一般會計より減債の目的を以て支辨したる金額は皆之を此基金に繰入れ、且日露戰役に關係して起せる國債の元利償還の爲に新に繰入を要する減債資金は一ヶ年一億一千萬圓を下るべからずと定めたり、而して政府は此計畫によつて向ふ三十ヶ年間に公債の全部を償還するの計畫を立てたり。

抑も此計畫によるときは、從來の國債元利償還に引當てたる年額四千萬圓及新に加へられたる減債基金繰入一億一千萬圓を合して元利償還の目的に供せらるべき資金の總額一億五千萬圓内外に上り、其内利子一億二千萬圓内外を控除する時は、毎年三千萬圓内外は元金償還に充當し得るの豫算なりしなり。然るに其後明治四十二年度の歳計を計畫するに當り、時の大藏大臣桂太郎は更に公債償還を急にする必要を認め、爾來毎年國債の償還に充當すべき金額を少くも五千萬圓以上と爲すの計畫を定め、此方針によりて巨額の資金を減債基金に繰入るゝ事となりたり、爾來今日に至る迄政府は此方針を以て減債に務めつゝあり、

今明治初年以降四十二年度に至るまでの毎年の起債高償還高及年度末現在高を表示せば次の如し。

年次	起債額	償還額	年末及年度末現在高
明治三年及四年	四、八八〇、〇〇〇		四、八八〇、〇〇〇
五年	二、三九五、五五〇	二一九、四五四	二八、〇五六、〇九五
六年	一、三、二九二、二〇〇	七〇七、四五四	四〇、六四〇、八四一
七年	六、九八六、二五〇	七〇七、四五四	四六、九一九、六三六
八年	一〇、二三〇、五五〇	一、三三九、九九四	五五、八一〇、一九二
九年	七、四〇〇、〇〇〇	一、八九〇、二四八	五三、九二七、三三三
十年	一八三、三八八、九〇〇	九七五、八五四	二三六、三四〇、三八九
十一年	一八、三四八、〇〇〇	二、三二四、二七三	二五二、三六四、一六五
十二年		二、一六五、四〇六	二五〇、一九八、七五九
十三年	三、〇〇二、六五〇	三、八六三、一七八	二四九、三三八、二三〇
十四年	六、二七、五五〇	三、八三八、二三九	二四六、一二七、五四一
十五年	四、二七、九五〇	六、〇四四、二〇七	二四〇、五一一、二八三
十六年	三、七二、五五〇	一、三、二二〇、九四四	二二七、六六二、八八九
十七年	一六、四一四、六〇〇	四、二一五、五七五	二四一、二五五、九八七
十八年	六、五八二、七〇〇	五、一八八、六二六	二四一、二五五、九八七
十九年	四一、六八二、六〇〇	二、五、四五六、二七二	二五七、四八二、三一四
二十年	七、四、五五四、四五〇	六、六、六四四、一八二	二六五、三九二、五八二
廿一年	四、八、八七二、九〇〇	五、四、一九六、六六二	二六〇、〇六八、八一九
廿二年	三、一、一六六、九五〇	三、一、一八二、五五三	二六〇、〇五三、二二二
廿三年	二、五、三四七、四五〇	一〇、一六三、九九六	二七五、二三六、六六九
廿四年	一、九、四六二、四五〇	二〇、〇七三、一一〇	二七四、六二六、〇〇九
廿五年	四〇、八五〇、三五〇	三、七、五八二、〇四七	二七七、八九四、三一

年次	起債額	償還額	年末及年度末現在高
廿六年	一、八、九八七、九〇〇	三〇、〇六七、三六〇	二六六、八一四、八五一
廿七年	三、三、五〇〇、〇〇〇	一、六、〇七八、七九七	二八三、二三六、〇五三
廿八年	一、四、四、二三四、〇〇〇	三、五、三四六、一五八	三九二、一三三、八九五
廿九年	一〇、五、九二八、八七五	七〇、九三〇、八三五	四二七、二二一、九三四
三十年	五、七、四五三、三七八	七、二、七九一、〇五二	四二一、七八四、二六〇
三十一	六、一、二二三、三五〇	五、九、六二五、七三六	四一三、二八一、八七三
三十二	一〇〇、三六五、七五〇	七〇、四四六、九七四	五〇三、二〇〇、六四九
三十三	二、四、七一一、六五〇	一、六、一一三、七〇四	五一四、七六四、一九五
三十四	四、二、一〇二、六五〇	一、一、八四〇、七〇五	五四五、〇二六、一四〇
三十五	四、六、一四七、六五〇	三、一、五五二、七七九	五五九、六二一、〇一一
三十六	五、七、一〇七、二三〇	七、八〇九、二九〇	六〇八、九一八、九五二
三十七	六、六、八、九三七、八四四	二、三、八、四一九、四五四	一、〇三九、四三七、三四一
三十八	一、四、四一、〇四一、九八六	一、二、九、二七七、九五五	一、三五一、二〇一、三七二
三十九	三、八、八、九二四、八五八	二、八、五、六五四、八一五	二、四五四、四七一、四一五
四十	八、八、八、四八、九九七	二、六〇、九七五、一九六	二、二八二、三四五、二一六
四十一	七、三、七三一、一六四	一〇〇、二六四、四六三	二、二五五、八一、九一七
四十二	五、四一、二七八、五八二	一、三、六七六、九九五	二、六六五、四一三、五〇四

尙参考の爲に明治四十二年度末即ち同四十三年三月末日に於ける我國債未償還殘高を左に表示せん

種別	利率	賦金及利子	仕拂期日	起債年月	据置年限	始期	終期	償還期限	起債高	未償還高
公債	無利子	十二月	明治五年	明治五年	十二月	十二月	十二月	十二月	一〇、三三、七五	二、三三、七五

第四編 國會開設以後の財政 第七章 國債の膨脹及整理

債國內		債國外	
海軍公債	五分	帝國四分利付英貨公債	四分
整理公債	五分	第一回四分利付英貨公債	四分
鐵道公債	五分	第二回四分利付英貨公債	四分
軍事情債	五分	第三回四分利付英貨公債	四分
事業公債	五分	第四回四分利付英貨公債	四分
北海道鐵道公債	五分	五分利付英貨公債	五分
臺灣事業公債	五分	蘇北海運炭礦鐵道株式會社債	五分
綠高整理公債	五分	舊關西鐵道株式會社債	四分
臨時事件公債	五分	計	
舊鐵道會社債務整理公債	五分		
鐵道買收公債	五分		
國庫債券整理公債	五分		
第一回四分利公債	四分		
第二回發行國庫債券	五分		
第三回發行國庫債券	五分		
煙草專賣法國庫債券	五分		
舊武備通株式會社債	七分		
計			

種類	利率	起債年月	據置年限	債還期限	債還完了期	起債及償還商
新公債	四分	明治五年六月十二日	明治七年	明治八年	二十九年	三三三
金札引換公債	六分	明治五年六月十二日	明治七年	明治八年	二十九年	三三三
秩祿公債	八分	明治五年六月十二日	明治七年	明治八年	二十九年	三三三
金祿公債	六分	明治五年六月十二日	明治七年	明治八年	二十九年	三三三
計						

更に此時迄に償還済となりたる公債の發行條件、起債期、及償還完了期日を左に表示すべし。

一、償還済國債 (明治四十三年三月末日調)

種類	利率	起債年月	據置年限	債還期限	債還完了期	起債及償還商
帝國四分利付英貨公債	四分	明治五年六月三十日	十年	明治十四年	明治十四年六月三十日	三三三
第一回四分利付英貨公債	四分	明治五年八月十五日	十年	明治十四年	明治十四年八月十五日	三三三
第二回四分利付英貨公債	四分	明治五年八月十五日	十年	明治十四年	明治十四年八月十五日	三三三
第三回四分利付英貨公債	四分	明治五年八月十五日	十年	明治十四年	明治十四年八月十五日	三三三
第四回四分利付英貨公債	四分	明治五年八月十五日	十年	明治十四年	明治十四年八月十五日	三三三
五分利付英貨公債	五分	明治五年九月十二日	十年	明治十四年	明治十四年九月十二日	三三三
蘇北海運炭礦鐵道株式會社債	五分	明治五年七月一日	十年	明治十四年	明治十四年七月一日	三三三
舊關西鐵道株式會社債	四分	明治五年七月一日	十年	明治十四年	明治十四年七月一日	三三三
計						

殆んど皆之を網羅し、歐米諸先進國の數百年間の經驗を僅々四十有餘年間の短日月の間に悉く嘗め盡したる者といふも過言にあらず。而して就中最後に於る日露戰後の經營は、此の戰役の結果によつて、我國民に課せられたる重要な財政問題の解釋を意味する者にして、其答案の得失如何は最も興味多き研究事項に屬するなり。然れども此事は今日正さに進行の途中に在る者にして未だ成果の全部を判斷し得るの時期に達せず。要するに此事業を遺憾なく成功の域に導き得るか、抑亦悔を將來に残すに至らざるべきか、其如何は一に今日以後の我國民の態度に由りて決すべし。而して現在に於て已に進行しつつある所の軍備其他諸般の計畫が、果して我國民の現在の實力に添ふものなるや否や、又現在の如き方法を以て國民の負擔する所の租税が、果して此儘に國民が堪へ得て、以て國運の伸張に妨ぐる所なきを得るや否や。是れ又大に疑問の存する所、大に議論の在る所、之に對する終極の解釋を與ふる者は蓋し今後の歴史なるべし。

明治財政史綱 完

◎現代努力の典型は此を朝日新聞に見よ

- 獨立せる朝日新聞
- 權威ある朝日新聞
- 信用ある朝日新聞

權勢に屈せず時俗に阿らず故に終始公平無私

百の新聞を併せ讀むも最終の謬らざる判斷は之を朝日より得ざるべからず

「何事の起り來るも世人は問て曰く「朝日は如何に報道せるか」「朝日は如何に觀察せるか」と、「朝日曰く：」は萬鈞の力あり



每號八頁 無休刊
定價一月三錢 外埠加送
郵費在拾錢外

發行所

東京市口 京橋一區 龍三山町

(七の特)

- 報道の敏確なる朝日新聞
- 趣味横溢せる朝日新聞
- ◎ 如上の信用と努力を以て朝日新聞は永へ斯界の巨人たり

内外通信機關の組織完備して報道の敏確なること響の聲に應ずるが如し、常に一步を先んせんとするものは朝日を讀まざるべからず
小説隨筆と云はず繪畫寫真と云はず歌舞演劇の記事に至る迄趣味清新筆穠に流れず朝日を讀まば家庭の樂事之に過ぎざるべし

東京帝國大學 法學博士 高野岩三郎著

財政原論

本書は著者が其平易流暢の筆を以て極めて簡明に文明國の財政の理論を述べたるもの其官業制度を排し又極力租税の重要を唱道したる邊の如きは以て著者の懷抱する主義の一斑を窺ふに足るものありと雖全編を通じては最も公平に最新の學說を紹介するに努め妄りに私見を交へず強て異説を立てず所論穩健にして又的確恐らくは好著述として之を世上に推奨するに足らん乎請ふ斯學に志すの士は固より苟も財政に關係あるの人は争ふて一本を整へて座右に備へられんことを

全 壹 冊
本綴製本堅牢
定價金壹圓五拾錢
小包料金拾貳錢

笠井保編

金融市場

全 壹 冊
菊版四百二十頁
定價金壹圓參拾錢
小包料金拾貳錢

現下世界的金融市場は倫敦なり、以て倫敦に起る金融の一變化は直ちに各國の市場に影響する恰も影の形に隨ふが如し、英國の碩學パデオット氏學理經驗相須て深く是が研究を重ね以て這般の消息を説き、其著書は斯界のバイブルを以て推さる、編者又氏の位置に立ち、我が學者實務家の羅針盤たらしめんとして氏の原著に依りて本編を公にす

電話本局三三三番
板橋口座三七〇番

有斐閣書房

東京市神田區
橋通リ

東京帝國大學 法學博士 高野岩三郎著

財政原論

全 壹 冊
本綴製本堅牢
定價金壹圓五拾錢
小包料金拾貳錢

本書は著者が其平易流暢の筆を以て極めて簡明に文明國の財政の理論を述べたるもの其官業制度を排し又極力租税の重要を唱道したる邊の如きは以て著者の懷抱する主義の一斑を窺ふに足るものありと雖全編を通じては最も公平に最新の學說を紹介するに努め安りに私見を交へず強て異說を立てず所論穩健にして又的確恐らくは好著述として之を世上に推奨するに足らん乎請ふ斯學に志すの士は固より苟も財政に關係あるの人は争ふて一本を齧へて座右に備へられんことを

笠井保編

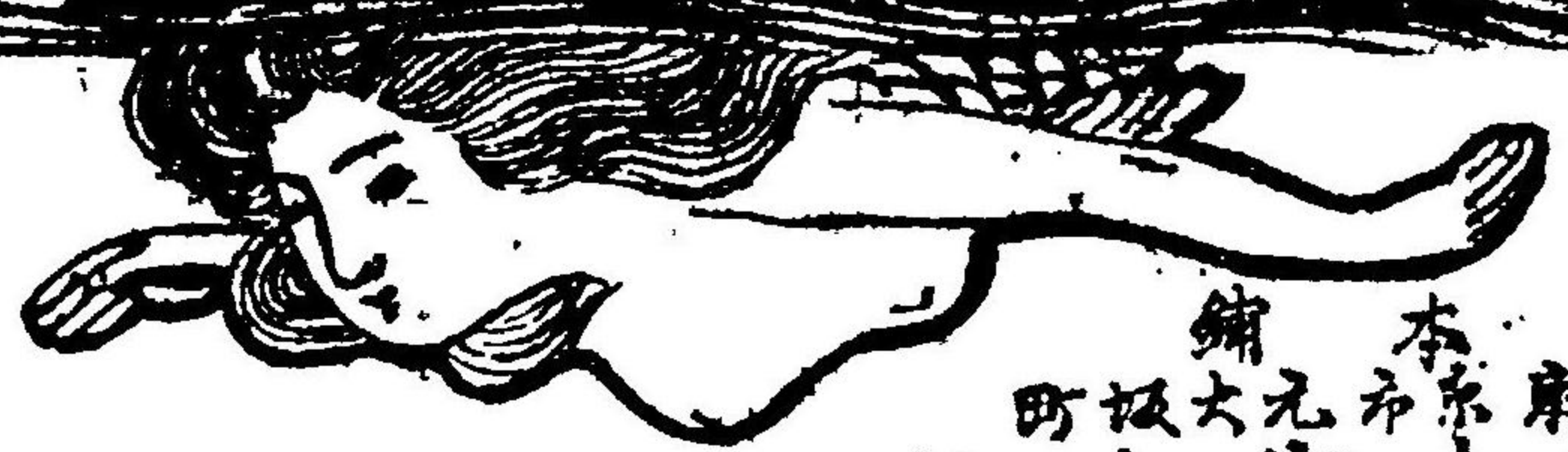
金融市場

全 壹 冊
菊版四百二十頁
定價金壹圓參拾錢
小包料金拾貳錢

現下世界的金融市場は倫敦なり、以て倫敦に起る金融の一變化は直ちに各國の市場に影響する恰も影の形に隨ふが如し、英國の碩學パデオット氏學理經驗相須て深く是が研究を重ね以て這般の消息を説き、其著書は斯界のバイブルを以て推さる、編者又氏の位置に立ち、我が學者實務家の羅針盤たらしめんとして氏の原著に依りて本編を公にす

清丹の効能
皮膚病に
疥癬
用すれ
小金物
甲冑等には
一是本割効
能の著るす
清丹は時
常備する
べき

清丹



高木與兵衛
本店
東市
本元
大板
町

定價
同 十錢
同 十錢
同 十錢
同 十錢

滋養風味ありのみ

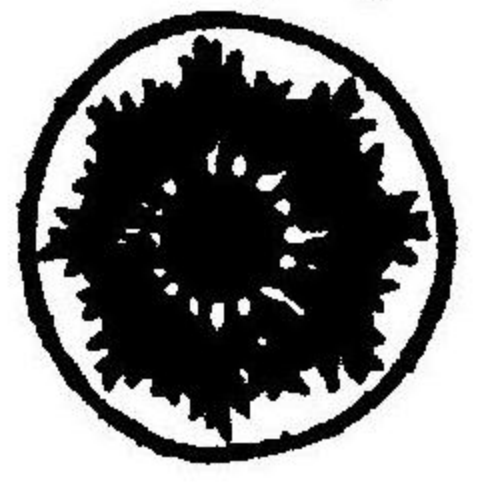


平区山崎町十番地
二葉商店
電話二〇六五番

電話本局三三三番
番〇七三屋口番振

有斐閣書房

東京市神田區
橋通リ



横濱市南仲通五丁目

横濱正金銀行

電話 特七三三番 支配人
特八〇一番 専用
八六二番
五九七番 (俗直用)

明治四十三年一月十一日

預金定期 六ヶ月 年 四分
當座 百圓ニ付 日歩 五厘

支店 東京、大阪、神戸、長崎、倫敦、里昂、紐育、
桑港、布哇、孟買、香港、上海、漢口、天津、
北京、牛莊、旅順口、大連、遼陽、奉天、鐵嶺、
出張所 安東縣、長春

此ノ内外権要ノ地ニ代理店有之候ニ付爲替、荷爲替、
信用狀其他内國手形割引、貸付、保護預等便宜御相談
可仕ニ付御都合次第御來談被下度候

瓦斯御使用の好機會

取付も器具代も口ハ
至急御申込み下さい

瓦斯器具無損料貸出 二月十七日より實行

次の器具は初め取付けます場合に限り無損料で御貸
上げ致します

上向ランプ... 取付座 釣竿 火口

下向ランプ... 取付座 釣竿 火口

炊事用... 取付座 瓦斯栓 七輪

瓦斯代大割引 四月一日より實行

これ迄の灯火、熱用の區別を廢めまして計量器を
にし、二割引の均一値段と致し、更に御消費高に依
つて相當の御割引を致します

東京神田錦町
東京瓦斯株式会社

(二付典)

一定期預金 六ヶ月以上 年四分五厘
一當座預金 百圓ニ付 日歩八厘
一小當座預金 百圓ニ付 日歩壹錢

東京市日本橋區坂本町七番地

田中銀行

電話 壹九九番
浪花 貳四〇番

預金利子

一定期預金 六ヶ月 年五分五厘
一當座預金 日歩 八厘
一別當座預金 日歩 壹錢壹厘
一貯蓄預金 年 四分八厘

七日マテニ預入ノ方ヘハ壹ヶ月分利子ヲ付ス
東京市牛込區神樂町貳丁目四番地



中央貯蓄銀行

電話番町二八〇番

同 本郷區森川町壹番地

同 本郷支店

同 牛込區櫻町三十六番地

同 榎町支店

電話番町三〇五七番

貸附金、割引手形、當座預金貸越等、御便利ニ低利ヲ以テ
御取扱可申候

(三付典)

一東洋經濟新報

合本 四十二年
下半年 出來

上製クロース金文字入

一册

正價金貳圓貳拾五錢(遞送料共)

右發賣候間御入用の方は至急御申込被成下度候

東洋經濟新報社營業部

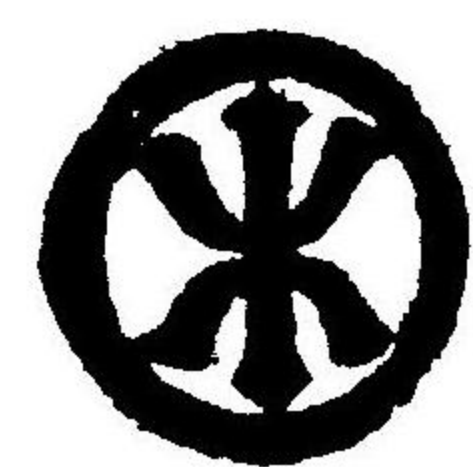
社員總代 森村市左衛門

東京日本橋區通登丁目十五番地

一 定期預金 年四分五厘

一 當座預金 百圓ニ付 日歩五厘

一 特別當座預金 百圓ニ付 日歩九厘



森村銀行

頭取 廣瀨實榮
支配人 諸葛小彌太

電話本局 四百九十八番
六百七十三番(長距離加入)

西洋

御料理

麹町區富士見町

登丁目廿九番地

富士見軒

電話 五十三番
番町 二一七四番



株式 第百銀行

東京日本橋區萬町
內國爲替取組先

東京	大塚	神戶	京都	大阪	名古屋	福岡	仙台	札幌	旭川	釧路	帯広	青森	岩手	秋田	山形	福島	茨城	栃木	群馬	埼玉	千葉	東京
東京	大塚	神戶	京都	大阪	名古屋	福岡	仙台	札幌	旭川	釧路	帯広	青森	岩手	秋田	山形	福島	茨城	栃木	群馬	埼玉	千葉	東京
東京	大塚	神戶	京都	大阪	名古屋	福岡	仙台	札幌	旭川	釧路	帯広	青森	岩手	秋田	山形	福島	茨城	栃木	群馬	埼玉	千葉	東京



日清印刷株式會社

東京市牛込區榎町

電話番町二四四一〇番

(六付典)

●當今我財政經濟の真相を忌憚なく暴露して財政否況の主因を戦後の重税誅求に歸し
 減稅論の急先鋒たり且桂内閣の唯一反對紙は實に我日本新聞なり
 ●小説「千里眼」は黒面某大家の筆に成り主人公たる妙齡の一美人は故森有禮氏の令兄
 にして明治の初年時の政治を憤り屠腹して相果てたる横山政太郎氏の令嬢然も變幻
 極りなき術を弄するの間戀の捕はれとなり竟に珍と歌はれ奇と稱へられたる身を琵琶
 管湖上に投じ去る其波瀾重疊の徑路は最も艶麗なる著者の筆により紙上に躍如たり
 又是れ時代を描寫せる好個の人情小説

日本新聞

無休年中刊

一ヶ月郵税共金四拾五
 錢六ヶ月以上郵税共金
 貳圓四拾錢
 此の廣告切取講讀申込
 の方に限り特別割引す

●講談一龍齋貞山が得意中の荒木又右衛門は紙上に活躍し近來の讀物たり
 ●不問語は現代社會のあらゆる裏面を描寫して奇抜と趣味とに富める特得のもの
 ●へなぶりは最も新しき言葉にて顯はせる三十一文字詩其着眼の樂天的にして警句能
 く骨を刺すは言はずもがな
 ●此へなぶりが及俳句、川柳悉く懸賞にして讀者諸君の傑作を獎勵しつつあり其他相場
 運動界記事、社會記事、何れも最も特色あり最も活氣あるは私かに本社の特許なりとす
 る所、花も實もあり、且つ趣味横溢、議論又最も穩健、苟も活動士人に必讀の新聞なり

發行所 東京市牛込區榎町十日番地 日本新聞社

電話 〇八九 番一八九 用局 〇八九 番一八九 用局 〇八九 番一八九
 番二八九 番二八九 番二八九 番二八九 番二八九 番二八九

(七付典)

●書籍雜誌卸賣專業●

弊堂は圖書雜誌卸賣專業として開業以來茲に滿二十五年益々業務の發展を來し候は各位の御愛顧による事と深く感銘罷在り候此際尙一層勉強仕發速迅價格低廉を旨として熱心誠意懇切に御取扱申候間多少に不拘御取引の程奉願上候尙雜誌目錄及取引規定は御申越次第御送附可致候

東海堂最近發兌圖書

法學博士中村進午先生序 早稻田大學講師 法學博士副島義一先生序 在獨逸井上忻治先生著
獨和法學大辭典
洋裝四六版千五百五十頁
正價金四圓五十錢

早稻田大學教授法學士三瀨信三先生 第五高等學校講師文學士多久安美先生 共著
獨逸新文典
菊版全三册上中下
各一册正價九十錢
三册特價貳圓五十錢

早稻田大學講師藤山治一先生 共著 (在獨逸) 井上忻治先生 共著
獨逸文詳解
四六版二百六十頁
定價 七十五錢

成句雜用例
家庭及教育
日本修美會編 今井恒郎先生外五學士著
菊版大本全一册
上製正價三圓五十錢
特價正價四圓五十錢

●長澤龜之助先生著

算術之部	新形ポケット全一册 定價 五十五錢
代數學之部	新形ポケット全一册 定價 五十五錢
幾何學之部	新形ポケット全一册 定價 七十錢
三角之部	新形ポケット全一册 定價 五十五錢

東尾京市東區橋目二丁目
東海堂 振替貯金八七六番
電話新橋一九一〇番
電話新橋一九一〇番

日英大博覽會
名譽大賞
受領

アサヒ
サッポロ
エビス

斯の如き至大の榮譽を荷ひたるもの東洋に於て獨り當社あるのみ之れ全く愛飲家各位の深厚なる御同情に外ならず
日本産の原料を用ひて醸造したる當社の製品は茲に醇良無比の麥酒たる事を證明せられたり
是れ單に當社の光榮なるのみならず亦實に我邦産業界の名譽なりと謂ふべし當社は更に一段の奮勵を加へ大方諸彦の御眷顧に酬んとす

宮内省 御用達
大日本麥酒株式會社

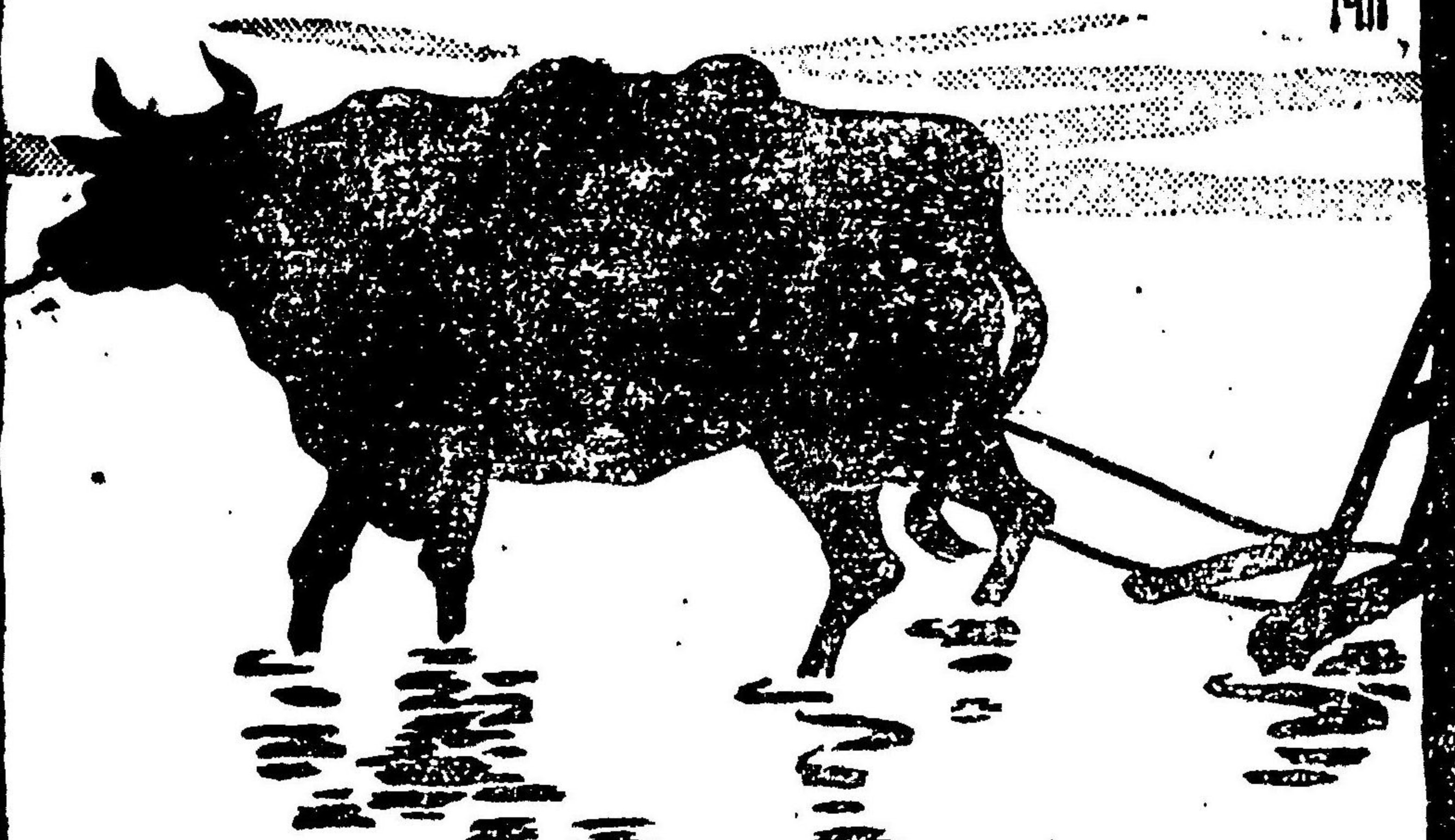
日英大博覽會
名譽大賞
受領

宮内省
御用達

大日本麥酒株式會社

アサヒ
サツポロ
エビス

斯の如き至大の榮譽を荷ひ
たるもの東洋に於て獨り當
社あるのみ之れ全く愛飲家
各位の深厚なる御同情に外
ならず
日本産の原料を用ひて醸造
したる當社の製品は茲に醇
良無比の麥酒たる事を證明
せられたり
是れ單に當社の光榮なるの
みならず亦實に我邦産業界
の名譽なりと謂ふべし當社
は更に一段の奮勵を加へ大
方諸君の御眷顧に酬んとす



營業品目

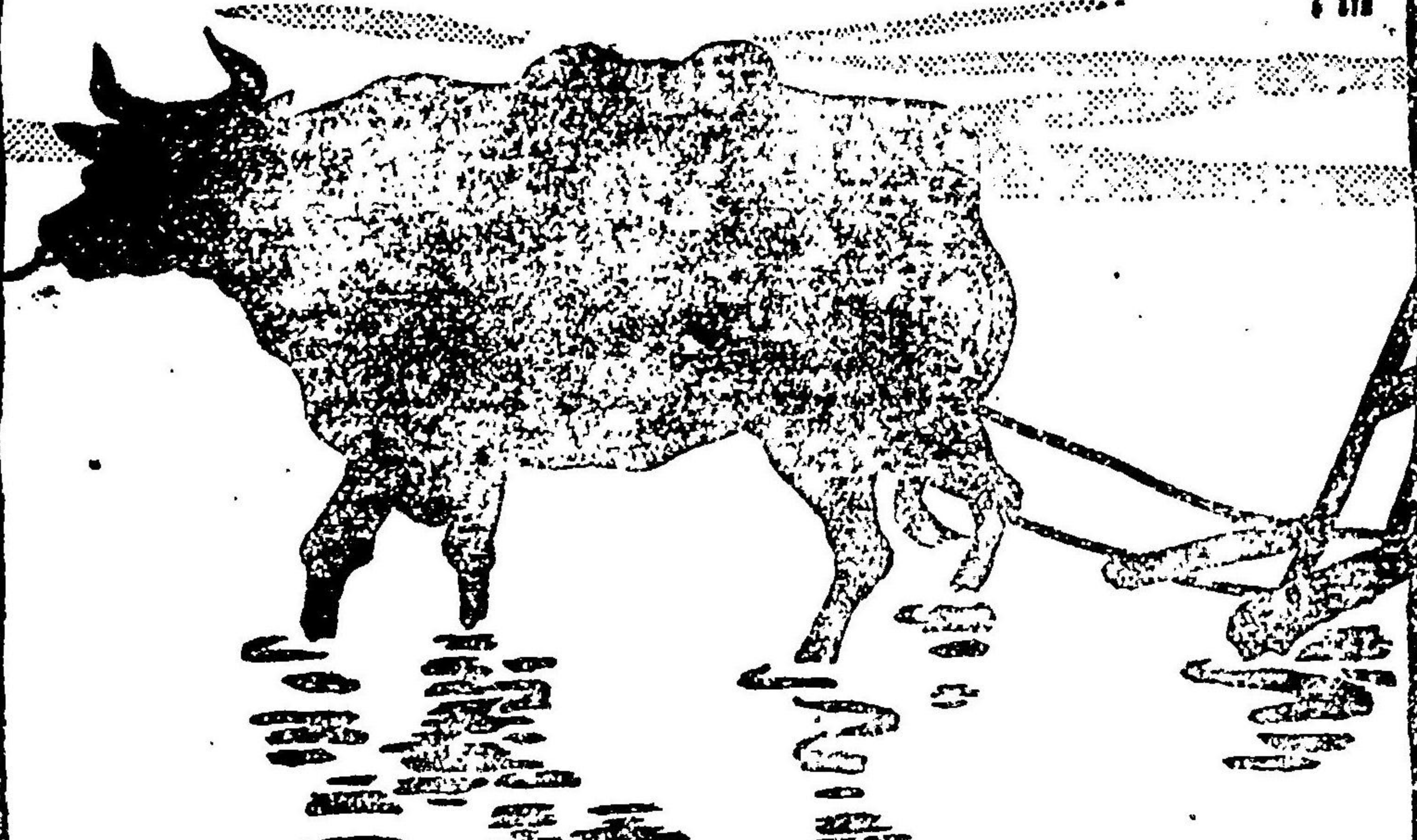
- | | | | | |
|-----|-----|-----|-----|-----|
| 印 度 | 南 米 | 獨 逸 | 英 國 | 清 國 |
| 骨 粉 | 石 灰 | 智 利 | 硫 酸 | 乾 血 |
| 粉 種 | 空 素 | 硝 石 | 加 里 | 肉 柏 |
| | | | | 安 泊 |
| 其 他 | 鹿 子 | 鹿 印 | 鹿 印 | 牛 印 |
| 各 種 | 粉 | 淡 洲 | 強 過 | 專 用 |
| | | 肥 料 | 磷 酸 | 肥 料 |
| | | | | 料 |

見本印刷物 御申越次第進呈

花浪紙電
 番一〇一三特
 番〇九〇三
 番二九二五
 番四六一四京東

東京深川佐賀町

鈴鹿保家商店



營業品目

- | | | | | | |
|----|----|----|----|----|----|
| 印度 | 日本 | 南米 | 獨逸 | 英國 | 清國 |
| 骨粉 | 石灰 | 智利 | 硫酸 | 乾肉 | 豆粉 |
| 種油 | 空素 | 硝石 | 加里 | 油類 | 粉類 |
| 鹿印 | 獅子 | 鹿印 | 鹿印 | 牛印 | 米國 |
| 其他 | 各種 | 粉類 | 肥料 | 肥料 | 肥料 |

見本印刷物
御申越次第進呈

電話號碼
番一三一三
番〇九〇三
番二九二五
座口日振
番四六一四東京

東京深川佐賀町
鈴鹿保家商店

人生百歳の社會問題は、政治に、文學に、宗教に、哲學に、教育に、藝術に、社交に、家庭に、其包圍する範圍、其影響する方面、廣汎複雑、多種多様、一概にして論じ盡す能はずと雖も、其由つて出づる根元を求めば、殆んど皆其中心を公私の經濟に置かざるはなし。蓋し經濟は人生の物質的基本なればなり。

毎月二回(五、十五、廿五日)發行

東洋經濟新報

四六版二倍大、紙格平易精粹、品格高尚、經濟界の標準雜誌

定 一冊金拾二錢
半ヶ年分 金貳圓〇七錢
一ヶ年分 金參圓九拾六錢
(全國無送料)

本誌は社會公私の純經濟を題目として、其範圍に於ける事實を報道し、時論を研究し人生問題解釋の基本たる、經濟の變化を審かし、時々刻々に遷り行く時運の趨向を明かにす、東洋時論の讀者にして、併せて本誌を讀まば、正に是れ虎に翼を添ふる者なり。◎浩益瀾り知るべからざるよし。

東洋經濟新報社

法學博士 天野爲之先生著

(正價金九拾錢
遞送料金八錢)

增訂版 第三十 經濟學綱要

第一附錄 經濟用語英和對照表

(暫く品切の處漸く出版せり)

第二附錄 經濟學綱要 一目表

本書は斯學の泰斗たる天野博士の多年心血を凝ぐ所、經濟學の原理を説き、實業政策の原理及財政の原理一目炳然。苟も世界の經濟的戰場に立て、富の増殖、富の監督に従事する我戰勝國民、必讀の寶典なり。尙ほ本版には特に第二附錄として圖解的一目表を巻尾に添へ一目經濟學大體の關係内容を明瞭ならしむ。大方購買争ふて購讀あれ。

發兌元 東京 牛町 東洋經濟新報社

(番八一五六座口金貯)

(十付典)

東洋經濟新報社編纂

第三版

明治金融史

正價金四十二錢

郵送料
市内金四錢
市外金八錢
外國金十二錢

日本近世史の一大科目たる明治の史料に就ては各方面に於て金融は蓋し其最たる者なり本篇は正
以て篇成せられたる唯一の史論即ち維新前後の經濟的變動して爾後四
十餘年間の變遷を解説し、金融機關の發達貨幣の流通の沿革等の主要事實を審にし、延ひて現代の金融に及ぶ。明治
折悉し得て一巻の中にあり。且つ重要な統計諸表を以てす。蓋し經世家、實際家其他苟くも明治金融
卷末附するに經濟金融に關する。重要なる統計諸表を以てす。蓋し經世家、實際家其他苟くも明治金融
の實相を知悉せんと欲する者、座右
缺くべからざるの寶典たり。

東洋經濟新報社

(一十付典)

東洋經濟新報社編纂

廿七年戰役及戰後の經濟

定價金廿錢 郵稅共(初手代用一割増)

三十七八年戰役は我帝國に取りて振古未曾有の大功業にして、
經濟上に於ては世界に多く其類を見ざるの新經驗なり。該戰
役の經過に伴ふ經濟上の幾多の新事實並に幾多の波瀾は、斯
學の攻究上又た歴史の考證上非常に貴重なる材料たるべし。
本篇は則ち此問題に就て我社獨得の犀利なる觀察と精密なる
調査に由り實に近時得難きの珍篇なり。

東洋經濟新報社

(三十付奥)

新刊

植松考昭著

自由貿易保護貿易

四六版二百四十餘頁 正價金六十五錢 郵稅金四錢

改正新關稅に對する異論先づ英國に起り一世の注意再び此問題に集まる。本書
は世の滔々たる保護貿易の風潮に逆向して、自由貿易の眞理を闡明し、同論の
爲めに萬丈の氣焰を吐きたる者、目下の關稅問題の解釋の爲めには必讀の好書
籍、又屈竟の好參考書たり、且つ關稅政策に關する過去百年の宿題を捕へて、
其眞相を解剖し、之に對する是非の議論の岐る、所を解説し、著者獨得の銳利
なる論鋒と該博なる引證を以て痛快適正の斷案を下したる所、世の同種の著書
中に於て其比を見ず。篤學の士に取つては無上の好研究資料たるを疑はず。敢
て一本を勸む。

發行所

東京牛込

東洋經濟新報社

振替口座六五一八番

(三十付奥)

東洋經濟新報社編纂

第二版

會社事業の現勢

定價金參拾錢
郵税金四錢

今や金利下り避金溢れ、起業界の風雲漸く動かんとする、是時に當りて、新に事業を計畫せんとする者、新に資本を放下せんとする者、將た事業の物興に臨んで、能く國家の政策を誤らず、社會の人心を警醒し、之をして常軌を逸せしめざらんことを欲する者、必づ先づ究めざるべからざるは、會社事業の現勢にあり、本篇は我殖産興業の大勢より觀察して現在重要の會社狀態を解剖したる者、正に此要求に應ずべき屈竟の好資料なり。大方の諸君子此際争ふて申込あれ。

發行所

東京
牛込

東洋經濟新報社

(四十付典)

大藏省鑑定官兼技師 坂口武之助君編

新刊 清韓關稅目詳解

洋裝美本一冊
正價五十六錢
郵税四錢

今や朝鮮は併合せられたりと雖も、本國に對する輸出入税及び諸外國に對する輸出入税は依然として舊關稅に依る者なり本編は之に清國の現行關稅をも併せ輸出入税率の詳目を列舉解説して其關係を一目瞭然たらしめたる者、實業家必携の資料なり

發行所

東京市牛込區天神町六番地
合名東洋經濟新報社

電話番町三十四番
二番 郵貯金六五一八番

(五十付典)

五 月 號

東洋時論

一冊十二錢郵稅一錢五厘半年壹圓貳拾錢

●時評 ●官僚團の強處弱處 ●政黨の強處弱處 ●官僚化か政黨化か

●普通 ●選舉に關して ●政黨領袖に望む (社論) ●對米問題と邦人の用意 (社論)

●女子職業教育熱 (社論)

●救貧問題 ●生活難の眞相及緩和策 (一) ●露西亞民衆の覺醒 アウトトルツク

●印度人の觀たる日本 江尻 正一 ●露西亞民衆の覺醒 アウトトルツク

●婦人 ●權選舉は文化の一新 ●イイストマン

●幕末 ●變と井伊大老 (二) ●吉田 東伍

●獨逸 ●新聞の過去及現在 (一) ●赤木 龜一

●性慾と形式的道德とは没交渉 ●墨國革命の運動 深甫 犯罪者の科學

●肺結核 ●三拾餘萬 ●社會統計 ●帝國劇場に「椿姫」を観る 片山博士

●食堂會議 ●時論 ●南北正論の斷案 ●世界の煩悶 ●軍備擴張の裏面外教篇 江 錄 俠子

●時論 ●南北正論の斷案 ●世界の煩悶 ●軍備擴張の裏面外教篇 三巴樓主人

●曲うらの裏 (三) ●時報 ●歌謠 ●はきせ上等

●時報 ●歌謠 ●はきせ上等

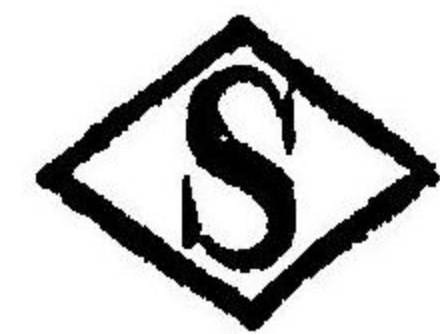
精粗角糖 S 製造販賣

大日本製糖株式會社

東京工場 大阪工場 大里工場 臺灣工場

發行所 東京市 東洋經濟新報社

賣販造製



糖角粗精

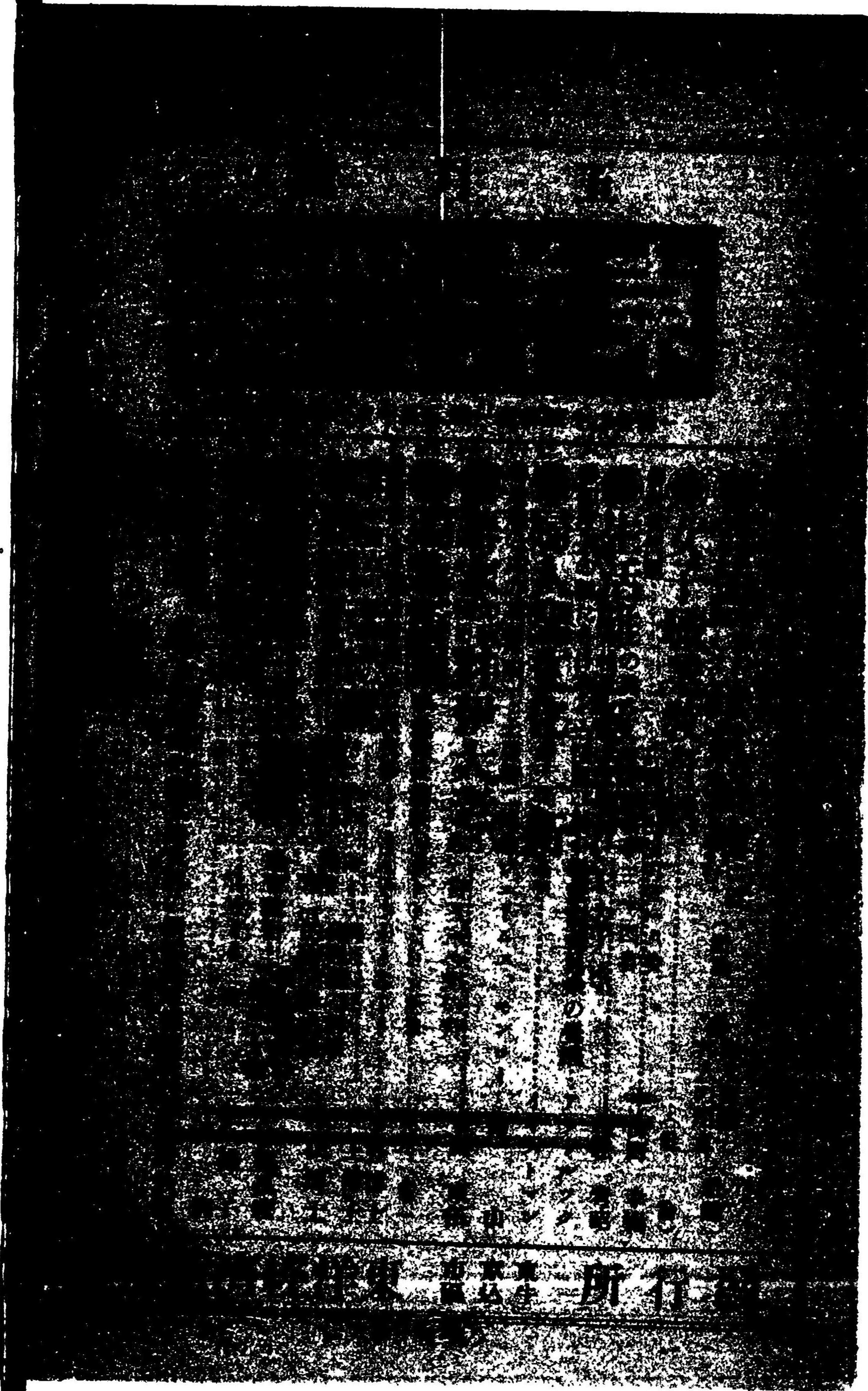
大日本製糖株式會社

東京工場

大阪工場

大里工場

臺灣工場



銀、銅、銅線

石炭、骸炭

東京市丸の内

古河鑛業會社



(二十の持)

●東洋經濟新報 臨時增刊 第五五八號

明治財政史綱

正價金四拾八錢

外二郵稅

明治四十四年四月廿八日印刷
明治四十四年五月一日發行

發行兼編輯人 松下知陽
印刷人 福岡之治

發行所

東京市牛込區天神町六番地
合名會社 東洋經濟新報社

印刷所 日清印刷株式會社

